

管理委託を可能にしていることがあります。現行では公の施設の料金は使用料として議会の承認を必要としておりますが、ここでは、「条例の定めるところにより」という一定の歴史はあるものの「利用料金」といいかえることで當利を目的とする管理受託者の自由な料金値上げが容認されており、委託された施設の料金値上げは必ずあります。

以上が反対理由であります。
なお、本改正案の特別の休日制度に関する部分については積極的に賛成でありますし、地方公務員等の在籍専従期間に関する部分についても、七年という上限をつけることは問題であります。しかし、内容上は同意できるところであります。
これらの賛成部分があるとはいって、先に述べた職務執行命令訴訟制度上の改悪は地方自治の根幹に係る重大な問題であり、このような制度の後退を容認することはできず、全体として本法案に対して反対の態度をとるものであります。

○委員長(野田哲君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
地方自治法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野田哲君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(賛成者挙手)

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 御異議ないと認め、さよう

なつて、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る三月十五日に質疑を決定いたしました。

○委員長(野田哲君) 次に、過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る三月十五日に質疑を終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。

○委員長(野田哲君) 本案につきましては、去る三月十五日に質疑を終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。

なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(賛成者挙手)

なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(賛成者挙手)

なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る三月十五日に質疑を

終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野田哲君) 全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 御異議ないと認め、さよう

なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 次に、過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る三月十五日に質疑を終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。

○委員長(野田哲君) 本案につきましては、去る三月十五日に質疑を終局しておりますので、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(野田哲君) 御異議ないと認め、さよう

なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なあ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし) と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 次に、過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る三月十五日に質疑を

終局いたします。

○委員長(野田哲君) 次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。吹田自治大臣。

○國務大臣(吹田愾君) おはようございます。

説明の前に、ただいま三法案に対しまして、皆様方から御採決いただきまして採決を賜りましたことにつきまして、改めてここでお話を申し上げます。ありがとうございます。

ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

本案につきましては、長期譲渡所得に対する税率を引き上げるとともに、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得についての軽減税率の引き下げ等を行なうことを目的としております。

その二は、事業税についての改正であります。

事業税につきましては、新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置を一年度間延長することとしております。

その三は、特別地方消費税についての改正であります。

特別地方消費税につきましては、免課点を飲食等に係るものにあっては七千五百円、宿泊等に係るものにあっては一万五千円に引き上げるほか、外國の大使等に対する特別地方消費税についての一定の要件のもとに非課税とする等の措置を講ずることとともに、道府県から市町村に対し、その収入額の五分の一に相当する額の範囲内における額を交付することとしております。

その四是、自動車税、軽自動車税及び自動車取扱税についての改正であります。

自動車税、軽自動車税及び自動車取得税につきましては、電気自動車に係る税率の軽減措置を二年間延長する等の措置を講ずることとしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

まず、平成三年度から平成五年度までの各年度の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額につきましては、評価がえに伴う税負担の調整を行なうため、平成三年度評価額の平成二年度分の課税

眼に、平成三年度において、所得割の税率の適用を改めるとともに、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額を引き上げることとしております。また、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引き上げを行なうほか、住所地の都道府県の日本赤十字社の支部に対する寄附金について所得控除を設けること等の措置を講ずることとしております。

土地譲渡益課税につきましては、長期譲渡所得に対する税率を引き上げるとともに、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得についての軽減税率の引き下げ等を行なうこととしております。

その二は、事業税についての改正であります。

事業税につきましては、新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置を一年度間延長することとしております。

その三は、特別地方消費税についての改正であります。

特別地方消費税につきましては、免課点を飲食等に係るものにあっては七千五百円、宿泊等に係るものにあっては一万五千円に引き上げるほか、外國の大使等に対する特別地方消費税についての一定の要件のもとに非課税とする等の措置を講ずることとともに、道府県から市町村に対し、その収入額の五分の一に相当する額の範囲内における額を交付することとしております。

その四是、自動車税、軽自動車税及び自動車取扱税についての改正であります。

自動車税、軽自動車税及び自動車取得税につきましては、電気自動車に係る税率の軽減措置を二年間延長する等の措置を講ずることとしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

まず、平成三年度から平成五年度までの各年度の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額につきましては、評価がえに伴う税負担の調整を行なうため、平成三年度評価額の平成二年度分の課税

標準額に対する上昇率の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすることとし、特に住宅用地に配慮して適切な負担調整を講ずることといたします。

次に、三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地につきましては、長期営農継続農地制度を平成三年度限りで廃止し、改正後の生産緑地法に基づく生産緑地区内の農地を除き、平成四年度以降宅地並み課税の対象とし、この場合、市街化区域農地の所有者が計画的な宅地化のための手続を開始し、宅地化のための計画策定等がなされた場合には、軽減措置を講ずるとともに、市街化区域農地を転用して新築した貸し家住宅に係る減額措置の延長及び拡充を行うことといたします。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。

その他、免稅点の引き上げ、新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長等の措置を講ずることといたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。

まず、三大都市圏の特定市において、昭和六十一年一月一日以後に取得した土地の保有並びに平成三年四月一日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税につきましては、十年間に限り、免稅点を引き下げるとともに、土地自体の利用を主たる目的とする一定の特定施設の用に供する土地を納稅義務の免除の対象としないことといたしております。

次に、市街化区域内に所在する土地で、昭和五十七年四月一日以後に取得した土地につきましては、当該土地の取得後十年を経過したものについて特別土地保有税を課することといたしております。

また、都市計画法に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が一月一日に所有する一團の土地の面積が千平方メートル以上であるものに対しましては、土地に対し課する特別土地保有税のほか、当該土地の時価等を課税標準として、遊休土地に係る特別土地保

有税を課することといたします。

その七は、国民健康保険税についての改正であります。

国民健康保険税につきましては、課税限度額を

現行の四十二万円から四十四万円に引き上げることといたします。

第二は、国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項であります。

平成四年度から平成六年度までの各年度分の市町村交付金につきまして、固定資産税の土地の評価がえに伴う負担調整措置等の改正にあわせて、所要の改正を行ふことといたします。

以上が、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(野田哲郎) 以上で趣旨説明の聽取は終りました。

なお、政府委員からの補足説明につきましては、理事会で協議いたしました結果、説明の聽取を行わず、会議録に掲載することといたしました。

これより質疑に入ります。

○岩本久人君 おはようございます。

私は、ただいま提案がありました地方税法等を改正する法律案を中心にお聞きをいたします。

まず最初に、吹田自治大臣にお伺いをしたいと思ひます。

思ひます。

自治大臣は、もちろん私を御存じないと思うのですが、私は大臣のことをよく知っています。ですが、私は大臣のこととお聞きをいたします。

今からちょうど三十年前、昭和三十六年の暮れ、実質的には三十七年春からですが、七年間ほど私はあなたの隣りの益田の県税事務所に勤めておりました。その七年間、私はほとんど徴収の仕事をしておりました。後半は課税に変わりましたが、そのときには、當時あなたが県議員をやっておられた熊毛郡選舉区に何回も足を運びました。もちろんそこには島根県の県税の滞納者がおられたと

いうことなんですが、その都度、ついでに踊る宗教という北村サヨさんのところも一緒に回ってみながら帰ったことを覚えていています。私たちから見れば、あなたは、村長さん、町長さん、県議員を長くやられて、そして国政の場に出られ、ついに自治大臣になられたという文字どおりの地方政治の神様みたいな人でございます。

地方税を論する場合、やはり地方自治といふものについての基本的な認識がどうであるかがとても重要なと思うんです。今、全国一齊に地方自治体選挙というものが熾烈に戦われているんです。候補者のほとんどの方が中央対地方といふことを盛んに言つておられます。振り返つてみると、私も十二、三年前に県議員の選挙に出たときに、いわゆる地方の時代ということをその前書きの第一に位置づけたことがあるんですが、その言葉が一般に市民権を得てからもう久しいということを考えた場合、地方の時代の到来ということは、言ふはやすいけれどもなかなか難しいことだな、こう思つております。

したがいまして、まず自治大臣に、いわゆる地方の時代という言葉の持つ意味、大臣はどのよう受けとめておられるか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(吹田愧君) ただいま岩本先生から、過去、私が地方自治に携わつておりましたことに付けてお触れになりましたが、まさに私も地方自治を、小さな村や町の首長ですが、これも務めました。しかし、さらにもう一つ、まさに私が地方自治に携わつてきた者としましての経験からしますと、そういう気持ちで、この三十八万平方キロの日本国の土地条件の違う中で、環境の違う中でそれを首長が選挙で選ばれ、そして議会が選ばれて、そこでそれぞれの地域住民の福祉とその行政が執行されていくことが正常な姿で運営されることは決していいことではないなという感じは今日も持っておりますし、今後もそういうふうに思うわけであります。

そういう意味で、今まで地方行政といふものに携わつてきた者としましての経験からしますと、そういう気持ちで、この三十八万平方キロの日本国の土地条件の違う中で、環境の違う中でそれを首長が選挙で選ばれ、そして議会が選ばれて、そこでそれぞれの地域住民の福祉とその行政が執行されていくことが正常な姿で運営されることは決していいことではないなという感じは今日も持っておりますし、今後もそういうふうに思うわけであります。

○國務大臣(吹田愧君) ただいま岩本先生から、過去、私が地方自治に携わつておりましたことに付けてお触れになりましたが、まさに私も地方自治を、小さな村や町の首長ですが、これも務めました。しかし私は、若いときからそうした地方自治に關係してきた者としまして、常に地方の時代といふものをつくるということを主張してきたわけであります。それは、言うてみれば、それぞの地域社会というものは、状況が違いますけれども、その特色というものをやはり生かしていくかなぎやなぬということが一つ。それから、住民の福祉と

いうことなんですが、その都度、ついでに踊る宗教という北村サヨさんのところも一緒に回つてみながら帰つたことを覚えていています。私たちから見れば、あなたは、村長さん、町長さん、県議員を長くやられて、そして国政の場に出られ、ついに自治大臣になられたという文字どおりの地方政治の神様みたいな人でございます。

地方税を論する場合、やはり地方自治といふものについての基本的な認識がどうであるかがとても重要なと思うんです。今、全国一齊に地方自治体選挙というものが熾烈に戦われているんです。候補者のほとんどの方が中央対地方といふことを盛んに言つておられます。振り返つてみると、私も十二、三年前に県議員の選挙に出たときに、いわゆる地方の時代ということをその前書きの第一に位置づけたことがあるんですが、その言葉が一般に市民権を得てからもう久しいということを考えた場合、地方の時代の到来ということは、言ふはやすいけれどもなかなか難しいことだな、こう思つております。

したがいまして、まず自治大臣に、いわゆる地方の時代という言葉の持つ意味、大臣はどのよう受けとめておられるか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(吹田愧君) ただいま岩本先生から、過去、私が地方自治に携わつておりましたことに付けてお触れになりましたが、まさに私も地方自治を、小さな村や町の首長ですが、これも務めました。しかし、さらにもう一つ、まさに私が地方自治に携わつてきた者としましての経験からしますと、そういう気持ちで、この三十八万平方キロの日本国の土地条件の違う中で、環境の違う中でそれを首長が選挙で選ばれ、そして議会が選ばれて、そこでそれぞれの地域住民の福祉とその行政が執行されていくことが正常な姿で運営されることは決していいことではないなという感じは今日も持っておりますし、今後もそういうふうに思うわけであります。

そういう意味で、今まで地方行政といふものに携わつてきた者としましての経験からしますと、そういう気持ちで、この三十八万平方キロの日本国の土地条件の違う中で、環境の違う中でそれを首長が選挙で選ばれ、そして議会が選ばれて、そこでそれぞれの地域住民の福祉とその行政が執行されていくことが正常な姿で運営されることは決していいことではないなという感じは今日も持っておりますし、今後もそういうふうに思うわけであります。

○國務大臣(吹田愧君) 東京一極集中という言葉に象徴されることは、私は特に希望しておるわけではありませんが、そういう点に特に深い関心を持つておるわけでございます。

○國務大臣(吹田愧君) 東京一極集中という言葉に象徴されることは、私は特に希望しておるわけではありませんが、そういう点に特に深い関心を持つておるわけでございます。

しかし私は、若いときからそうした地方自治に關係してきた者としまして、常に地方の時代といふものをつくるということを主張してきたわけであります。それは、言うてみれば、それぞの地域社会といふものは、状況が違いますけれども、その特色というものをやはり生かしていくかなぎやなぬということが一つ。それから、住民の福祉と

散という問題は、こうした情報化社会でありますから、これからもさらに情報化社会は進展していくだろうと思いますが、情報を提供する側と情報を受けた側とに分かれるわけがありますが、一極集中という今日のような状況になりますと、すべての情報は東京から地方に流れていくという一方行きの方向づけにされますが、こういった点が頗るわくば多極分散の姿になりますて、地方からも中央へ情報は流れていくん、地方の情報といふものは非常に大事になつて、その情報が中央に吸収されていくということで國政というものが進んでいくことも、これまた非常に大事な問題ではないかという意味で、一極集中を排して多極分散という問題をそういう意味でも私はとらまえております。もちろんそれ以外にも行政の移管あるいは経済の地方への分散ということ等を考えての問題ではあることは言うをまちませんけれども、そういう意味からいたしますと、今後の地方行政どもちよつと触れましたように、地方自治法にも示しておりますよう、地域の住民の福祉を増進する、そして地域の発展というものを進めていく、言うてみれば、自治省が三年前から唱えておりまするさと創成の哲学、まさにみずから考えみずから推進する、そして国がこれにできるだけの支援をいたしましよう、こういう考え方でありますが、それがまさに一口で言えば地方自治という考え方ではなかろうかな、こう思つておるわけでございます。

○岩本久人君 ありがとうございました。
そこで、本題の地方税の問題に入りたいですが、国税と地方税という大きく分けて二つの税金が我が国に存在するわけですが、地方税といふ税金が我が国日本によって立つその理念、それはどういうことになるんですか、大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(吹田悦重) 私は税の専門家でありますから総論だけを申し上げますと、少なくとも

地方税というのは地方自治体の主体をなす税であるこれが基本であります。これがなくしては地方自治の基本が崩れるわけありますから、地方自治体の財政の基本というものは地方税によって賄われておる、こう言つていいと思うんであります。しかし、その場合に、その場合は非常に大事になつて、その税金が極めて重要なものである、こういう考え方であります。それで、こうした大きな減税といふものは都の財政の足かせになるのではないか、あるいはせつかく都の行政が順調に行つているときにサービスが低下するのではないか、そういう質問をされたおられます。

○岩本久人君 そこで、今度は税務局長にお伺いいたしますが、今自治大臣のおつしやった大事に取り扱つていくというこの地方税の問題で、現在まさに全国民の注目を集めて激烈に戦われております東京都知事選舉において、地方税なんかよく取り扱つておられるのであります。マスコミの報道も連日どこかではこの問題を、まさにトピカルな問題でありますから、扱つておるという状況下でござりますので、一、二この点についての自治省としての見解を承りたいと思います。

その一つは、現在候補者として頑張つておられます磯村尚徳候補が、自分が知事になつたら、東京都の都民税を税率を半分にして五年間で一兆円の減税をするということを高々と公約として掲げられまして、もちろん選舉でありますから評価といふのはまちまちでありますが、その後日を追うことにそのことを訴えるトーンが高くなつてゐる。大変な自信を持つてやつておられるというこことだと思つておるが、そのことについて私は大きくな戻りを持つものでありますのでお伺いしたいと思つてます。

ごく最近の新聞報道を見ますと、磯村候補は都民税の問題でこう言つておるわけです。私が知事になつたら、個人の都民税は現在年に四千六百億円あるのでこれを税率を半分にする、そうすると年間二千数百億円減税できる、これに四年を掛けると一兆円の減税になる。私にできて鈴木さんに

できない最大のものは減税だと思う、必ず実現であります。これが基本であります。これがなくしては地方自治の基本が崩れるわけありますから、地方自治体の財政の基本といふものは都の財政の足かせになるのではないか、あるいはせつかく都の行政が順調に行つているときにサービスが低下するのではないか、そういう質問をされたおられます。

そこで、私は、先ほど自治大臣が言われた地方税というものに対する評価と位置づけ等からして、果たしてこういうことが知事の権限において本當になされるものであるか、まず可能性があるのかどうか、そしてそのことの持つ影響はどういうことになるのか。特に地方財政法五条との関連で起債制限といつたことも私はあると思うんですが、まずそいつたことについての自治省としての見解をお伺いしてみたいと思うんです。

○政府委員(湯浅利夫君) 今回の都知事選舉の候補者の一人の方が都民税の減税を公約されているというお話をつきましては、新聞、テレビ等によりまして報道されている範囲内で私どもも承知しているわけでござりますが、既に選舉も告示をされまして、候補者間でこの公約をめぐりましていろいろと政策論議が行なわれておるという選舉活動の最中でもござりますので、お一方の候補者の公約につきまして意見を申し上げるということは差し控えさせていただきたいと思つておるわけでござります。

ただ、現行の地方税制度を申し上げますならば、個人住民税につきましては、税率は地方税法で決めていただいておりますのは標準税率でございまして、特別の必要があるとそれぞの地方自治体が認める場合にこれを下回る税率を定めることは法的には可能でござります。しかし、その場合に第五号に掲げる経費の財源につきまして、具体的に申し上げますと、「学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の公用共用に供する用地の取得、そういうものに対する起債が受けられなくなる、そういうことになりますね。

○政府委員(小林寅君) 普通税の税率が標準税率未満の団体につきましては地方債の発行が制限されるわけでございまして、地方財政法第五条第一項第五号に掲げる経費の財源につきまして、具体的に申し上げますと、「学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費並びに公用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費」につきまして地方債の発行が制限され

ることになつております。

○岩本久人君 先ほども言われましたように、それは東京都だけではなくて二十三区全部受けられなくなるということですね。改めて確認します。

○政府委員(小林実君) 地方財政法第五条第二項の規定がございまして、「特別区が地方債をもつて」先ほど申し上げましたような「事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、東京都が地方債をもつてその財源とすることができる場合でなければならぬ。」というふうにされておりますので、御指摘のとおりでございます。

○岩本久人君 その場合、それぞれの事業の執行に当たって地方債が受けられないということになると、具体的に例えれば学校あるいは道路、河川等の建設事業でどの程度の影響が出るのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(小林実君) 地方団体が公共施設等の整備を行う場合の起債につきましては、起債の充當率というのを決めてございます。したがいまして、例えは小中学校施設あるいは高等学校施設等につきましては、校舎でございますと七五%の起債充當率が定められておりまして、それによりまして起債が認められるわけであります。学校施設につきましては、九〇%、こういうようなことになります。保育所などの社会福祉施設につきましては七五%、体育館とかあるいは文化会館等につきましては七〇%、ごみ、屎尿処理施設等につきましては七五%、港湾、河川等につきましては交付税措置もございまして起債の充當率は二〇%、それぞれ起債の充當率が決まっておりまして、事業を実施する場合に起債の許可が行われるわけでございますが、今申し上げましたようなことになりますと、これはどの団体に限らずこれを認めることができない、こういうことになるわけでございます。

○岩本久人君 要するに、この一兆円減税というものを公約として掲げられたということ、しかもそれが知事選挙といふいわゆる地方の選挙で公約とされた。私の記憶では恐らく地方選挙でそう

いった大きなものが公約として出てきたということがあります。

○岩本久人君 先ほども言われましたように、それは東京都だけではなくて二十三区全部受けられなくなるということですね。改めて確認します。

○政府委員(小林実君) 地方財政法第五条第二項の規定がございまして、「特別区が地方債をもつて」先ほど申し上げましたような「事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、東京都が地方債をもつてその財源とすることができる場合でなければならぬ。」というふうにされておりますので、御指摘のとおりでございます。

○岩本久人君 その場合、それぞれの事業の執行に当たって地方債が受けられないということになると、例えば小中学校施設あるいは高等学校施設等につきましては、校舎でございますと七五%の起債充當率が定められておりまして、それによりまして起債が認められるわけであります。学校施設につきましては、九〇%、こういうようなことになります。保育所などの社会福祉施設につきましては七五%、体育館とかあるいは文化会館等につきましては七〇%、ごみ、屎尿処理施設等につきましては七五%、港湾、河川等につきましては交付税措置もございまして起債の充當率は二〇%、それぞれ起債の充當率が決まっておりまして、事業を実施する場合に起債の許可が行われるわけでございますが、今申し上げましたようなことになりますと、これはどの団体に限らずこれを認めることができない、こういうことになるわけでございます。

○岩本久人君 今言われた国の政策に反することについては、特に大蔵省としていろんなことを申し上げるということはないわけですが、国との政策に反するようなこと、そういうふうには考へとはやはり不適当ではないかというふうには考へております。

○岩本久人君 今言われた国の政策に反することについては、特に大蔵省としていろんなことを申し上げるということはないわけですが、国との政策に反するようなこと、そういうふうには考へとはやはり不適当ではないかというふうには考へております。

○岩本久人君 今言われた国の政策に反することについては、特に大蔵省としていろんなことを申し上げるということはないわけですが、国との政策に反するようなこと、そういうふうには考へとはやはり不適当ではないかというふうには考へております。

政計画あるいはその前提となります地方財政収支見通しを組みまして、これは地方税に限りません

で、譲与税でありますとかあるいは交付税、それらの国庫支出金といったような歳入項目、それから地方団体がどういう減税制度をとら

すかと思うのですが、そこで大蔵省にお伺いしたいです。大蔵省の方おられますか。

○各自治体の選挙等において、それの首長選挙でこうしたことが公約として掲げられ、公約で

すから間違いないくそれは実行されなければなりません。

○説明員(太田省三君) 現在の地方自治のもとで各地方団体がいろんな政策をおやりになることに

ついては、特に大蔵省としていろんなことを申し上げるということはないわけですが、国

の政策に反するようなこと、そういうふうには考へとはやはり不適当ではないかというふうには考へております。

○岩本久人君 今言われた国の政策に反することについては、特に大蔵省としていろんなことを申し上げるということはないわけですが、国との政策に反するようなこと、そういうふうには考へとはやはり不適当ではないかというふうには考へております。

○説明員(太田省三君) 特に具体的に何か念頭に置いて申し上げているわけではありませんが、國

とになっております。保育所などの社会福祉施設につきましては七五%、体育館とかあるいは文化会館等につきましては七〇%、ごみ、屎尿処理施設等につきましては七五%、港湾、河川等につきましては交付税措置もございまして起債の充當率は二〇%、それぞれ起債の充當率が決まっておりまして、事業を実施する場合に起債の許可が行われるわけでございますが、今申し上げましたようなことになりますと、これはどの団体に限らずこれを認めることができない、こういうことになるわけでございます。

○岩本久人君 要するに、この一兆円減税ということは申し上げられるということでございます。

○岩本久人君 地方税、いわゆる住民税の減税を大幅にするということに關係しての歳入不足といふことにつきましてはいかがなものかというふうなことは申し上げられております。

○説明員(太田省三君) 先生御案内のように、地方団体の歳入歳出につきましては、毎年度地方財

あるかどうかといった個々の地点ごとの地価水準、土地取引の状況にも依存するものでございま

すが、土地の資産としての有利性を縮減し、一度と地価高騰を起こさないための制度手当をするということになつております。それで、手当をすると、その点について参考までにこの際お伺いしたところになつております。

○岩本久人君 不十分な点もありますが、今この問題、選挙の真っ最中でもありますので、法的な問題点について疑義がありましたのでその点をちよつとただしてみたということでありまして、もちろん私たちも住民税を大幅に減税するというところについては何ら異論はないわけであります。が、その点について参考までにこの際お伺いしたことになつておきますので、この問題は以上でおきたいと思います。

次に、地価税についてお伺いいたしますが、今回地価税というものが創設されるということになつておるんですが、これによつて地価がどれくらい下がるか、どううに見込んでおられるか、大蔵省と国土庁の見解を伺いたいと思います。

○説明員(大武健一郎君) お答えをさせていただきます。

○岩本久人君 二人とももうちょっと大きな声で

言ってください、ちょっと聞きにくいから。

定量的な評価は難しいと今言われた。では、東京だけで考えてみてどの程度期待できるのか、国土庁と大蔵省両方に聞きたいと思います。

○説明員(大武健一郎君) 今申し上げましたとおり、地価税だけをとりまして例えばどの程度下がります。

ただいま御質問の地価税創設の地価引き下げ効果でございますが、このたびの土地税制は、地価

税以外にも固定資産税評価の適正化、均衡化とか、譲渡課税の負担の適正化など、保有、譲渡、取得の各段階における総合的、抜本的な見直しとなつておきました。

つまり、全体として有効利用の促進等が図られ、地価の抑制、低下につながっていくだろうということを期待しているわけでございます。

ただ、どの程度地価が低下するかということになりました。

つきましては、導入時の景気状況あるいは金融動向あるいは税制以外の土地政策の推進状況等に加えまして、最近著しい地価の上昇を見たところでござります。

○岩本久人君 しかし、この地価税というのは言うまでもなく目的税でしょ。地価を下げるんだ

そういうことでいろんな難問を乗り越えて入れてきました。明確な目標というものがなくして税を新しくつくるということはあり得ない話です。もちろんその他他の要因があることもわかりますが、しかし地価税を導入した、実施に移すということにおいて、それに影響されていろんな問題も恐らく好転していくであろうというようなことも含めて考えた場合との程度の効果があるか、こう質問しておるわけでありますので、大蔵省、国土庁も含めてお願ひします。

○説明員(大武健一郎君) 私どもとしましてもどの程度具体的に下がるか、ということが一義的に申し上げれば非常に好ましいことなんでございまですが、経済理論で申しましても、例えば地価は将来にわたる土地の収益率、収益を一定の割引率で割り戻した現在価値に等しくなるように決定されるというようなことで御存じのとおり理論は成り立っているわけですが、こうした定式化によって理論地価を求めようとする場合でも、具体的にその割引率としてどのような係数を用いたらしいのかというような問題、あるいは伝統的な理論では土地のストックは供給が一定であるというようなことを前提にしているわけですが、現実には農地、林地等から宅地への転換等というようなものも行われるわけでございまして、このようなことを含めた定式化を行うことが難しいという点がござります。かといって、じや具体的に定量的に示さないから下がらないのかということではないだろうというのは、先ほど国土庁の申したとおりだと思います。

○説明員(鈴木省三君) お答えいたします。

現在の地価水準は東京圏を中心に非常に高いとすることを認識してございます。去る一月二十五日に閣議決定されました総合土地政策推進要綱におきまして土地政策の目標の一つとして掲げておりますように、土地の利用価値に相応した適正な水準まで地価を引き下げたいということで総合的土地対策を推進させていただいておるわけでございまして、その一環として今回の土地税制及び地

○ 岩本久人君 今の答弁では、少なくともこれが法律で決まって実施に移される、払わなかつたら重加算税もつけられるという罰則もついておるわけでしょう。そうすると納稅者は納得せぬと思うんですよ。やはり、苦しい中でもこれだけの税金を納めることにおいて社会全体にどれだけのいい効果を生んだかという使命感といいますか、そういういたものなくしてやはり新しい税の合意といふものは私は得られないと思うんです。したがつて、このままじや、それ以上難しいということなのかもわかりませんが、そのところを私自身がまず納得できるよう、きょうあすのうちにでも後から来てひとつ説明してもらいたいところで、この問題一応おきたいと思います。

次に、同じく地価税の問題ですが、今までの土地に絡む税金というのは、それぞれ、固定資産税にしる都市計画税にしる、特別土地保有税にしり、すべて地方税だった。しかし、この地価税だけは国税とされたということですが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○ 説明員(大武健一郎君) 地価税につきましては、地域あるいは市町村を問わずに、国内において納稅者が有されますすべての土地を資産価値として合計いたしまして、その合計額に対し基礎控除を適用した上で負担を求めるものであるということと、それから土地の資産価値の評価につきましても、統一的な評価水準に基づき負担を求める必要があるということ等に照らしまして国税として創設することとさせていただいたということでござります。

○ 岩本久人君 統一的な評価をするといつことは、無理に国税にしなくてはなると思うんですね。例えば、國のある一人の人が全部やるんならそれは理屈は成り立つ。そうでないわけ。全部分担されると、そのように考えておられます。

それと、私は、先ほど来から言う趣旨からして、この資産課税で出た税については当然地方に譲与するというのが税のあり方だと思うんですが、その点についてはどのように思われますか。

○説明員（大武健一郎君） 地価税の税収の使途につきまして、税制調査会の「土地税制のあり方にについての基本答申」におきまして、「土地税制の見直しは、「増収を目的とするものではない。」新税創設の際には、所得課税の減税を合わせて検討することが適当である。なお、新税の税収について、その一部は、土地対策等に資するという観点から、歳出を通じ国民生活に還元することが適当ではないかとの意見もあった。」という御提言をいただいております。

また、「平成三年度の税制改正に関する答申」におきましても、今的基本答申の考え方方に沿いまして、「平成四年度の税制改正・予算編成時までに検討すべき」旨提言を受けておりまして、政府といたしましても税制調査会の答申を踏まえて適切に対処していくべきふうに考えております。

○岩本久人君 全く大臣の答弁を聞いておるようではわかりにくいいんだが、またもう一回後から伺います。

次に、固定資産税の問題について伺います。

今度の三年度の評価がえに基づく税収というのには、平年度で六千五百億ということが言われておりますね。それで、特に大都市を中心に引き上げられるということで、激変緩和ということから負担調整措置が設けられております。しかし、長い将来見た場合このことだけでいいのかどうか。私は、特に住宅用地とか小規模住宅用地については、例の法の三百四十九条の三の二にあるところの調整率でなくて、特例でもって二分の一にするとか四分の一にするとかという、そのことの方がなじむと思うんですが、そのことについての自治省の

○政府委員(湯浅利夫君) 今回の評価がえにおきましては、最近の地価高騰の影響を受けまして特に大都市地域におきましてかなり評価の上昇率が高くなつてゐるわけでございます。こういうことを受けまして、從来から評価に伴います税負担を直ちに引き上げることのないよう負担調整措置を講じていただけでございますが、今は特に住宅用地につきましてこの負担調整を、できるだけなだらかに負担が増加していくようなそういう措置を講じたところでございます。

同じような負担の増加で済むのではないかということ、住宅用地についての特例措置などについてでは今は見送らせていただいたところでございます。

御指摘のように、将来、平成六年度以降の評価がえにおきましての評価の内容についての検討も今いろいろといたしておりますので、こういうものと関連いたしまして、また将来的な問題として住宅用地の特例措置につきましても検討してまいらなければならぬと思うわけでございますが、今回の平成三年度の評価がえにおきましては、この点については特に措置を講じないで負担調整措置だけでやつてまいりたい、こういうことでござります。

○岩本久人君 今局長さん言われた負担調整の期

間も五年ほどにした、きめを細かくしたというこ

とで今は対応するということですね。私が言つたのは、それよりか特例を引き上げた方がいいの

ではないかということを言つたわけですね。それ

で、どうも特例引き上げということについて消極的だ

いということを思うにつけ、私は関連して一

つ質問したいと思うんです。

日経新聞のことしの三月十一日号に「自治省税

務局長湯浅利夫氏」ということで「キーパーソン」

という囲みの記事があります。これ見られたこと

がありますね、局長さん。ここにこう書いてあり

ますね。「自治省と地方自治体による評価替え作

業はほぼ終わった。地価高騰を反映して評価額は

相当上昇する見込みだが、負担調整措置の強化な

どで税負担の急増は本当に避けられるのか。今後

の固定資産税のあり方をどうするのか。作業の陣

頭指揮にあつた自治省税務局長の湯浅利夫氏に

聞いた」ということから、あなたが一生懸命訴えておられることがずっと書いてある。その中に最

後にこうのがあるんです。「新しい土地保有

税である地価税は土地の保有コストを高めるため

の政策税制。固定資産税と合わせた保有税全体の

税負担を考慮して、必要ならば積極的に見直すべきだ」と。つまり、この地価税というものをできる

だけ近い将来見直したいという気持ちが自治省に

あるということから先ほどのことに関連をしてお

るんではないか、このようには私は思つんですが、あなたの意見が正確にここには伝わつておると思

うんですが、もし真意が伝わつていかつたらそ

のことも含めて、今私が言つた基本的な問題につ

いて答えていただきたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 地価税の創設につきま

しては、先ほど大蔵省の方からの御答弁もござい

ましたように、今回国税として創設しようとい

うことで御提案がなされているところでございま

すが、一方におきまして固定資産税は、昭和二十

五年のシャウブ税制の勧告以来地方税として、安

定的な税制であるということです市町村の基幹的な

税として位置づけられているわけでございます。

この固定資産税を今後も適正に運用することによ

りまして、市町村の基幹的な税目としての地位と

いうものをきちんとしたものにしていくというこ

とが市町村税の充実というためには一番必要なな

のではないかというふうに私ども考えているところ

でございます。

そこで、他方で地価税ができるということにな

りますと、両者との関係をどう考えるかという問

題は当然出でこようかと思います。そういうこと

を受けて、今回の地価税法の法案の附則の第八条

にもござりますけれども、地価税の負担のあり方

について、少なくとも五年ごとに内容を検討し

て、そしてそのあり方にについて必要に応じて地価

税の課税対象、税率等について所要の措置を講ず

ります。

そういうことを考えますと、地価税のこの規定

の考え方とは、今御指摘のよう、固定資産税の

評価がえが非常に上昇率が高いということでもござ

いまして、これによる增收分を全額個人住民税の

減税に充てることにいたしたわけでございます。

この考え方とは、今御指摘のよう、固定資産税の

負担をされている方と住民税を負担されている方

とは一致しているわけじゃございませんけれど

も、地方税全体の負担が一挙に上がってくるとい

うことは、国民经济的に見ました場合に地方税の

負担というものはやはり一定の水準というものが

おのずから決まつてくるわけでございましょうか

ら、これを急速に上昇させるということは住民負

担の増加につながるわけでございますから、これ

は検討しなければならない。

その場合に、それでは一体何をもつて調整をす

るかということが問題になつてくるわけですか

ら、それを五年ごとに全体がどうなつてているかと

いうことを検討してその上で地価税のあり方とい

うものを見直していくべきだ、こういうふうにこ

るかということでいろいろ検討いたしました結果

、この固定資産税の評価がえに伴う增收分を今

一番地方税で負担感が大きいと言われている個人

の法律の附則にも出でているわけでございますの

で、そういう法律の精神というものを私どもなり

に考へると、やはり五年ごとの見直しといふもの

をきちんとしたやつていくべきだ、こういつつ

もりでこのときのインタビューには申し上げた

記憶がございます。

○岩本久人君 はい、その点はわかりました。

次に、固定資産の評価の引き上げと住民税減税

との関係についてお伺いします。

今回の措置によって住民税を減税するというう

本的なパターンというのは平成六年度以降も継続

をするということでありますから、そこで私は大

いに問題があるのでないか、こう思つんで。

それは、固定資産税を引き上げられて納税する者

とそれから住民税を減税される者が必要しも一致

をするということでありますから、お伺いします。

○政府委員(湯浅利夫君) 平成六年度の前に、今

回の平成三年度の評価がえにおきまして、今回の

評価がえが非常に上昇率が高いということでもござ

いまして、これによる增收分を全額個人住民税の

減税に充てることにいたしたわけでございます。

この考え方とは、今御指摘のよう、固定資産税の

負担をされている方と住民税を負担している方

とは一致しているわけじゃございませんけれど

も、地方税全体の負担が一挙に上がってくるとい

うことは、経済的に見ました場合に地方税の

負担というものはやはり一定の水準というものが

おのずから決まつてくるわけでございましょうか

ら、これを急速に上昇させるということは住民負

担の増加につながるわけでございますから、これ

は検討しなければならない。

その場合に、それでは一体何をもつて調整をす

るかということが問題になつてくるわけですか

ら、それを五年ごとに全体がどうなつてているかと

いうことを検討してその上で地価税のあり方とい

うものを見直していくべきだ、こういうふうにこ

るかということでいろいろ検討いたしました結果

、この固定資産税の評価がえに伴う增收分を今

一番地方税で負担感が大きいと言われている個人

の法律の附則にも出でているわけでございますの

で、そういう法律の精神というものを私どもなり

に考へると、やはり五年ごとの見直しといふもの

をきちんとしたやつていくべきだ、こういつつ

もりでこのときのインタビューには申し上げた

記憶がございます。

○岩本久人君 一つの選択肢であるといふうに

いふうに思つたのですけれども、これは一つの選択肢

ではないかと思うわけでございますけれども、しかし相当

大規模な税の負担がふえるということになるとす

れば、やはり同じように地方税負担の調整をして

いく必要があるだろう。その場合の一つの選択肢

といいたしまして、今回行つたような個人住民税の

減税というのも一つの選択肢としてあるのでは

ないか。ただこれだけではない。やはりこれは一

つの選択肢ではないかと思うわけでございます。

が、そういうものも念頭に入れて今後平成六年度

以降の評価がえにおきまして增收分の出でてきた分の

負担全體の調整をどうしていくかということを

考えていくべきだ、こうしたことでございます。

○岩本久人君 一つの選択肢であるといふうに

思つたのですけれども、これは一つの選択肢

ではないかと思うわけでございますけれども、しかし相当

大規模な税の負担がふえるということになるとす

れば、やはり同じように地方税負担の調整をして

いく必要があるだろう。その場合の一つの選択肢

といいたしまして、今回行つたような個人住民税の

減税というのも一つの選択肢としてあるといふうに

思つたのですけれども、これは一つの選択肢

ではないかと思うわけでございますけれども、しかし相当

大規模な税の負担がふえるということになるとす

れば、やはり同じように地方税負担の調整をして

いく必要があるだろう。その場合の一つの選択肢

といいたしまして、今回行つたような個人住民税の

ということが懸念をされております。というのは、既に公示価格の水準で課税をしている市町村等については固定資産税の増はそう多く望めないけれども減税だけはくるというところになってくると、小さい県は大変苦しくなるというようなことになると思うんです。そういう点について、このことは特に大都市圏との格差を考えたらより明

が、それを前提にした上での固定資産税の見直し、ということも考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○岩本久人君 と申しますのも、私のところの島根県を例にとると、既にその目標とされる七割の評価をしているというところが随分あるんですね。例の岩国市長がおるところの出雲市も七〇%。そ

主税源をどう拡大をしていくのか、その可能性をいろいろ追求しておるというのが実は現状深刻な問題になつております。

この固定資産税の評価がえといふことが今後ずっとそういう方向で統いていけば自主税源イコール自主財源にもなるわけですが、それの基本的な土壤の強さ弱さから大都市、東京とか、こう

そういう中で、みずからも現行の制度の中で税源を涵養していく、そしてまた私どもとしても将来に向かってできるだけ地方に税源がまんべんなく行き渡るような税制をこれからも考えていかなければならない、こういうことでやつていかなければなりません」と思っています。

○政府委員(湯浅利夫君) 固定資産税の評価がえんそくを実施いたしますと、今回のような大都市を中心にして地価が上昇している場合には、御指摘のよ

はそれを超えるところにもう既に達している。これはなぜかというと、先ほどあなたもおっしゃったように、固定資産税の評価を高めることによつ

なつてくるわけなんですが、それはどういうふうに評価されるのか。それはやむを得ないことなんだと思いますが、あるいは他に有効な手だてを

で、それやこれやのことを総合的に考えながら、これからも努力をしてまいらなければならないと思つております。

的に効いてくるということになりますと、税源が大都市地域にだんだんと寄ってくるんじゃないかなという御指摘はまことにごもっともな御指摘だと思います。しかし、他方、先ほども申しましたように、住民税に対する住民の負担感というものを軽減していくという一つの政策目的と申しますか、そういう要請というものにもこたえる必要があるという点を考えますと、こちらの方もおざりにできないんじゃないかな。

言つたよううに、今回の見直しでも税率が伸びるといふことがそう大きく期待できぬ、しかし一方で減税は来るといふことでありますから、自主財源の確保をどうするか、これが実は基盤の弱いそれぞれの自治体にとっての大きな問題なんだ。

そこで、あなたがおっしゃつたのは、それをフォローするのは例えば地方交付税だ、こういうふうに言われますが、自治省はこの地方交付税

その点についてひとつ自治省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方税は、冒頭大臣からもお話しのとおり、地方自治を運営するための基本になるものでございますから、これをできるだけそれぞれの自治体が確保できるようななきるだけそういう税制をつくっていくことが私どもに与えられた任務だと思っております。

そういう意味で極力各地域で税源の偏在のない

で、超過課税の見直しとか事業税の分割基準の見直しとかあるいは地方譲与税の配分基準の見直しといったようなことを考えておるということがこの法にも書いてあるわけですが、その中身を説明してもらいたいと思う。具体的な中身。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方税を仕組む場合にできるだけ偏在のないようにしていかなければならぬということをやつておりますが、どうしても偏在が出てくる。その偏在が出てくるのは、

全体として税源が偏在をしてきたという場合に、やはり基本的には地方交付税の制度によってこれを調整していくことしか現在の制度としては考えられないわけでございますが、この地価の上昇というものが一定の地域だけに限られるということは、我が国の国土の発展という点から見ますとやはりそれは異常なものだとも思われる

○政府委員(湯浅利夫君) 地方交付税は私の所管
を自主財源だというふうに明確に位置づけてお
る、こういうことなんですか、お伺いしたい。
外ではござりますけれども、地方交付税というう
のは私の知る範囲では自主財源という位置づけは
しておりません。これはあくまでもみずからが課
税をするようなそういうような税ではございません

ようなそういう税目を選んで、そしてそれそれのが自治体に課税できるような努力を続いているわけですが、さいますけれども、現在の国土の状況を見ますとどうしても地域ごとに経済力が違ってきていて、さういうことがございまして、その差がこの税源偏在という形につながってくるわけでござります。これをやはり全くなくすということができ

やはり基本的には地方交付税をお願いをするという部分が大きいわけでございますけれども、しかしこの税源の偏在というものを是正するための努力を地方税の立場からもやはりやっていかなければならぬだらうということがそれの方々からも御意見として出ております。

れますし、将来に向かっては、この一極集中といふものを排除して均衡ある国土の発展というものを考えて、それぞれの地域が均衡ある発展を遂げることによって地価もバランスがとれて上昇するということになりますと、そういう御懸念もなくなつてくるのではないかと思うわけでございまして、地価の鎮静化というものを私どもは将来の問題として、一つの大きな政策目的としてこれをせき題として、ひととおり遂げなきやならないわけでございます

んから自主財源というものはございませんけれども、一定の基準に基づいてそれぞれの自治体が見ますと、交付税というのは、自主財源ではございませんが、自治体が自主的に用途を決められる財源として税に次ぐ非常に重要な地位を占める財源だというふうに私ども理解いたしております。○岩本久人君 であります。が、そうは言つてもそれぞれの自治体にとっては、自主財源ではなくて自

ないということで一方で地方交付税制度というものはできているわけでございますが、他方においてやはりそれぞれの地域が均衡ある发展を遂げる事によりましてそれぞれの地域に税源を涵養していくという努力はそれぞれの自治体でも行っていかなければならぬ問題だと思っております。

最近では、例えばリゾートを開発していくとか、従来からの企業の誘致だとかいろいろな形で地方政府も努力をしているわけでございまして、そ

ども、現在ございますいろいろな制度の中で直せ
るものがないかどうか。例えば、臨時行政改革推
進審議会の中では、消費譲与税について富裕団体
には譲与制限をしてその余った財源を財源不足の
団体に回したらどうだろ？が、こいつによくな御
意見も出てきております。

それから、主として税源偏在が大きく出てくる
のはやはり企業がたくさんある地域でございまし
た。

て、この企業のある地域の税というものをどういふに分けていくかという法人関係税の分割基準と申しますか、二以上にまたがる法人の法人関係税をどういう形で税を二つ以上の自治体に公平に分けていくかといういわゆる分割基準の問題、これは税の理屈から言えば税源をいかに適正に帰属させるかという議論だと思うのでござりますが、それが結果的には税源偏在は正に非常に役立つという場合が多いわけでございますので、こういう法人関係税の分割基準の見直しといふようなものはできるだけ見直していかなければならぬ。数年前も一回お願いをしたわけでございますが、この点については絶えず見直していく必要があるだろう。

また御指摘のように超過課税を行っている団体

の中でかなり財政的に富裕な団体もございますので、そういうところについては、自主的な御判断ではございますけれども、できるだけ超過課税といふものをやめていただくというようなことも必要なのではないか。特に法人事業税を超過課税いたしますとこれが法人税の関係では損金に算入されるということで、実質的に法人税が減つてしまふ、それがめぐらしくて交付税が減つてしまう

といふことにもつながってまいりますので、こういう超過課税を見直していただくということは、これはやはりそれぞれの自治体の御判断ではございますけれども、私どもとしても御要請をしていくことが必要じゃないかなというふうに考えているわけでございます。

○岩本久人君 今言わたった法人事業税の分割基準

ではございませんけれども、私どもとしても御要請をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岩本久人君 今問題は私も非常に大事なことだと思いますので、積極的にひとつお願ひいたします。

○岩本久人君 再度固定資産税の評価の問題に返りますが、自

治省の従来の基本的な考え方とは、固定資産につい

ては税の性格上他の要素を加味しないといふことを考へたと思うんです。が、公示価格の六割とか七

割を目指すといふことはそれに矛盾するのではないか、こう思ひますが、現在の基本的な考え方

がそれでいるといふことが言われているわけですが、これが地価の安定しているところではこの三つの評価といふものが比較的均衡

化、適正化を将来図っていく必要があるんじやないか、こういうことでございます。

そういう意味で、平成三年度において地価公示

だんだんとロボット化されたり無人化されたとい

うことで、現在は従業員割でやっているわけでござりますけれども、従業員割でやっておりますと

地方の工場の方がだんだんと分割分が減つてくる

こと、これはやはりロボット化された、あるいは省

力化されたたというようなものを何らかの形で加味

をして、そして工場のある地域の府県の方にその

事業税を回すことができないかという研究をいたしました、その改正をしたしか一昨年だったと思いま

すけれども一部改正をさせてもらいました。これについては、これでいいということではございませんので、絶えず分割基準を見直していく

といふことで、製造業は今回見直した、じゃ、その

他の業種はどうだろ、かというような形でこれらも見直しをして、これが結果的に税源偏在の是

正につながつていけば非常にいいんじゃないか。

前回の製造業の場合にもかなり税源偏在の是正に

つながつたといふことも言われておりますので、

今回以降もこの問題については積極的に見直しを

してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岩本久人君 今問題は私も非常に大事なこと

だと思いますので、積極的にひとつお願ひいたし

ました。

○岩本久人君 再度固定資産税の評価の問題に返りますが、自

治省の従来の基本的な考え方とは、固定資産につい

ては税の性格上他の要素を加味しないといふことを考へたと思うんです。が、公示価格の六割とか七

割を目指すといふことはそれに矛盾するのではないか、こう思ひますが、現在の基本的な考え方

がそれでいるといふことが言われているわけですが、これが地価の安定しているところではこの三つの評価といふものが比較的均衡

化、適正化を将来図っていく必要があるんじやないか、こういうことでございます。

そういう意味で、平成三年度において地価公示

だんだんとロボット化されたり無人化されたとい

うことで、現在は従業員割でやっているわけでござりますけれども、従業員割でやっておりますと

地方の工場の方がだんだんと分割分が減つてくる

こと、これはやはりロボット化された、あるいは省

力化されたたいうようなものを何らかの形で加味

をして、そして工場のある地域の府県の方にその

事業税を回すことができないかという研究をいたしました、その改正をしたしか一昨年だったと思いま

すけれども一部改正をさせてもらいました。これについては、これでいいということではございませんので、絶えず分割基準を見直していく

といふことで、製造業は今回見直した、じゃ、その

他の業種はどうだろ、かというような形でこれらも見直しをして、これが結果的に税源偏在の是

正につながつていけば非常にいいんじゃないか。

前回の製造業の場合にもかなり税源偏在の是正に

つながつたといふことも言われておりますので、

今回以降もこの問題については積極的に見直しを

してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岩本久人君 今問題は私も非常に大事なこと

だと思いますので、積極的にひとつお願ひいたし

ました。

○岩本久人君 再度固定資産税の評価の問題に返りますが、自

治省の従来の基本的な考え方とは、固定資産につい

ては税の性格上他の要素を加味しないといふことを考へたと思うんです。が、公示価格の六割とか七

割を目指すといふことはそれに矛盾するのではないか、こう思ひますが、現在の基本的な考え方

がそれでいるといふことが言われているわけですが、これが地価の安定しているところではこの三つの評価といふものが比較的均衡

化、適正化を将来図っていく必要があるんじやないか、こういうことでございます。

そういう意味で、平成三年度において地価公示

だんだんとロボット化されたり無人化されたとい

うことで、現在は従業員割でやっているわけでござりますけれども、従業員割でやっておりますと

地方の工場の方がだんだんと分割分が減つてくる

こと、これはやはりロボット化された、あるいは省

力化されたたいうようなものを何らかの形で加味

をして、そして工場のある地域の府県の方にその

事業税を回すことができないかという研究をいたしました、その改正をしたしか一昨年だったと思いま

すけれども一部改正をさせてもらいました。これについては、これでいいということではございませんので、絶えず分割基準を見直していく

といふことで、製造業は今回見直した、じゃ、その

他の業種はどうだろ、かというような形でこれらも見直しをして、これが結果的に税源偏在の是

正につながつていけば非常にいいんじゃないか。

前回の製造業の場合にもかなり税源偏在の是正に

つながつたといふことも言われておりますので、

今回以降もこの問題については積極的に見直しを

してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岩本久人君 今問題は私も非常に大事なこと

だと思いますので、積極的にひとつお願ひいたし

ました。

○岩本久人君 今問題は私も非常に大事なこと

せよと云ふことを言っておりまして、今回の新しくい鑑定評価基準におきましてもその点を明確にしたところであります。

こういうことで、地価公示法の目的の一つであります一般の土地取引に対する適切な指標としての役割を果たすよう措置をしたところでござります。いまして、私どもとしては今後ともその基準に基づきましてより適切な評価に努めていきたいというふうに考えております。

○岩本久人君　国土方に再度質問ですか
鑑定士といふ人がいますね、全国に。その方たちの意見といふのが公示価格設定に当たつてどの程度の影響があるのか伺いたいと思います。

○説明員（生田長人君）　地価公示の標準地、一万千七百地点ございますけれども、これを現在大体千八百人の不動産鑑定士の方々によつて鑑定をして

いただいております。一地点につきまして二人の鑑定士がつき、独立に鑑定をいたしまして、その結果を調整いたしまして、それを土地鑑定委員会によって決議する形であります。したがいまして、基礎となります価格につきましては、不動産鑑定士が鑑定評価をしたその結果をもとに、かかるようにおこなっておりま

もとににして出しておるところでござります。
○岩本久人君　今の不動産鑑定士、それぞれの地
点で二名の人の意見を聞いて決めるということと
ですが、ここ数年、同じ土地でありながら不動産鑑
定士によつてかなり極端に違う評価が出てゐるとい
ふことに基づくいろいろな問題が生じておるとい

○説明員(生田長人君) 地価公示制度に関する公
示価格の評定に関する限りにつきましては、私ども
も鑑定評価書等について見ておりますけれども
要するにさほどの差がないというのが実態でござ
ることにして御承知下さい

○岩本久人君 通告していなかつたので、今からと
ることは要望ほどにしておきますが、実は不動産業者
の三二五、つまり吉川、ヤマグチのらむきを

ものが物すごくたくさんあるんです。現在。それで、現在我が国には不動産鑑定士の資格を持つ者が何人いるかということと、それからその研

修とか監督はどうなつておるのか、それが社会正義に反する内容の評価をしたときにはどのような罰則があるのかというようなことも含めて、後からいいですからひとつ、今わかれればなんですが、お願ひしたいと思います。

格をおこなう者は、全国で約二千人いることになります。ただし、不動産鑑定業務に従事している者はその約半数に当たります三千五百人はほどだと記憶しております。それから、監督につきましては、ただいま先生御指摘の、不当な鑑定評価というのがございました場合には、私どもとしては、例えば登録を消除する等の監督をしております。

○岩本久人君 ありがとうございました。
次に進みますが、去年の十月二十九日に出された土地政策審議会の答申、ここでいわゆる収益価格の公示の問題が出ておりました。地価公示と収益価格の同時公表ということが一つの問題になつてゐたんですが、これが同時公表できなかつたといふことがござつたのです。

いうことですか。その理由についてお伺いしたいと思います。

よつて、市場において土地の利用価値を超えた使
付けがなされている場合にはその実態を明らかに
する方法を確立することが望ましい。」かよつて
答申をいただいているところでござります。これ
は私どもいたしましては収益価格の水準との
離が一時的に大きくなる場合に、市場に対して
鐘を鳴らすことを求めたものであるというぐあい
に考えてあります。

すけれども、地価上昇の著しい地域になど一定の地域につきましてはゾーン単位で平均的な収益価格水準というべきものを示す方法で検討を行つて

○ 岩本久人君 以下自治大臣にお伺いいたします
まず、最初の問題ですね。三月七日の地方行政改
正委員会で「固定資産税に係る評価等の適正化に關
する件」が決議をされておりますが、こうした委
員会の決議はどの程度の効果を持つものだと思
いますか。

○國務大臣(吹田懐君) 簡潔に申し上げれば、委員会の決議というものは政府はそれなりに尊重して、大事にこれを実行に移せるものから移していくというのは、これは基本的姿勢であると思います。

特に、今回の衆議院の地方行政委員会で決議さ

れました。問題は税制の問題等でありますか。六項目の決議につきましては、内容的に極めて大事な問題を含んでおりますし、私どもも適切に対応しなきやならぬ、かように考えておるわけであります。

ありまして、これが車両税目であるということを着目して考へていかなきやならぬ問題であります。それで、特に中長期的に充実を図る方向へ考へます。が、詳細には局長からまた答弁もさせますが、基本的な考え方を短絡的に申しますと、そういうふうな感じで、これからも議会の決議というものは、私は政府と、うものは尊重していくか、うのは、こ

は大事な委託だと思っております。

○岩本久人君 言葉じりをとらえるわけじゃなんですが、それなりに尊重と言わされましたね、今

○国務大臣(吹田悧君) ええ。

○岩本久人君 言葉じりをとらえるわけじゃあませんが、私も今までのこの種の決議というものを後からチエックしてみると、まさにそれなりに尊重にならなかったですね。補助率の数字

もわかりませんか、率て言えは何害くらいいなんですか、それは、今まででは三割方と思つておるものだから、ちょっと。

（國務大臣（内閣官房）　いわゆる「のとし」）
のは、言つてみれば予算が伴う財政的な問題といふことと、それから政策的な問題というふうに分けて考へた場合に、政策的な問題はそれなりに政府としてまた考へられます、予算に係る財政的な問題といふもの、あるいは財政法に基づくもの、そういったものにつきましては、議会でお決めになつたものにつきましては、

なることは我々には、政府側には制約をされないで決定されるわけでありますから、時に実行が非常に難しいという問題も出てくるわけですよ、常に難しいという問題も出てくるわけですよ、そこには、時間的な余裕を必要とするという問題も出てまいりますから、それなりにというふうな表現をしたわけでありまして、決してそれで何もか

時間が大分なくなりましたので、今の決意表明に基づいて、一項から六項まであります。○岩本久人君　ひとつ最大限頑張っていただきたいと思います。

に名前をとておられたが、局長さんでござる。ですが、簡潔に、それぞれ具体的にはどう書きたいとお思ふのかということについての基本的な考え方をお願いします。一々申し上げたいんではなく、時間がありませんので、見ていただければとつよろしくお願ひします。

会の決議につきまして、いろいろと御指摘をいただきましたけれども、要は固定資産税の平成六年度以降の評価というものを考えた場合にどうやっていくかということ、これが基本になってこよなかと思います。

この評価の均衡化、適正化に当たって、特に個人住宅用地について納稅者の負担に配慮することが必要だという観点から、第一項の住宅用地

— 1 —

か、居住用家屋についての経年減価の見直しなどの次回評価がえまでの改善とか、あるいは第五項の三つが個人住宅用地について今後評価の均衡化、適正化を図っていくに当たりまして、納税者の負担を十分配慮していくべきだという趣旨から決議されていることではないかと思っております。

それからまた、第二項は、急激に地価が下落したというような場合に、これについて固定資産税に適切な配慮をするようにという御決議でございます。これについても今後の地価の動向を踏まえて適切な措置を講じなければならないと考えておりますし、また第四項目の路線価の公開につきましては、これは実は平成三年度の評価がえのときから一部実施をしたいと思っているわけでございます。できるだけ早い時期に全路線価の公開ができるだけ早い時期に全路線価を公開するよう、これも地方自治体の皆さん方と今いろいろと御協議をしているところでございますけれども、平成三年度からその一部をやつてしまいたいということで、できるだけ早い時期に全路線価を公開すべく私も努力してまいりたいといふことでございまして、それぞの御決議を私ども重く受けとめまして、今後努力してまいりたいと思つておるところでございます。

○岩本久人君 きょうのこうした審議を受けて我が参議院でも決議をするという予定でありますので、ひとつ精いっぱい、最大限の努力をして実施されますように、大臣にこの点は特に要望しておきたいと思います。

最後に、課税ミスの問題についてお伺いいたします。

自治体の固定資産税の課税ミスについて私もここで二回ほど取り上げたことがあります。その後自治省の指導もあって、東京都では二十一年ぶりに台帳と登記簿を照合したところです。また、京都市も課税ミスを全体に総ざらいして時効分も含めて返還をする、こういうこ

とがマスコミの報道に載っております。また、先般の委員会でも議論になりましたように、神戸市、横浜市、それぞれ対応の仕方は違いますけれども、いずれにしても間違ったたどり方を正式に認めで納税者に還付をする手続がなされております。

私は、たまたまマスコミに報道されるされない

は別にして、多かれ少なかれ全国の自治体でかなりの可能性があるものだと思っておりますので、還付請求権の五年という問題もあるであります。これで返還をするということが今我が国でやってある税制改革全般に対する国民の信頼を回復することにつながる、このよう思つておるところであります。この点についての自治省の基本的な見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君)

固定資産税の課税誤り

が各都市で見られることにつきましては、私どもも大変申しわけなく存じてゐるところでございます。しかし、現地調査の徹底をするとか、あるいは電算システムによるチェック体制を整備するとか、あるいは航空写真などを使つて調査の徹底を補完するとか、いろいろと会議の都度御指導をしているところでございますけれども、これに並行いたしまして、今回横浜市なり神戸市なりその他の地域で課税誤りが発見された大きな要因といたしまして、課税資産の内訳を納税通知書を通知するときに添付した、これで自分の課税されている資産が発端になつたというものがかなりあつた。横浜市の場合も神戸市の場合もそういうことではなかつたかと思うわけでございます。そういう意味からいきまして、課税当局が調査の徹底をすることは、これまでの規定に基づく補てん、あるいは国家賠償法に基づく損害賠償というような形でやることはできるのではないか、こういうことを踏まえまして、既に予算化をいたしましてこのお返しをするというような形でやつておるところでございます。こういうそれぞの自治体の検討と

うことを私どもとしては御指導を始めているところでございます。

この課税資産の内訳は、短期間に納税通知書を出すという関係上、相当事務体制がきちっとしてあります。

私は、たまたまマスコミに報道されるされない

何せ固定資産税は市町村の方から税額を示すということは、それぞれの住民の方々は市町村のやつてることとは間違いないだらうと思ってそれに基づいて納めさせていただいているわけでございます。しかし、その税額に誤りがあるということは、これは住民感情といたしましても、また納税者の考え方からいたしましてもやはりどうしても納得できない問題がありましょうから、信頼を確保する意味からも適切な措置を今後とも講じていかなけばならないというふうに考えております。そう

いうことをやつていくことがこの固定資産税の課税誤りを防ぐ非常に有効な手段ではないかというふうに考えておりますので、これは私どもも積極的にこれから指導してまいりたいというふうに考えております。

そういうことによりまして誤りが発見された、

それが既に五年間の時効を超えてしまつていてると

いうような場合でございますが、法律制度といたしましては、やはり他の税目と同じように消滅時効というものは五年間、こういう課税権について固定資産税だけの特例を設けるということは税

制度としてなかなか難しい問題がございますが、その他の方法で納税者の信頼を確保するためには確かに何かいい手立てがないかといふことでいろいろと検討を進めたわけでございます。横浜市におきまして課税誤りが出ているということは承知

いたしましたが、神戸市におきましても、そのためには研究会をつくりまして、法律の専門家なども入つてもらつて、その上でいろいろな議論をした結果、

五年を過ぎた分につきましても地方自治法第1百三十二条の二の規定に基づく補てん、あるいは国

家賠償法に基づく損害賠償というような形でやることは永遠の課題だ、私はこう思つんであります。

その意味からも、各県に聞けばわかることですが、その意味からも、早急に調査をされて、少なくとも自治省として把握しておく必要があると思いますので、そ

うものにやつてもらいたいということが一つと、そういうものについてそれぞれの自治体から御相談があれば私どもは適切に指導してまいりたいと思っております。それについても私は自治省として統一をした

○岩本久人君 先ほど私言つたように、税というものに対する住民の信頼をいかに確立するかといふことは永遠の課題だ、私はこう思つんであります。既に予算化をいたしましてこのお返しをするというような形でやつておるところでございます。こういうそれぞの自治体の検討と

指導をされることの方が望ましいと思っておりますので、その点についての御意見を伺いたいと思います。

会を再開いたします。
休憩前に引き続き、
在市町村交付金法の
とし、質疑を行ないます。

会を開いた後、休憩前に引き続き、地方税法及び国有資産等所持在市町村交付金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

特に単独事業等においての主体性を持つべきことになりますと、その需要はさらに拡大していくであろうというふうなことも考えられます。したがいまして、今後とも地政公団体の

たたその世論を形成していく上におきましての一つの活動として、それを表現するという意味においての状況として把握すれば、決してそれを誤解してはならない、こう思いますが、ただ、その

では、それぞれの自治体の課税事務の態様によりましていろいろとまちまちな状態が出てまいつておるものですから、これを一律に自治省として指導するというのがいかがかなという感じを実は私は今持つてゐるわけです。それよりもむしろ、それぞれ出てきた問題といふものに適切に対応するにはどうしたらいいだろうかという観点から考え

質疑のある方は順次御発言願います。

○野別隆俊君 私は、地方税法の一部を改正する法律案をめぐる諸問題についてこれから質問いたしますが、我が党の岩本議員から専門的な立場で深く突っ込んだ質問がございました。また、重複をする部分もあるかと思いますが、できるだけ重複を避けまして質問をいたしたいと思います。

主的主体性を持つた地域づくりというものの進展、住民の生活に直結した、先ほどから申し上げる社会資本の充実整備、こういったことに力を入れていきたいものであるというふうに思っていいであります。財政問題につきましては、今までありましたようなことで、なかなか厳しい状況ではありますが、さらに一層の努力をしていかなければなりません。

ために裕福な市町村は有利であつて弱小町村が不利を見るというわけのものでもない。その点はそうきちつとけじめのついた問題でもないと私は思いますが、世論としての声というものは尊重する必要があるわけでござりますから、陳情という言葉で表現することがいいか悪いか別にしまして、それを世論の声であるというふうに把握するとすれば、必ずしも私は支持するつもりではござります。

ていく方が実態に合っているのかなどということを今の段階では考えているわけです。例えば、課税資料の保存という問題を一つとりましても、ある団体では時効が過ぎた五年間でこれを廃棄してしまうというようなところもございますし、そうではなくてかなりの期間、時効過ぎても保存して

具体的な内容に入ります前に、吹田自治大臣は地方自治と自治体の使命、地方財政の現状の認識、大臣の抱負等についてまずお伺いをいたしたいと思います。

○野別隆俊君 大臣の答弁で地方分権の確立をするという御答弁がございましたが、今日の政治はかなり偏った政治になつてきている。それは何と言えば陳情政治の弊害であります。陳情、陳情を進めて、よっぽど、せつひ、組まし

○野別隆俊君 私も、陳情そのものがすべて悪いと言つてゐるんではありませんが、陳情政治は世論を背景ということになれば、やっぱりどうしても数の多い世論の方を政治は取り上げるようになりますから、そこには問題があると思います。そこで私は、一つ

いるといふやうなところもあるといふやうなことで、それぞれの事務の実態も統一していいないといふやうなこともござりますので、これを一律に統一して指導するということが現段階でできるかどうか、むしろそれよりも課税の実態というものをよくお聞きした上でそれに合った措置を一緒に考えていくという方でどうかなという感じを実は今は持っているわけでございます。この点については、よく御意見もお伺いして、今私の考えの間違っている点はまた御指摘いただいて、私ども善処してまいりたいと思います。

す。
団体の現状の財政問題などについてお尋ねをさせていただきますが、先ほどもお答え申し上げたんだけれども、地方自治体というものは民衆主主義政治の根幹でありますし、我が国の内政の基盤でもあるというふうに認識をいたしております。しかし、近時の社会経済情勢の変化に対応しながら、住民の福祉の向上を図っていくために、国土の均衡ある発展ということに特に留意しなきやならぬと思つておりますが、さらにもまた個性豊かな地域づくりという問題を積極的に進めていくというのが地方自治体の使命でもあろうと思つております。

○國務大臣(吹田虎君) 陳情政治ということでお尋ねをいたしました。この陳情政治に対する自治大臣の御見解をお伺いしたい。

状態の市町村もあるわけであります。町村長は行くようなことが過疎地甚くけれども、大挙して行くようなことなどどの町村ではできないのだ。そういう面からこの陳情政治に対する自治大臣の御見解をお伺いしたい。

た、陳情政治の弊害は、金のあるところがどうでも強くなつていくということです。財政力のないところは陳情にもなかなか行けない。こういふ今まで変形していくようになるのではないか、こういう心配があるのであります。そしてまた、陳情政治の弊害は、金のあるところがどうでも強くなつっていくことです。財政力のないところは陳情にもなかなか行けない。こういふ

問題があるのは、行政の姿勢がはつきりしていない
いとしても政治家の力関係によつていろいろな
事業が動いていく、こういうことがあつてはなら
らない。そういう面ではやっぱりびしつとした市
町村から県、国が積み上げられた行政でいろいろ
な判断をしてこれは決めるはずであります、場
合によつては陳情政治によつてゆがめられること
がないとは言えないと思うんですが、その辺はどう
ですか。それを世論といふことでおっしゃるか
どうかということであります、私はそこら辺に
やつぱり問題があると思いますが、どうですか。

○岩本久人君 私の持ち時間あと四分あります
が、年度末でありますので、過去一年間四分ほどオ
ペーしておりますので返上させてもらって、以上
で終わりたいと思います。
○委員長(野田哲君) 午前の質疑はこの程度にと
どめ、午後一時十五分まで休憩いたします。
午後零時十三分休憩

また、地方の分権問題、地方分権を基本理念として地方公共団体の自主性それから自律性、こういったものを強化して、地方自治の一層の充実、発展を図ろうといふことがねらいとしておるところです。

○國務大臣(吹田悧君) 陳情政治ということです。解釈すれば、決してこれは表現としましてはいいことではないと思っております。しかし、民主主義といふものは世論政治ですから、世論を反映するんだという解釈からすれば決して悪いことはないと思いますが、今現実の姿で行われておる姿をとにかく私どもも陳情、陳情と申しますが、陳情

やっぱり問題があると思いますが、どうですか。
○國務大臣（吹田櫻君）　これは非常に微妙な話ですが、誤解を招くと私も非常に困るわけですけれども、確かに一つのきちつとした物差しとしての行政の基準というものがあることは、これはもう承知しておりますし、また市町村にしましてもあるいは都道府県にいたしましても、そういうふた

○委員長(野田哲君) 午後一時十五分開会 ただいまから地方行政委員

本の整備充実、高齢化社会への対応などの多類の財政需要がこれから見込まれるわけであります。

ておりまして、そういう点では確かに先生のおしゃるとおりである。

をしておるわけですから一番よく承知していただいているわけですが、ただ許される範囲内

の枠といふものもあるわけでありますから、そつと
いう面においての世論といふものが反映すること
によつてさらにつれにどのよくな考え方を持つか
という、その両面から見ていくことも必要
なわけでありますから、一概には悪いといふわけ
じやないと思つんだけれども、ただ力で強引に
これを曲げていくなどといふことは、もつと
到底認めるべきところではございません。したが
いまして、そういう意味における陳情政治といつ
もの弊害であるということを指摘しておられる
とすれば、それは先生のお話のとおりだと思つて
おります。-それは先生のお話のとおりだと思つて

○野別隆俊君 次に、地方財政富裕論の問題についてお尋ねいたします。

橋本大蔵大臣の大蔵委員会におきましての答弁の中で、平成二年度の地方財政収支見通しにおきましては、元年度、二年度に引き続き大幅財源余剰が見込まれております。以上のような状況からいわゆる地方交付税法第六条の三第二項に該当する事態であるという認識のような発言があつております。確かに税収の比率が高まって平均指數が四六・一%という高い指數になつておりますから、大臣の御意見を私は真っ向から否定するものではありませんが、この高い指數がなぜ平均

二〇%以上でもかなりな数がございます。まさに一部よくなつてゐるところも、今までと違いまして行政改革や節減合理化を徹底して見直していく、そういう状態で、一定度保てるところもあるわけであります、こういつた数字からいへば、全体の六五%というものは三割自治以下でござりますから、これでなぜ地方自治体富裕論といふものがあるのかということ、大蔵省の見解をまずひとつお伺いいたしたいと思ひます。

それから同時に、自治大臣はこのことについてどう思つておられるのかお尋ねをいたします。

○説明員(太田省三君) 今先生御指摘の点でござりますが、まず地方分権を、先生も御指摘のよ

得るような財政措置を講ずることを基本といたしましてあります。これも各年にわたりまして安定的に確保できるようなことに重点を置いておるわけでございます。(二二)三年の傾向といたしましては、一つは地方財政の健全化を図ることに力点を置いております。それからもう一つは、歳出面にございまして、最近のことでいいますと、一極集中の是正あるいはふるさと創生関係の経費とか、あるいは公共投資基本計画関係の経費とか、あるべきままで、補助事業も含めますが、単独事業につきましてもその充実を図つてきておるわけでござります。

○黙別陸義春　この前か、一と多い話がござります。これは事実あるのであります。ですから、これは自治省としてはやっぱり公平な予算を組ませるためにも一定程度の陳情については、陳情の費用といふのは年間何百億じゃないでしようか、自粛を呼びかけることが必要じゃないかと思ふんでございますが、その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(吹田悧君) 私どもも先生もよくぞそういう面には遭遇されると思うんですけれども、地方自治体が上京してこられるということは予算期になりますともう非常に多いわけですね。あるいは、年度末の事業配分の時期になりますと、これまた非常にふえてくるわけでありますし、そういう面につきましては痛感しておりますところであります。ですが、確かに一極集中を排して多極分散型にしづきやなりませんし、また国の権限と地方権限という面についての地方分権制度というものを確立しないとそういう形で問題が出てくるわけでござりますから、さらにこれから自治省としましては、関係省庁にもまた御協議しながら、そういう点の弊害を取り除くように努力していくかなぎやならぬ、こういうふうに思つておりますと、私も政治家としてそういう点については特に留意してこれから政治活動をいたしたい、かように考えます。

でとらえられると大きな問題でございます。大都市の指數の物すごく高いところがこれは背負っているのであります。そして同時に、最近県庁の所在市、工業都市、こういうところは大変指數が高くなっています。

ことしの調査でも、地方税収比率が四〇%以上がどのくらいあるかといいますと六百八十六団体になつております。これは全体の一〇%、これら辺が全体を背負い込んできているわけであります。しかし、全国の三千二百六十八団体の中で地方税の歳入構成比率を見ますと、三〇%以下の市町村は二千百十三ござります。全体の六五%であります。これはこの数年間の状態から見ると少しもよくなつていません。数字から挙げますと、そういうふうに悪い市町村がかなりふえているような状態にあるのではないか。それから、三〇%以上が千百五十五団体でございますから三五%であります。全体の六五%は三割自治以下でございます。

特に問題なのは、二〇%以下の市町村がかなりあります。千五百十二市町村あります。(一)字になつてきておるわけであります。

それから、そういうところはまた公債費比率も非常に高いうございます。平均一二、三、ほとんど一〇から一二、三のところに公債費比率もありまして、中には一五%を超すところも相当ござります。

に、マクロで地方財政計画ベース全体で見てみますと、最近の状況といいますのは、いわゆる公債比率等の依存度でありますとか公債比率等のフローの指標は以前よりもかなりよくなってきております。また、平成三年度の地方財政収支見通しにおきまして、元年度、二年度に引き続きまして、マクロの財政健全化策も講じてきておりまして、マクロは非常に健全な財政状況になってきているということが言えるかと思います。

ただ、ミクロで見ますと、三千三百ござりますので中には今御指摘のように地方税収の割合が非常に低いとかいったことが多々あると思います。この点につきましては、いわゆるマクロの地方財政は最初に申し上げましたように健全にならなくておるわけですから、ミクロにいかに配分をするか、いかにうまく地方団体間の財政調整等をしますか、地方税収のあり方を含めましてそれをおいかにうまく切り分けていくかという問題が今後的重要な問題であろうというふうに認識をいたしております。

○政府委員(小林実君) 地方財政の最近の傾向につきましての御質問でございます。

毎年度の地方財政対策におきましては、各団体が抱えております政策課題等に十分に対応して

特に前者の財政の健全化の面で、五十年代あるいは六十年代以降増発を余儀なくされた地方債とかあるいは交付税特会の借金につきましては、ここ一二、三年交付税特会の返済やあるいは財源対策債等の償還基金の積み立てをいたしておりました。その面をとらえまして、これは言葉の問題だと思いますが、大幅な財源余剰があるとかいうような言葉が聞かれたりなんかするわけでございまして、これが私どもいたしましては、過去地方がみずから負担で借り入れた巨額の特別的な基金を解消するための措置でございまして、いわば地方財政の健全化を図るために講じたものでございまして、決して地方財政に何か財源余剰があるというような認識で行っているものではございません。これは歳出面におきまして、ふるさと創生あるいは社会資本の整備あるいは地域福祉の充実率を図るために財政措置を講じておるのと同じレベルの評価をいたしまして行つてあるということを御理解いただきたいと思います。

は樂觀できる状況にはない、こういうふうに思つておるわけでございます。

特に、御指摘がございました中で地方団体間の問題で、税源等があるところは非常に多くなつておるけれども、そうでない団体が大変ではないかというお話をございました。そのとおりであると思ひます。地方財政は、国と異なりまして三千三百の地方団体がございまして地域、背景が異なりますし、特に一極集中の結果一部の団体に特に税収等が偏つて上がつておる、格差が拡大してきておつたということにつきまして問題意識を持つておるわけでございます。今後とも、税収等が余り伸びない団体につきまして交付税その他の財政措置を講じまして、地域住民の要望、要請にこたえられるような財政運営ができるよう努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○野別隆俊君 私は、さらに地方財政が危機に入っているということを裏づけるために、まことに恐縮ですけれども、これから少し私の県の問題を取り上げます。

地方財政の非常に厳しい宮崎県、これはもう全國でも下から三、四番目ぐらいのところでございまして、歴史上からいきますと日本発祥の地であります、癡祥の地でありながら大変厳しい地域であります。しかも、経済の中心が、我が國の国民かなところもあり、また日本のふるさとであります、歴史上からいきますと日本発祥の地であります。我が宮崎県は大変貧乏県ではあります、人情味は非常に豊かなどころでもあり、また日本のあるさとであります。しかし、経済の中心が、我が國の国民を養うための食糧基地であり、また林産物の供給県でもあります、そういうことですから第一次産業を中心とした県でございます。

私も、本県の財政を見てびっくりしたんであります、四十四市町村の中で地方税収入比率が三〇%以下が何と三十七市町村であります、八五%でございます。これを昭和五十六、七八八年と比較をいたしてみても、これは全く前進味がない、一番厳しいときと変わらない。むしろ二〇%以下などはふえているというような状況であります。三

〇%以下は、六五%が全国平均ですが、宮崎県の場合は八五%、しかも税収入が全国平均四六・一%でありますから、四〇%以上というのはわずかといいます。地方財政は、国と異なりまして三千三百の地方団体がございまして地元、背景が異なりますし、特に一極集中の結果一部の団体に特に税収等が偏つて上がつておる、格差が拡大してきておつたということにつきまして問題意識を持つておるわけでございます。今後とも、税収等が余り伸びない団体につきまして交付税その他の財政措置を講じまして、地域住民の要望、要請にこたえられるような財政運営ができるよう努力をしてまいりたいというふうに思つております。

三%という状態が出ておるわけであります。

私は、こういう状態を考えると、その原因を追及しないと、ただこれからよくなるんじやないか、現実によくなりつあるところもあるわけですから、そういうところと同列に考えられると困るわけあります。そこで、まず農業でも、林业でもでござりますが、後継者が減つていているわけです。高齢化が進んでいるわけであります。ですから、産業としての発展性というのは、一次産業ではこれから加工工場などがいろいろ検討されておるようでござりますけれども、これはなかなか発展性の方針ではない。それから、一部の都市を除けば地価はむしろ下がっていくんじゃないのか。税収の方も結局、若い人がいない、年寄りで生生活保護もしくは年金生活、こういう人たちが林业農業を支えてきているわけですから、新しい家もできない、税収も上がるようなものがない。こういうことでいきますと、これはますます深刻な方向に行くのではないか。これはひとり宮崎県だけではないと私は思っています。

例えれば、九州の中にも幾つかあります、鹿児島もあれば大分、それから四国、東北、北陸、山陰、こういう同じような食糧供給基地のよつた地帯は、逆に深刻な方向に迫り込まれていくのではなくいか。いわゆる日本の経済がこういった行政の中にも大きく二極分化をしていくのではないか。一極の方は数少ない市町村であつて、二極の弱い方でござります。特に過疎地域におきましては、今までござりますと財政措置もそうしていなかつた分野の部面におきましても、地方債あるいは交付税措置をするような努力もしてきておるわけでござります。特に過疎地域におきましては、地域振興とか過疎対策、高齢化対策等々大変な問題を抱えておりますので、ふるさと創生関係あるいは過疎法なんかも改正をしていただきまして、起債の対象事業、対象範囲を広げていただきましたとか、

二〇%ですよ、自主財源二〇%、三〇%じゃありませんから三割自治じゃない、二〇%以下が六五%も出ているという現実であります。

そこから見て、財政の富裕論などということは私はどう計算しても出てこないと思うんです。さつきの話のように、一部の地帯はよくなつて、高いところでは一八%にも上昇しています。しかし、一方では公債費比率がふえておりまして、高いところでは一八%にも上昇しています。それでも、一方では公債費比率がふえておりまして、高いところでは一八%にも上昇しています。

二〇%以上が随分ありました。この一年は少し公債費比率が減つてることは事実でござりますけれども、一七、八%、平均でやつぱり一一、

三%という状態が出ておるわけであります。

私は、こういう状態を考えると、その原因を追及しないと、ただこれからよくなるんじやないか、現実によくなりつあるところもあるわけですから、そういうところと同列に考えられると困るわけあります。そこで、まず農業でも、林业でもでござりますが、後継者が減つていているわけです。高齢化が進んでいるわけであります。ですから、産業としての発展性というのは、一次産業ではこれから加工工場などがいろいろ検討されておるようでござりますけれども、これはなかなか発展性の方針ではない。それから、一部の都市を除けば地価はむしろ下がっていくんじゃないのか。税収の方も結局、若い人がいない、年寄りで生生活保護もしくは年金生活、こういう人たちが林业農業を支えてきているわけですから、新しい家もできない、税収も上がるようなものがない。こういうことでいきますと、これはますます深刻な方向に行くのではないか。これはひとり宮崎県だけではないと私は思っています。

例えれば、九州の中にも幾つかあります、鹿児島もあれば大分、それから四国、東北、北陸、山陰、こういう同じような食糧供給基地のよつた地帯は、逆に深刻な方向に迫り込まれていくのではなくいか。いわゆる日本の経済がこういった行政の中にも大きく二極分化をしていくのではないか。一極の方は数少ない市町村であつて、二極の弱い方でござります。特に過疎地域におきましては、今までござりますと財政措置もそうしていなかつた分野の部面におきましても、地方債あるいは交付税措置をするような努力もしてきておるわけでござります。特に過疎地域におきましては、

〇政府委員(小林義君) ただいま宮崎県の市町村の例での御質問がございまして、六十三年度の決算をもとに、歳入に占める税収が三〇%未満の団体等につきましての御指摘がございました。確かに全国に比べまして宮崎県におきましては、税収の割合が高い団体が多い、また公債費の負担比率も全国の平均よりも明らかに高いというような結果になつておるわけであります。また、私ども最近憂慮いたしておりますのは、この間の国政調査によりまして、人口が減りました団体も数多く出ておるというところでござります。

大きな経済の流れを変えるのは大変なことでございますが、そのような中で今言つた御指摘の点を何とかね返そうということで努力をしてまつておるというところでござります。

大きな経済の流れを変えるのは大変なことでございますが、そのような中で今言つた御指摘の点を何とかね返そうということで努力をしてまつておるというところでござります。

〇野別隆俊君 この点について自治大臣にお伺いをしたいのですが、過疎地帯と申しますか、非常に財源の乏しい、そして財源がなかなか現状のままでは確保できない、しかし農山村では加工工場などをつくつたり、これからやつぱり一次産品だけで出すんじやなくて、二次、三次加工まで持つていて、そういうところに手当をつける、こういうことが私はこれから重要な施策の一端であろうと思います。同時に、当面やつぱり厳しいところは、私どもの田舎の人は借金で子供を学校出させて、働く場所はみんな東京とか大都市でございます。田舎は金を出すだけでござります。

だから、ますます窮乏のどん底おり、その人たちはなかなか帰つてはくれない。こういう実態なんです。いわゆる人間養成所に山村がなつてゐる。こういう状態でもござりますから、これら大事なことは、山を守り農業を守つていかなきやならぬ、それに対する手当て、それから苦しい市町村に対する財政対策についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

〇國務大臣(吹田愬君) 先生が宮崎県のことについて非常に愛県のお気持ちから御説明になりましたし、切実な問題として受けとめております。特に、日本国の癡祥の地である、何と心得るかといふようなお話をございますが、全く私もそういうふうに思つております。私は、その宮崎から豊後水道を通つて出たところが山口県でありますから、そういう意味では大体同じ地域に先祖も生存をしておつたんではないかな、こういう気持ちがいたしますが、いずれにしましても宮崎県が財政力が非常に低い、二六%前後であるというようなことは、私から見ましてもいかにも県としまして残念なことであります。

特に第一次産業を中心としております土地条件から見ましての地域というのは、どうしても財政力に非常な大きな弱さがそこに露呈しておるわけであります。ですから、そういう点につきましては、自治省も今まで基準財政需要額に対する不足分というものに対しても最大限の努力をして交付税で賄つておるわけですが、さらに今後そういう地域においては環境の整備というものを特段に配慮していくかなきやならぬと思うんであります。いわゆる過密で環境が悪くなつたところと、だんだんと人口が減少するという過疎問題、いわゆるその地域における環境の不整備というものからくるものと、二通り地方自治体にはあると思うんですけれども、宮崎県の場合は後者の場合、地域環境といふものの不整備、社会資本の充実というものに対する不足、こういったものがさらに加速化してしまうということを考えられます。

そういった意味から、若人をその地域社会にどめる、足をとどめて、そうしてその地域に貢献してくれる活力になつてもら、そういう考え方方に立とうとしますと、これからは社会資本をさらに充実していくかなきやならぬと思つてます。そして、田舎におりましても、町におりましても生活の環境といふものは同じような態度で推進できる、こういった状況を実現していくかなきやならぬと思いますが、それにはよほど大きな公共事業や財政を必要といたします。これらについて、できるだけ財源を賦与していかなければなりません。私はそういった意味で、関係省庁の御協力をいたしかくよくお願いもしなきやなりませんが、自治省独自の事業も考えていただきますように心からお願いをしておきたいと思います。

次は、地価税に移りたいと思います。
今回提案されております地価税については、さつき岩本議員からも御質問がございましたから、私は、これからも全力を挙げて御協力いたしたい。そうして、全国のそつした財政力の弱い地域社会に対しても同じような、均衡化された条件をつくっていく必要がある、こう思つておりますので、今後いろいろな面がございますが、ぜひひとつそうした弱小町村、あるいは財政力の弱い県、これに対しまして御理解と御協力を願いたいわけあります。

特に第一次産業を中心としております土地条件から見ましての地域というのは、どうしても財政力に非常な大きな弱さがそこに露呈しておるわけであります。ですから、そういう点につきましては、自治省も今まで基準財政需要額に対する不足分というものに対しても最大限の努力をして交付税で賄つておるわけですが、さらに今後そういう地域においては環境の整備というものを特段に配慮していくかなきやならぬと思うんであります。いわゆる過密で環境が悪くなつたところと、だんだんと人口が減少するという過疎問題、いわゆるその地域における環境の不整備というものからくるものと、二通り地方自治体にはあると思うんですけれども、宮崎県の場合は後者の場合、地域環境といふものの不整備、社会資本の充実といふものに対する不足、こういったものがさらに加速化してしまうということを考えられます。

そういった意味から、若人をその地域社会にどめる、足をとどめて、そうしてその地域に貢献してくれる活力になつてもら、そういう考え方方に立とうとしますと、これからは社会資本をさらに充実していくかなきやならぬと思つてます。そして、田舎におりましても、町におりましても生活の環境といふものは同じような態度で推進できる、こういった状況を実現していくかなきやならぬと思いますが、それにはよほど大きな公共事業や財政を必要といたします。これらについて、できるだけ財源を賦与していかなければなりません。私はそういった意味で、関係省庁の御協力をいたしかくよくお願いもしなきやなりませんが、自治省独自の事業も考えていただきますように心からお願いをしておきたいと思います。

○野別隆俊君 大変御丁寧な答弁をいただきました。
自治省は、全国三千二百六十八の市町村と、それから四十四県がバックアップをしている省でもござりますから、またすべての団体が自治省の動き方に非常に関心を持つておるわけでもございまして、田舎におりましても、町におりましても生活の環境といふものは同じような態度で推進できる、こういった状況を実現していくかなきやならぬと思いますが、それにはよほど大きな公共事業や財政を必要といたします。これらについて、できるだけ財源を賦与していかなければなりません。私はそういった意味で、関係省庁の御協力をいたしかくよくお願いもしなきやなりませんが、自治省独自の事業も考えていただきますように心からお願いをしておきたいと思います。

次は、地価税に移りたいと思います。
今回提案されております地価税については、さつき岩本議員からも御質問がございましたから、私は、これからも全力を挙げて御協力いたしたい。そうして、全国のそつした財政力の弱い地域社会に対しても同じような、均衡化された条件をつくっていく必要がある、こう思つておりますので、今後いろいろな面がございますが、ぜひひとつそうした弱小町村、あるいは財政力の弱い県、これに対しまして御理解と御協力を願いたいわけあります。

大蔵大臣がどのようなお話を大蔵委員会でなされたかということは承知いたしておりませんが、もしも大蔵大臣が地方財政というものは非常に富裕であるということをお話になつたとすれば、それは私から言えれば認識不足であります。私は大蔵大臣に対して、それは一般論としているものは確かに大蔵大臣はよく承知の上で、私は何か言葉のあやでそういう発言をされたんだから手違ひはないと思いますが、これからもまたひとつの点については大蔵省とよく協議をしながら、自治省が受け持つておる役割というものを御理解願つ、こういうふうにしていきたいものだと思います。

○野別隆俊君 大変御丁寧な答弁をいただきました。
自治省は、全国三千二百六十八の市町村と、それから四十四県がバックアップをしている省でもござりますから、またすべての団体が自治省の動き方に非常に関心を持つておるわけでもございまして、田舎におりましても、町におりましても生活の環境といふものは同じような態度で推進できる、こういった状況を実現していくかなきやならぬと思いますが、それにはよほど大きな公共事業や財政を必要といたします。これらについて、できるだけ財源を賦与していかなければなりません。私はそういった意味で、関係省庁の御協力をいたしかくよくお願いもしなきやなりませんが、自治省独自の事業も考えていただきますように心からお願いをしておきたいと思います。

次は、地価税に移りたいと思います。
今回提案されております地価税については、さつき岩本議員からも御質問がございましたから、私は、これからも全力を挙げて御協力いたしたい。そうして、全国のそつした財政力の弱い地域社会に対しても同じような、均衡化された条件をつくっていく必要がある、こう思つておりますので、今後いろいろな面がございますが、ぜひひとつそうした弱小町村、あるいは財政力の弱い県、これに対しまして御理解と御協力を願いたいわけあります。

うものはその面では正しかつた、この基本に沿つたものでなければならぬというふうにまだ今も考えておるわけであります。また、市町村としてもこれに大きな期待をかけてきたと思つたとすれば、現実にはそういうことにはなつてはいません。これについて政府、大蔵省として、地方税的性格のものではないかというのを私はもうずっと考えていますよ、そういう地域もありますよというふうに思つてます。私は機会を通してお話を申し上げ、現実の姿とあらうと思いますが、むしろよく承知であります。私は何か言葉のあやでそういう発言をされたんだから手違ひはないと思いますが、これからもまたひとつの点については大蔵省とよく協議をしながら、自治省が受け持つておる役割というものを御理解願つ、こういうふうにしていきたいものだと思います。

○説明員(大武健一郎君) お答えとしていただきました。
地価税につきましては、土地基本法を踏まえまして土地の資産価値に応じた負担を求める、そして土地の資産としての有利性を政策的に縮減するというような観点から設けることを考えたものでございまして、その意味で、地域を問わず国内において納税者が有するすべての土地の資産価値を合計しまして、その合計額に対し基礎控除を適用した上で負担を求めるもの、すなわち、納税者が名寄せをする必要があるというようなこと。それから、評価につきましても、資産価値、すなわち時価に応じた統一的な評価水準に基づくことなどが適当だというふうなことに照らしまして、国税として創設させていただくということを考えているところでござります。

○野別隆俊君 この点は岩本さんからも質問があつたようですが、これ以上申し上げません。

次は、同じ地価税でございますが、今度の地価税は、土地価格を安定させなきやならぬ、そういう面から創設されたと思うんです。国民の期待といいますか、税制でこういったことを専門的に勉強されている方々も大体一%程度は取るべきだと、また国民の皆さんもそういうふうに思つていたと思います。最悪であってもやつぱり〇・五%程度は地価税というものは取つて、所得の公平と土地をできるだけ国民に供給できる体制をつくりうるということでありましたが、実際出てきたのは自民党税調の見解そのまであり、〇・二%、

○説明員（大武健一郎君）　土地税制のあり方に
ついての基本答申を昨年の十月三十日に政府税
制調査会からいただきました。

そこで、一土地税制の見直しは、土地に対する負担の公平を確保するとともに、土地の資産としての有利性を縮減し、もって、税体系における所得、消費、資産等に対する課税の間での均衡を図る観点から行うものであり、增收を目的とするものではない。こうした観点から、土地保有税（仮称）を創設する際には、所得課税の減税を合わせて検討することが適当である。なお、新税の税収について、その一部は所得課税の減税と合わせ、土地対策等に資するという観点から、歳出を通じ国民生産に還元することが適当ではないかとの意見もあつた。」という御答申を実はいただいておりま

る不満というものは非常に強くなる種ともかぎ
方に帰りましても、何でこのままにしているんだ、
こういう強い怒りの声を聞くわけあります。

この問題は、面完協議会専門者会で具体的な合意が得られれば、その趣旨に沿って誠実かつ迅速に対応していきたいと考えているところでございます。

たわけでございます。これによりまして、地方財政を円滑に運営できるよう措置をいたしたところでございます。

労員（大武健一郎君） 一土地税制のあり方に不満というものは非常に強くなる者とも力強く、この基本答申を昨年の十月三十日に政府税制会からいたしました。

○野川登義君　この問題は、面完島議会専門者会で具体的合意を得られたのに、その趣旨は決して実かつ迅速に対応していきたいと考えているところでございます。

たわけでございます。これによりまして、地方財政を円滑に運営できるよう措置をいたしたところでございます。

特に国民がねーた税金がまとと日本は入らないままになつてゐる益税。一年間もらつた金が二回にしか入らない。そのためにその金で事業運営ができるという、事業を助けるような税制になつてゐる運用益問題。それからいわゆる年金生活者や生活保護を受けている方々も大金持つの人も同じ税金でござります、これは逆進性の非常に強い税制。所得のない人今までこういう税金が、しかも国が所得保障をしている人も同じ税金を払ふといふ税制ですから、これは当然見直すべきであると思うのでありますか、欠陥を負つたままこの税制がひとり歩きをしてゐるわけです。

これは両院の問題はございますが、私は野党の

具体的な合意が得られれば、その趣旨に沿つて誠実かつ迅速に対応していきたいと考えているところでございます。

○野別隆俊君 この問題は、両院協議会専門者会議が行われております。二十四回も既にやられてゐるわけでありますが、これから政府もひとつこれを積極的に推進して、この専門者会議の中で早急に結論を出していただくようを要望をいたしております。

次は、消費税の中の料飲等消費税、これは六十年度に創設されて、標準税率百分の十から百分の三に引き下げられ、また宿泊、飲食等の免税点を倍に改正され、四千八百億円強の大幅な税率引き下げが行われた税目であります。さらに今回も、免税点五千円を七千五百円、宿泊を一万円から一万五千円、約五割程度の免税点の引き上げが行わられ、(五百億円)改め(見込)もしくは(あります)あります。

たわけでございます。これによりまして、地方財政を円滑に運営できるよう措置をいたしたところでござります。

個別の地方団体によりまして減収の影響が変わってくるわけでございますが、これは特別地方消費税に限らず、税制改正がございました場合には個別の団体ごとに影響が変わってくることが過去におきましてもあつたわけでございます。これにつきましては、交付税算定におきまして各地方団体ごとに基準財政需要額を算定し、それから基準財政収入額を算定いたしまして、その差額に応じまして減収の影響につきましては財政措置が交付税措置を通じてなされておるわけでございまして、それぞれの団体につきましては交付税の算定を通じまして、仕組みを通じまして減収額が補てんされておりますので、そういうことで御理解を乞ひます。

それを踏まえまして、さらに年末の答申におきましてもう一度、「土地税制の見直しは増収を目的とするものではない。土地保有税(仮称)による純増収分の使途については、「今申し上げた「基本的改正・予算編成時までに検討すべきである。」といふ御答申をいただいております。

廃止案 自民党的見直し案 出発をして、自民党的見直し案でも一兆一千億円 前後でございます。ここがやつぱり最低の基準に 置かれて話し合いをすべきではないかというふうに 考えているわけがありますが、これは何として も早く話し合いをつけて国民の期待にこたえてい かなきやならぬと思いますが、政府としてはこの ことについてどのようにお考えか、お伺いをいた

て具体的な合意が得られれば、その趣旨に沿つて誠実かつ迅速に対応していきたいと考えているところでございます。

○野別隆俊君 この問題は、両院協議会専門者会議が行われております。二十四回も既にやられてゐるわけでありますが、これから政府もひとつこれを積極的に推進して、この専門者会議の中で急速に結論を出していただくよう願望をいたしております。

次は、消費税の中の料飲等消費税、これは六十年一度に創設されて、標準税率百分の十から百分の三に引き下げられ、また宿泊、飲食等の免税点を倍に改正され、四千八百億円強の大幅な税率引き下げが行われた税目であります。さらに今回も、免税点五千円を七千五百円、宿泊を一万円から一万五千円、約五割程度の免税点の引き上げが行わられ、六百億程度の減収が見込まれるわけであります。ですが、この減収になつた分をどのように補てんされる考え方か。特にこの税制は県税関係に非常に影響のある税収であります。これは以前は、県によつては財源の七%から一〇%を占めている県が相当数ある、いわゆる基幹的な地方の税目でございます。しかし、今日ではもう全く存在意義がないような税制になつてゐるわけですが、この税制になつては、

個別の地方団体によりまして減収の影響が変わってくるわけでございますが、これは特別地方消費税に限らず、税制改正がございました場合には個別の団体ごとに影響が変わってくることが過去におきましてもあったわけでございます。これにつきましては、交付税算定におきまして各地方団体ごとに基準財政需要額を算定し、それから基準財政収入額を算定いたしまして、その差額に応じまして減収の影響につきましては財政措置が交付税措置を通じてなされておるわけでございまして、それぞれの団体につきましては交付税の算定を通じまして、仕組みを通じまして減収額が補てんされておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○野別隆俊君 さらに 今回特別地方消費税の五分の一に相当する額を納税地の市町村に交付する、この制度が新しく創設されたわけでありますが、これは私は当然のことだと思うんです。清掃から何から市町村がほとんどやっているんですけど、県は金を取るというだけのことでございましたから。しかし、これはやっぱりそうなるよう

まして平成四年度の税制改正・予算編成時までに適切に対処していくたいと考えているところでござ

○説明員(大武健一郎君)　ただいまの消費税につ
します。

て具体的合意が得られれば、その趣旨に沿つて誠実かつ迅速に対応していきたいと考えているところでございます。

たわけでございます。これによりまして、地方財政を円滑に運営できるよう措置をいたしたところでございます。

○野別隆俊君 この問題については、さつきかたとさきがいります。論議をいたしましたように基本的には地方税的性質のものであるのでぜひひとつ、少なくとも壇上に提案のようない方向で政府としても検討して、最低この線は守る、こういうことでお進みを願いたい。これは強く要望をいたしておきたいと思います。次に、消費税について申し上げたいのであります。

消費税は、そのままもう二年越しになるわけではありませんが、両院の話し合いがつかないためには論議が出ない状態で、このまま定着することにならぬと国民の政治に対する不信、それから政治に対する不満

いての問題でござりますか。先生も言われましたとおり、百十八回国会におきます法案処理の結果を踏まえまして、与野党がその責任を果たすといふ立場から、国会に税制問題等に関する両院合同協議会が設置されたわけでございまして、立法府として消費税の問題について結論を得べく御協議を行つておられるわけでございます。したがいまして、政府としまして税制問題等に関する両院合同協議会において消費税の必要性を踏まえつつ、国民の全体的、長期的な利益といった高い次元から協議が行われて、建設的、具体的合意が早急に得られるということを期待しているわけでござります。政府としましては、その協議会において

具体的な合意が得られれば、その趣旨に沿つて誠実かつ迅速に対応していきたいと考えているところでございます。

○野別隆俊君 この問題は、両院協議会専門者会議が行われております。二十四回も既にやられているわけでありますが、これから政府もひとつこれを積極的に推進して、この専門者会議の中で早急に結論を出していただくようを要望をいたしております。

次は、消費税の中の料飲等消費税、これは六十年度に創設されて、標準税率百分の十から百分の三に引き下げられ、また宿泊、飲食等の免税点を倍に改正され、四千八百億円強の大幅な税率引き下げが行われた税目であります。さらに今回も、免税点五千円を七千五百円、宿泊を一万円から一万五千円、約五割程度の免税点の引き上げが行われ、六百億程度の減収が見込まれるわけであります。ですが、この減収になつた分をどのように補てんされる考え方か。特にこの税制は県税関係に非常に影響のある税収であります。これは以前は、県によつては財源の七%から一〇%を占めている県が相当数ある、いわゆる基幹的な地方の税目でございます。しかし、今日ではもう全く存在意義がないような税制になつてゐるわけですが、この税制の六百億減税を補てんができるような税目を持つているのか、ここをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小林実君) 消費税の創設に伴いまして、従来ありました地方の消費税につきまして、その関連で改正がされまして、改廃された部分があるわけでございまして、それは基本的には消費譲与税というものになります。そちらの方で補てんといいますが、されたわけでございますが、御質問の特別地方消費税につきまして平成三年度から見直しをお願いいたしております。そのいたしまして地方財政計画の策定を通じまして、全体六百億円の減収についてのお話かと思います。

今回平成三年度におきまして、減収額約六百億を見込んでおるわけでございますが、これにつきましては地方財政計画の策定を通じまして、全体いたしまして地方財政の収支のバランスを図つて

たわけでございます。これによりまして、地方財政を円滑に運営できるように措置をいたしたところでございます。

個別の地方団体によりまして減収の影響が変わってくるわけでございますが、これは特別地方消費税に限らず、税制改正がございました場合には個別の団体ごとに影響が変わってくることが過去におきましてもあつたわけでございます。これにつきましては、交付税算定におきまして各地方団体ごとに基準財政需要額を算定し、それから基準財政収入額を算定いたしまして、その差額に応じまして減収の影響につきましては財政措置が交付税措置を通じてなされておるわけでございまして、それぞれの団体につきましては交付税の算定を通じまして、仕組みを通じまして減収額が補てんされておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○野別隆俊君　さらに、今回特別地方消費税の五分の一に相当する額を納稅地の市町村に交付する、この制度が新しく創設されたわけであります。が、これは私は当然のことだと思うんです。清掃から何から市町村がほとんどやっているんです、県は金を取るというだけのことでございましたから。しかし、これはやっぱりそうなるようになりますが、根拠法などがはつきりしていると思います。そこで、五分の一というこの決め方について、どういう考え方でこういうふうに決められたのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君)　特別地方消費税につきましては、今回免稅点の引き上げの改正をお願いいたしますと同時に、ただいま御指摘のような市町村に対する交付金制度を設けていただくようお願いしているところでございます。この点につきましては、御指摘のとおり、市町村から従来からも非常に強い要望がございましたが、その根拠となりますのは、やはりこういう関係市町村は観光客や何かがおいでになりますと、ごみ処理をしなきやならぬ、あるいは消防、道路を整備しなきやいけないとかそういうようないろんな行政サ

バスとの関連があるので、これに相応する経費を特別地方消費税から一部を交付してほしいという御要望であつたわけでございます。

かねがね要望がございましたけれども、今回の改正でこれを実施することでお願いをいたしております。これを当面税収の五分の一をその納稅地の市町村に交付をするということにいたしたわけでございます。五分の一という率は、數字的にこういうことで五分の一だというようなそういう性格ではございませんで、いろんな要素を総合的に勘案いたしまして、当初の措置として五分の一ということをお願いしたわけでございます。

一つの参考となりましたのは、現在ゴルフ場の利用税につきまして、徴収額の十分の七をゴルフ場の所在市町村に交付しておりますが、この制度が最初に始まつたときの率が六分の一という率でございました。こういう当初始まつた率なども勘案し、都道府県の税収に余り激変が生じないよう五分の一ということからお願いをしたいと思っております。

○野別隆俊君 時間が参りましたので、まだ固定資産税、地方財源問題がございますが、最後に一つ尋ねをしておきたいと思います。

六十年から暫定措置で地方税のカットをされてきたわけであります、この七年間で七兆三千億円、これだけ地方の税金はカットをされてきたと私は思いますが、これは政府は後で認められれば認めて対応をしていただきたいのであります、こういうふうにカットが行われて、今後地方としては、さきも自治大臣からも話がございましたように、次々に大きなプロジェクトが入ってくるわけであります。公共事業、下水道をやらなきやならぬ、公園もつくらなきやならぬ、高齢化福祉をやつていかなきやならぬ、たくさん課題を抱えているわけであります。そういう状況でございますから、またこれから三年間とすることをやられるともう十年間カットが続くことになるわけであります、何としても自治大臣、三年間待つこと

にならないように、途中で影響力の大きいものは全部もうまとに戻したよ、五十九年ベースに戻しましたよというような状態をつくっていただきたいわけであります。

それと同時に、國の三税についても、今三二%の配分であります、これをやつぱりある程度高めでございます。五分の一という率は、數字的にこういうことで五分の一だというようなそういう性格ではございませんで、いろいろな要素を総合的に勘案いたしまして、当初の措置として五分の一ということをお願いしたわけでございます。

一つの参考となりましたのは、現在ゴルフ場の利用税につきまして、徴収額の十分の七をゴルフ場の所在市町村に交付しておりますが、この制度が最初に始まつたときの率が六分の一という率でございました。こういう当初始まつた率なども勘案し、都道府県の税収に余り激変が生じないよう五分の一という事からお願いをしたいと思っております。

○國務大臣(吹田憲君) 先生お話をことは本当にいろいろな意味もございまして、まず当初発足の際五分の一という事からお願いをしたいと思っております。

○野別隆俊君 時間が参りましたので、まだ固定資産税、地方財源問題がございますが、最後に一つ尋ねをしておきたいと思います。

六十年から暫定措置で地方税のカットをされてきたわけであります、この七年間で七兆三千億円、これだけ地方の税金はカットをされてきたと私は思いますが、これは政府は後で認められれば認めて対応をしていただきたいのであります、こういうふうにカットが行われて、今後地方としては、さきも自治大臣からも話がございましたように、次々に大きなプロジェクトが入ってくるわけであります。公共事業、下水道をやらなきやならぬ、公園もつくらなきやならぬ、高齢化福祉をやつていかなきやならぬ、たくさん課題を抱えているわけであります。そういう状況でございますから、またこれから三年間とすることをやられるともう十年間カットが続くことになるわけであります、何としても自治大臣、三年間待つこと

残余につきましては、局長おりますから、局長から答弁をさせます。

○野別隆俊君 いや、時間が来ましたからやめます。ありがとうございました。

○常松克安君 冒頭からまことに申しわけございませんが、後ろの席に座つていらっしゃる方、昨夜の疲れをここでとるような格好にひとつならないように。私にとってはこの三十分間は戦場なんですね。真剣勝負なんです。大臣のおつきのお二人見てご覧なさい、びしつとしている。メモるのもなし、とらぬのもなし。その辺のところをひとつ深い御理解をいただいて、びしつとしていただきたいということを心を込めてお願いやら御要望を申し上げておきます。

ただ、やはり國の財政という問題もありますし、したがいまして一定の財政規模というものから算出ししてまいりますと、事業量をとるのかそれとも補助率を大幅にふやす方法をとるのかという問題になりますとなかなか難しいところであります。

厚生省にお伺いします。十二月号のこの「税」という本の中で、三十六ページにこういうふうに字句がしたためられております、「高齢者保健福祉推進十か年戦略を推進するため、次の措置を講ずること」。言つならそついう施設の固定資産税を無税とする、非課税とする、こういうふうな要望をお出しになりましたか。

○説明員(大塚義治君) 先生御指摘のように、私も今後の高齢社会に向けての介護体制づくりその他、高齢者の福祉の推進のためにさまざまな施策を講じておるところでございますが、その中で、老人保健施設の整備というのが一つの大きな柱になつておるわけでございます。このために、国庫補助でございますとか低利の融資も実施しておるから、事業量の方にある程度のウエートが置かれています。したがつて、六十一年度状態のところまで復元をして、この三年間といふもので逐次是正できるものは復元できるよう考えていこうと、ということに今なつておるわけであります、確かに先生のお話のとおりでありますし、今後も自治省としましては、やるべきことは関係市町村にたくさんあるということを承知しておりますか。

○常松克安君 まことに御丁寧な御答弁で、なるだけ簡要に縮めていただきますように御協力のほどをお願いします。

じゃ、それに對して厚生省はのんだですか。

○説明員(大塚義治君) ただいま御答弁がございましたように、従来非課税となつていなかつた医療機関につきましては、平成三年度の税制改正でござりますと、かく低利の融資も実施しておるわけでございますが、あわせて税制面からもこれを促進する、そういう観点から、固定資産税につきましては、平成三年度の税制改正要望の中での軽減を図つていただきたい、こういうお願いをした経緯がございます。

○常松克安君 それを受けて、自治省はどういうふうに協議されましたか。

○政府委員(湯浅利夫君) 老人保健施設につきましては、厚生省から税制改正の要望があつたわけでもありますけれども、基本的には各省からその時

期にはいろいろな形で税制改正要望が出てくるわけでございます。それを、それぞれの税制の性格を踏まえて実施可能かどうかということを判断させていただいて、それぞれの御要望に対する措置を決めさせていただくわけでございますが、固定資産などの非課税範囲につきましては、御案内のとおり、固定資産税というものはその地域の市町村の基幹的な税目としてできるだけ広く負担を求めるという性格のものでございますので、極力非課税措置につきましては限定してお願いをするということをしているわけでございます。

そういう意味から、今度の老人保健施設につきましても種々検討したわけでござりますけれども、まず国や地方公共団体、健保組合など公的主体が所有して、かつ経営する老人保健施設については、これは病院と同様に非課税措置の対象となつておるわけでございます。それ以外のものにつきましては、一つは病院との均衡というようなものを考えますと、税負担の公平の観点からこれ以上の非課税措置を拡大するということは慎重に對処すべきではないかといふふうに考えたところでございます。しかしながら、高齢化社会の到来に伴いまして、老人保健施設の市町村の保健福祉サービスに占める比重が非常に高まつてきているというようなことも考えまして、平成三年度の税制改正におきまして、現在非課税措置の対象となつておるわけですが、あわせて税制面からもこれにつきましては、一つは病院との均衡というようなことを考えますと、税負担の公平の観点からこれ以上の非課税措置を拡大するということは慎重に對処すべきではないかといふふうに考えたところでございます。しかしながら、高齢化社会の到来に伴いまして、老人保健施設の市町村の保健福祉サービスに占める比重が非常に高まつてきているというようなものにつきましては、一つは病院との均衡というようなことを考えますと、税負担の公平の観点からこれ以上の非課税措置を拡大するということは慎重に對処すべきではないかといふふうに考えたところでございます。しかしながら、高齢化社会の到来に伴いまして、老人保健施設の市町村の保健福祉サービスに占める比重が非常に高まつてきている

療法人に対しまして今回の改善措置が講ぜられてゐるわけでございまして、現状では老人保健施設の運営が益々三分の一は医療法人による経営でございまして、その傾向を考えますと、今回の改善措置は今後の老人保健施設の整備の促進に寄与するものと考えております。またあわせまして、私どもも融資その他の措置も鋭意実行してまいりたい、改善を図つてまいりたいと思います。

○常松克安君 私はさようなことを聞いているんじゃないんです。満足しているのかと聞いておられます。ですから、減免、非課税なら非課税をへ後ともそれを来年度も再来年度も要求して交渉をする、これが十カ年の基本に対する厚生省の態勢じやなかろうか、かよつて思つてゐるものですから。

いや、自治省、もう一度伺ひします。この軽いことは市町村において自主的に処理をするということになつておりますが、そうすると市町村は自主的に実施だから、私たちはもうお断りというところはないし、やるところだけ、手を擧げるところだけこういう意味でしようか。

○政府委員(湯浅利夫君) 基本的には自主的にこなすということで、それぞれの市町村の御意思によつて行つていただくということでございまが、私どもとしても通達でそれを各市町村においするということをしておるわけでございます。

○常松克安君 この件について厚生省にもう一度申し上げておきます。答弁要りません。

そういうことですから、固定資産税が減るところは困るんです。ですから、市町村はこういうことで自主的判断ですから、私たちよりまんと言つたらそのままなんです。そういうことでありますので、通達だけでこの減免措置が生されるということはまことに不可能な率が高いです。このことをよく存念をしておいていただきまして、来年度、再来年度もこの辺のところのめをよくしていただきたい、こう申し上げてお

第二番目は、駐車場の減免措置についてでありますけれども、これは前大臣とここで警察庁の駐車違反、これらをともにして、どうしても駐車場というものに対する対応では、これは早急に国家的な立場でやらなければいかぬ。しかし、その税の問題、そのときは課長さんでしたかどなたでしたか、そう一遍にいくというわけにはいかぬがと。大臣はそれをとめられて、たとえ事務局がどう言おうとも、駐車場に対するは当然これは非課税という扱いにせぬことには大量のそういうものはつくり上げられない、答弁を差し押さえられてまで大臣がおっしゃった経緯があるんですが、いかがでしようか。

○政府委員(湯浅利夫君) 私から事務的に御答弁させていただきますが、仰せのように駐車場の問題は非常に重要な問題だということで認識をしているわけでござりますが、この駐車場につきましては、今回の税制改正におきましても、都市計画駐車場につきまして、従来地下式のものだけが対象になつていた軽減措置を、今回立体式の都市計画駐車場を加えるというようなことも改正の中に織り込んでいるところでございますし、また今国会に提出されております駐車場法の一部改正、この中におきまして市町村が新たに駐車場整備地区における駐車場整備計画を定めた場合には、その地区内の地下式、立体式の路外駐車場である届け出駐車場については、これは固定資産税の特例措置を講ずるということで、非常に程度の高い駐車場につきましてはそれぞれ軽減措置を講ずるということにいたしましたところでございます。

駐車場については、他方では青空駐車場や何かということで土地の値上がり待ちをしているんじゃないかというふうな御批判もございまして、そういう問題についても勘案いたしまして、今回措置としてはこういうことをお願いしているところです。

○常松克安君 答弁になつてないと思います、私

○政府委員(湯浅利夫君) 昭和六十三年度の特別土地保有税の徴収実績及び免除額の推移について、六十三年度、平成元年度、数的に教えてください。

○常松克安君 その数字からどういうことを推察されるでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 特別土地保有税につきましては、当初は土地の投機的取引の抑制ということを図る観点から土地の有効利用に関する視点が欠けていたわけでございますが、昭和五十三年度の改正によりまして、土地の有効利用をしていく場合には特別土地保有税を免除していくこう、こういう制度が導入されたわけでございます。

この特別土地保有税の免除制度につきまして、これは土地の有効利用をしている以上は課税をする必要がない、こういう判断からこの制度は設けられたものでございますけれども、それが一部その運用の面で問題があつたというようなこともいろいろ指摘されているところでございまして、この免除額というのは土地の有効利用をするということを前提にいたしますと、これは政策税制でございますからそういう免除額があるのもある程度うなずけるわけでございますが、その中にはそういう問題が指摘されている部分が入っているということを、私どもいろいろ御審議の中で御指摘を受けているところでございます。

○常松克安君 少なくとも免税が徴収の二倍になつているということ。二倍。政策税制というものが、これは用を足していない、目的を達していないとも、切り口から言えるわけです。よって、N.H.K.はプロジェクトをつくりまして、こういうふうな問題を検証しまして、「特例措置」という免除制度が骨抜きにした土地税制に土地問題の解決策を見い

出せるか? 特別土地保有税」こうなっているんです。

こういうふうな観点に立って、一省だけに見解を求めるのは非常に酷なことでございましょうけれども、今日自治省の、こういうことが今回の土地高騰に関して十分な機能を果たせなかつた、これに対しての反省はございませんでしようか。○政府委員(湯浅利夫君) 特別土地保有税については、投機的 土地取引の抑制と有効利用の促進というものを図るための政策税制としてこの制度をお願いしているところでござりますけれども、有効利用をしているかしていないかという基準、こういうものについての、基準そのものの考え方とお願いしているところでござりますけれども、いうことについては一つの考え方が示されたわけでもござりますが、それの基準が果たして明確でござりますが、その基準がうまく機能したかどうか、あるいはその基準がうまく機能したのかどうか、こういう点についての反省は私どもにもあるわけでございます。特に、土地を取得して、そしてそれを有効利用しないで、例えば青空駐車場にする、あるいは資材置き場にするなどいろいろな形で有効利用したと称してこの特別土地保有税の免除を受けていたというようなことも指摘されているわけでございまして、こういうことについての反省から、今回の特別土地保有税の見直しもお願いしているところでござります。

○常松克安君 今、みじくもみずから言葉でおっしゃいましたが、駐車場、資材置き場等についての明確な基準というのが非常にあいまいで、あつたがために、運用を各地方の方面に委託されたというようなことから、今日の一つの大きな混乱これあり。あるいはまた、次の建物をつくるためにこつちは買うた、地上げ屋。ところがこれを買わぬことには大きなスペースとれぬ。これを急速駐車場にして次のものを持つ。このときに、やはりそちらの通達というものがどうしても、管理の状況及び具体的な駐車の状況等を総合的に勘案すべきものであるという注があります。通達一、二、三という課長通達がございます。この辺のところが、今日大きな法と言われるようなゆえんに

してしまったという指摘があるわけですけれども、さあ、それでその反省がある。次は、見直しを今回お願いしております。見直しではなく、一律課税の基本的な法ができ上がったところに一撃に戻す、この考えはいかがですか。

○政府委員(湯浅利夫君) この特別土地保有税の政策税制としての機能をどう考えるかということにもよるわけでございますが、この税制は投機的

土地取引の抑制を図ると同時に土地の有効利用の促進を図るという観点からもこの税制を活用したいというのが今の考え方でございます。そうなりますと、土地の有効利用をきちんとやったということに対しましてこの特別土地保有税の課税を続けるというのは、これはいかがなものかな、こ

ういう意味で、一律にこの免除制度をやめるといふことは、土地の有効利用の促進という観点からはこれはちょっと難しいんじゃないかな、むしろ、

現在行われている免除基準というものをもつと嚴格にして、そして特に三大都市圏のような土地の需給の逼迫している地域につきましては、この免除基準というものを厳しいものにして、それで運用していく方がいいのではないかということで今

回の改正をお願いしているところでございます。

○常松克安君 じゃあ、今度は答弁求めません。

求めませんが、一律課税に戻せない、もう一度、その基準というものはあいまい性を省いて改めて通達を出す、しっかりととしたですよ、そういうもの

を出すことによってこの見直しを少し見て、またそれがうまくいかなければ一巡という、もとに返すこととも考えられる、こういうふうに自己判断して質問を終わっておきます。

じゃあ次に行きます。

前もってお断りいたします。文部省及び厚生省の方に、そこまで行かない場合はお許しください。

次は、総務省おいでございましょうか。じゃ、総務省の方にまずお伺いいたします。

今回お出しになりました中央交通安全対策会議の中心者はどなたですか。

○説明員(内藤勇君) お答えいたします。

去る十二日の中央交通安全対策会議におきましたて交通安全基本計画を策定したわけでございますが、中央交通安全対策会議の議長は内閣総理大臣が、中央交通安全対策会議の議長は内閣総理大臣といふことになっております。

○常松克安君 しかば、この案文に事間違いがあれば内閣総理大臣の責任である、こう断定してもらひですか。

○説明員(内藤勇君) お答えいたします。

中央交通安全対策会議は合議体であります。議長である内閣総理大臣もその責任の一端を担つておるというふうに解っております。

○常松克安君 しかば、高速道路におけるところの救急医療に対する問題が前回から流れていますが、ここにも明確にされました。このものは四六の協議の決定、あるいはそれを確認した五一の決定、そのまま横すべりで載せていましたが、もしくは、各省の連絡会議を持つてきつとした審議が直されたような——今様の時代に合わない、今までのことは、そのことによつて改めておつくりになつたことが流れているのが、お答え願いたい。

○説明員(内藤勇君) お答えいたします。

今回の交通安全基本計画策定に当たりまして、関係省庁あるいは関係団体から事前に事情を聴取し、あるいは協議をいたしまして、昨今の実情を踏まえた形の上でこの交通安全基本計画を策定しておるわけでござります。

○常松克安君 じゃ、もう一度お伺いします。

○説明員(内藤勇君) お答えいたします。

先生御指摘の高速自動車国道における諸般の問題、特に市町村において実施することとされておるわけでござります。

○常松克安君 どつちが上なんですか。どつちが主なんですか。それをはつきり言ってください。

今度の答えではわからぬ。

○説明員(内藤勇君) お答えいたしました。

原則的には沿線市町村において行うべきものと思われますが、日本道路公团が道路交通管理業務と一元的に自主救急をするという立場から、日本道路公团も救急体制の整備につきまして沿線市町村とともに相協力して行うこととされているといふように解されます。

○常松克安君 非常に小さかしい言い方をして勘弁願いたいところがあるんです。といいますのは、これは大変なことを言つていらっしゃるんですよ。これから交通事故死が一万一千から一万三千予想される年々、そしていくだらう。推測です。しかし、それを五年以内に一万名を切る、それに主眼を置かれて、いまだかつてない、救急医療が全面的にこの論題の中に入ってきたわけです。ドクター、カーティーという問題の視点よりも、むしろ救命士を、国家試験を受けた人の処置を大いに待つていらっしゃる。しかし申し上げますが、しかばそう、いう調整の上にあるところの総務省において、高速道路における約七百名の死者、これは三百名と二つに分かれるんです。この人たちが、この中でDOA患者が万が一にも救急医療の充実があったならば少しは救命率が上がつたろうな、命が助かっただろうな、そこまでの研さんの中はこれは残念ながら無理なんです。そこでは、これは厚生省に聞き、消防庁に聞き、いろんなことを総合しなきゃいけません。しかし、そういうふうなことでの問題、一万名までにとどめるというような努力目標とまずしておきましょう。こんなことで、一々立てた目標が完遂できなきや責任どうしてくれる、そんなことじやないんです。しかし、ここに至るまでは、物すごく大きな国際的見地の体制づくりというものがなくちゃこれは不可能と私は主張したいんです。

うことは、時代を、二十一世紀を超越するような物すごく大きなものがなくちゃならない。そういう意味で、じゃここで具体的に、失礼な言い方をしますが、聞きました。

○常松克安君 例えれば、救急ヘリが高速へおりるためには直径三メートルの面積が必要ですか。——いやいいん

です、わからなきやわからないでいいんです。そりませんのでお答えできません。

○常松克安君 失礼いたしました。それはこっちが通告していないから無理もございません。

三十メートル必要なんですね。今の東京消防庁へりがその地点へおりるのに直径三十メートルの面積がなくては、風圧、いろんな計算をいたしまして、飛行機の力学の上からいっておりられないんです。だから、そのおりる場所からしてこれはまだ論議はしていない。例えば、国際空港というところの成田にはあるんです。しかし、そちらで統括していらっしゃる大阪の伊丹、ここでは救護室はあつてもそういうふうな救急医療にふさわしいものはセツトはされていないんです。あるいは飛行機が九時間、十時間以上にフライトする場合について、そこにどういう立場の免許を所持した人が飛行機内におらなきやならないか。それもまたこれから精査せにやいかぬのです。そういうことにおいて、非常に御苦労かけますけれども、後日また予算委員会の方で総務府長官にいろいろお尋ねしますから、よく精査の上でひとつ臨んでいただきますようをお願いしたいと思います。

じゃ、質問を変えます。時間があと三分ですね。

五分よろしくございましょうか。御支援をいただきましたが、ありがとうございます。

厚生省に簡潔にお伺いします。救急救命士法案

の中での括弧六月というのは、法律ではいろいろ精査されていますけれども、国始まつて以来の

法律だと思います。この括弧六月について簡潔に

お願いします。

それから、第五番目になりますが、アメリカの

バラメディックの試験を通った者が日本へ帰つてきたら、もしもできたらそれに對して救急救命士の試験を受けさせる。しかし、アメリカの教育内容は全部精査していくつしやると思いますが、ある一点日本と全然逆なことを教えております。そういうようなことを知った上で本法案の中に入るのがどうか。

しては結論だけ聞かせてください。これは一年たとうが五年たとうが絶対だめだというのではなくして、いろいろ慎重に検討し、そういうふうなものを訓練した上で何とか開ける道でのお考えが本なのか。三点を簡潔にお願いします。

○説明員（篠崎英夫君）六月の問題でござりますが、救急救命士を早期に養成、確保するため、同じカリキュラムの教育を六月の期間に短縮して行うことができる特例を設けたものでございます。それから外国の学校のこととござりますが、外国でもアメリカ等、似たような時間数のところがござります。したがいまして、そういうものを個別に精査いたしまして受験資格を与えるものといたしました。

○説明員(篠崎英夫君) 六月の問題でござりますが、救急救命士を早期に養成、確保するため、同じカリキュラムの教育を六月の期間に短縮して行うことができる特例を設けたものでございます。それから外国の学校のこととございますが、外

それから気管内挿管につきましては、気道の確保の一つでございますが、気道の確保につきましては、専門家の間でも、これは非常に効果的だからせひやるべきだという御意見と、そうではあるけれどもいろいろな一次的な障害もあり得るので慎重にすべきだというよう御意見が分かれておるような状況でございますので、今後、具体的なこういう处置につきましては省令で書くことになりますが、専門家の御意見を承りながら、慎重にこの是非について、含めるかどうかについて検討してまいりたいと考えております。

なぜ救急講座が国立大学においてためなのか。この救急問題が、病院はオーケー、救命救急医士オーケー、ドクターカーオーケー。しかし専門医が全医者の1%しかいない、その突破口を文部省が全部握りつぶしておる、こういうふうなことにこれは必ずなります。そういう上に立って申し上げておるんです。なぜ救急講座が国立大学で設置困難なのか、それだけ教えてください。

○説明員(草原克義君) 現在七十九の医学系大学で救急医学に関する講座が設置されておりますのは、国立三、公立一、私立六の計十大学でございま

れども、後ほどまたいたします。
あと一点だけ、委員長よろしいでしようか。――
簡潔に申し上げます。
文部省にお願いします。
国立大学における救急講座の設置がなぜだめなのか、このネックになつておることをはつきりおつしやつてください。文書で通告してくれと、いただいた文書は全然答弁になつていなんです。

一つくつでいたただけるならば、我々は全力を挙げて、百名受けたら九五%合格するかしないか、問題はこの法案に対する我々の期待度をより示すことでとだと物すごく熱意が上がつておるんです。土曜日も三時間、週日一日七時間、休みもとらぬで一生懸命やつて、一刻を待たれることなんです。こうしたことで、一千時間ををお示しならば大体六ヶ月でいけるんじやなかろうか、そこまでのことをきつい御要望を受けて今日この法案を入れていだきました厚生省の恩情に感謝するわけでありました。このことだけひとつつけ加えさせていただいでおきます。

急医学については今後ますます重要ななるといふに考えておりまして、昭和六十一年に文部省で取りまとめた医学教育の改善に関する調査研究協力者会議のまとめにおきましても、今後要請が高まる分野というふうに位置づけております。私どもは、これに沿つて各大学に教育内容の改善に取り組むように指導をしているところでございます。

具体的な救急医学に関する組織をいたしましては、国立大学につきましては実はまだ附属病院において救急部が設置されていないところが残つております。私どもは、大学附属病院の救急部といふのは実際の救急医療を体験する貴重な場であるというふうに認識いたしております。病院における救急部の整備ということを当面優先させなければならぬというふうに考えていく次第でござります。

○常松克安君 はつきり申し上げておきます。

スクラップ・アンド・ビルトを大学に言うからできないんです。

以上、結構です。終わりました。

○神谷信之助君 時間の関係で、地方税法の方で

○政府委員湯浅利夫君) 今回土地の評価がえを実施することになるわけでございますが、これについてその全額を個人住民税の減税に充てることにさせさせていただいております。こ
とで、今度は、この減税額を、その土地の所有者である市町村に交付金として支給するので、市町村は固定資産税関係に納ります。それから固定資産等所在市町村交付金の方で一問お尋ねをしたいと思います。

ために、住民の地方税負担全体に配慮する必要があるのではないか」ということが一つでございま
す。

いうふうに考えた点が個人住民税を減税する大きな理由でございますが、またこういうことの措置を講ずることを通してこの評価がえを円滑にやってまいりたい、こういうようなこともございまして今回の減税をお願いしているところでございます。

なお、この減税の時期につきましては、減税効果を高めるというために平成三年度に一括行なったこととござります。評価がえに伴う増収は、負担調整措置がございますので徐々にしか増収はございませんけれども、この点を思い切つて前倒しして平成三年度に一度に住民税の減税を行いたい、こういう形で今回お願いしているものでございます。

たように地価の高騰で物すごくあえてくる。急激な固定資産税の増額になる。この点で国民の不満が大きくなる。一方、住民税の方はこれは負担感が強い。けれども、これは全然課税対象が違うでしょう。課税目的も違えば課税対象も違う。それと相殺をしようとしても私は筋が通らぬと思います。だからこの点は後でまた触れていきたいと思います。

今度やられた負担調整は新しい措置ですね、今まで三年で分割したものを五年にしてならすといふ。これもやはり大幅な地価の高騰に伴う負担の

していくますとかなりの増税になってしまいます」といって、従来負担調整措置を宅地については「本化してやっていたものを、特に住宅用地につきましては負担の増加ができるだけならかなうとしていく」という意味で、今御指摘のように三年目に評価額課税にならなくともやむを得ないとということで、できるだけならかな負担調整措置を講じさせていただいております。

反面、法人所得の実在年月数による課税の問題がござりますので、従来よりむしろ最近の御論議にもございますように保有課税の強化という問題がござりますので、従来よりむしろ負担調整措置を強化するというようなことで、宅地の中でもその用途に従いましてきめ細かく配慮をするということをしたわけでござります。

○神谷信之助君 質問とのところだけやってください。いろんな余分を言われると時間がなくなるのです。

○政府委員(谷口恒夫君)　お尋ねの平成三年度の地方財政計画における利子割を除いたところの個人住民税の収入見込み額でございますが、八兆五千百八十四億でございます。それに対します昭和五十七年度の数字は五兆四千七百八十八億、一五・五%、三兆三百九十六億円の増ということになつてございます。同じく平成三年度の固定資産税の収入見込み額は六兆四千八百二十億円でございまして、昭和五十七年度は三兆二千百八十億円ございまして三兆二千三十億円、一九七・六%の増というふうになつてございます。

○神谷信之助君 今の固定資産税の方は、自治省からもつたやつでは三兆二千八百十億となつてゐるが、ひっくり返つてゐるね、百八十ですね。
○政府委員(谷口恒夫君) 百八十です。
○神谷信之助君 はい、わかりました。
それでは、これでわかりますように臨調行革が

産税は三兆二千億円余り増になりました。ほぼ固定化され始まって十年たっています。その十年間に固定化された産税は三兆二千億円余り増になりました。ほぼ固定化され、一・九八倍。それから個人住民税の左側も、今回の減税措置を加えても約三兆円余りの増になつていて、一・五五倍になつています。これは時間の関係でこちらで言いますが、いずれも同じく地財ペースで歳入総額の上昇率を見ますと一・五倍ですが、それを上回っているわけです。その

九八倍、こうなっています。
ですから、この臨調行革十年というのは、財政負担の側面から見ますと、明らかに国庫支出金を減らして、それから個人住民税と固定資産税などの住民負担をふやしている、これが実態だったということが非常に歴然としているというようになります。だから、とりわけ今度の地価高騰でいういう負担調整の新しい措置とか住民税減税をやらなきやならぬということも、この十年間の経緯の中からもそういう措置をやらなきやならぬといふふうになってきたんだというふうに思います。

断つておきますが、もちろん私どもは住民税減免措置そのものに反対だと言つておきたいわけじやないということははつきりしておきたいと思います。不十分ではありますけれどもこれは当然だというふうに思つています。

○政府委員(湯浅利夫君) 平成三年度におきましても個人住民税の税収見込みは、前年度に比べまして減税後におきましても増収の予定でございます。

○神谷信之助君 幾らですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 道府県民税におきまして一三・六%、それから市町村民税におきまして六・九%の増加見込みでござります。

○神谷信之助君 自治省の話ですと、六千七百七十五億円の增收になるようです。だから五千五百五十五億円個人住民税の減税やつたといつても

それを引いてもらつてもまだ六千七百七十五億円も住民税は增收というんですか、市民の側からいつたら減税になつてゐるというのが実態です。だから、減税分より增收分の方が上回つてゐるんです。これは、最近本格的な住民税減税がやられていない、それがたまりにたまつてきているということも証明しているというように思います。

そこで大臣にお伺いしますけれども、今申し上げましたように、最近は本格的な住民税減税はやつてない。固定資産税の方は、先ほど言いましたように、この十年間にほぼ倍の三兆二千億円もふえてきている。個人住民税も、減税措置を加えてみても約三兆円余り増税、税収としては增收になつています。こういう状態で、それで固定資産税が大幅に上がるから、冒頭も言いましたように、違う課税対象です、税金払う人が違うんだから。その住民税減税をほぼ同じぐらいやるからそれでのど元を通りやすいようにするといつたつて、これは話が筋道が合わぬというように思うんです。

大体地価高騰の犯人というのが土地投機でもうけをした大企業であり金融資本であることはもうはつきりしているんです。それだけではなくて、民活路線と金融緩和政策を進めてきたところの政府の責任も極めて私は重大だと思うんです。ところが、そつちの方の犯人の方はほつたらかいで、被害者である一般住民の方が固定資産税の負担が大きくなつてくる。だから負担調整もしなければいかぬという状況が生まれてくる。これは道理に合わぬやり方です。違うんだから、課税対象が。したがつて、多くの市町村議会でも凍結の意見書が出ているし、請願も国会にたくさん出でています。地方議会でもたくさん出ている。あるいは新聞の投書欄を見ましても、被害者の我々が何で増税、税金をようけ出さなければいけぬのかという趣旨の投書もあちこちに出でているんです。したがつて、これを解決しようと思つたら、住民税減税で肩がわりしようというのは筋が違つんで、凍結する以外にないというのが我々の

それを引いてもらつてもまだ六千七百七十五億円も住民税は增收というんですか、市民の側からいつたら増税になつてているというのが実態です。だから、減税分より增收分の方が上回つてゐるんです。これは、最近本格的な住民税減税がやられていない、それがたまりにたまつてきているということも証明しているというように思います。そこで大臣にお伺いしますけれども、今申し上げましたように、最近は本格的な住民税減税はやつていません。固定資産税の方は、先ほど言いましたように、この十年間にほぼ倍の三兆二千億円もふえてきている。個人住民税も、減税措置を加えてみても約三兆円余り増税 税収としては增收になつています。こういう状態で、それで固定資産税が大幅に上がるから、冒頭も言いましたように、違う課税対象です、税金払う人が違うんだから。その住民税減税をほんじぐらいやるからそれでどの元を通りやすいようにするといつたて、これは話が筋道が合わぬというよう思うんです。

○政府委員(湯浅利夫君) 事務的に私からまず答弁させていただきたいと思います。

まず、住民税減税が最近本格的にやられていないではないかという御指摘でございますが、私がから申し上げるまでもなく、最近におきまして、昭和六十二年度において平年度ベース約六千六百億円の減税、それから六十三年の税制改革を行つた際の住民税の減税として、平年度ベース九千四百億の減税を行いました。これらによつて、諸控除の引き上げ、あるいはそれまでは税率段階区分が非常に多かったんですが、これを簡素化するということもやつてきておりますし、今回さらにそれに上乗せして平年度約六千五百億の減税をお願いする、こういうことでございまして、住民負担の軽減のための住民税減税につきましては、私は機会あるごとに努力をしているつもりでございます。

また、固定資産税の評価がえに伴うものと住民税の減税とは性格が違うではないか。これは仰せのとおり税目が違い、その税の性格が違うわけがないわけでございます。ただ、今回の固定資産税の評価がえに伴つて税収が平年度ベースで非常に見た場合にそういうことはもともと予定をしていござりますから、固定資産税の負担の増加が既に民税の減税に結びつく、一人一人の個人について多くのとおり税目が違い、その税の性格が違うわけがないわけでございます。ただ、今回の固定資産税の評価がえに伴つて税収が平年度ベースで非常に多くなる。このことは地方税負担全體が国民経済にとって大きくなり過ぎるんじやないか、一挙に常に負担感が大きいということで、これを特に選んでこれに全額この增收の財源を充てるといふことにしたわけでございます。

したがいまして、固定資産税の評価がえに伴う法人の分、法人からいただく増収分もすべて個人

住民税の減税に充てる、こういうような形で、これは政策的な一つの選択としてやらせていただいたものでございまして、御指摘のように個人住民税の減税と固定資産税の評価がその增收が、これが常に論理的に一致するものだということを私も主張しているものはございません。

○神谷信之助君 大臣の答弁の前に、今住民税減税をやつたとおっしゃるんだけれども、個人住民税で、年間の地財ベースで、収入分というんですか、収入予定総額というのは一回も、どの年度をとっても減っていませんよ、毎年ふえています。減っているのは法人住民税で、六十二年度が六十一年度に比べて約二千億ほど減っています。だから、私が言っているのは、前年に比べて個人の住民税減税で収入が実際減るというくらいの本格的な減税というのは最近ないじゃないか、やっても全部實際には入ってくる税金はふえてくる、だから違いますよと言っているんです。もうそれはそれでいい。これ論争していたんじや時間がない。事実そういう数字なんだから。

それで大臣に答弁求めます。

○國務大臣(吹田愬君) 先生がおっしゃることは私どもが言わなきやならぬ立場から見ると非常に不思議に思つうんです。一般サラリーマンのいわゆる資産は持つてなくともその住民税を減税ししまう、こういうわけですから、資産を持つている法人事実そういう数字なんだから。

○神谷信之助君 や、住民税もつと減税せいと言つてゐるんだよ。

○國務大臣(吹田愬君) それは減税をするにこしたことはありませんが、やはり財源の問題ですかね、それだけでも大変な振りかえを住民税の方にやつてあるわけありますから、これは資産があるなしにかかわらず住民税の方の減税をやるわけありますから、それ以上の減税をさらにもだやれと、いうのについては、これはまた時間的な余裕をいただきなきやならぬ、こう思つておるわけでありまして、今回のこの方法は、三年分を前倒してや

るわけですから、私どもは非常な善政だ、こう思つてゐるわけです。

○神谷信之助君 どうも大臣はよく話を聞いてないんだな。私は住民税減税をもつとやれと言つてゐる。話が違いますよ、固定資産税をこっちへするからえてごまかしたってだめですよと言つてゐるんです。固定資産税は固定資産税の問題で処理しない。それを処理しようと思つたら凍結以外はないじゃないか、そういう要望も多いじゃないか、こう言つてゐる。住民税減税は、そんなみみつけない五千五百五十五億というようなことじゃないかもつとやるべきでしよう。十年間でこんな二倍にもふえているじゃないか、だから思い切つて住民税減税をやりなさいと言つてゐる。そういうことを言つてゐるんですから、全体の予算の中でどうするかといふのは、それはあなた、大臣の仕事ではないか。我々の言つてゐるのは、軍事費をもつと減らしたらいい、やらぬものを。そんな戦争の準備なんかする必要ない。それを削つたら、半額にでも減らしたらあなた、すぐにはーんとできるさう。

次は、土地評価の問題に移ります。
これは午前中にも同僚議員からいろいろ出ていましたが、土地の公的評価として国土庁の地価公示、国税庁の相続税評価、自治省の固定資産税評価、この三つがある。そこで、国土庁の公示価格を一〇〇といたしますと、それぞれ一体どういう標準になるのか、国税庁及び自治省の方から答えていただきたいと思います。まず国税庁そして自治省というふうに言つてください。

○説明員（品川芳宣君） お答えいたします。
相続税における土地の評価に当たりましては、從来から地価公示価格との均衡を保つよう努めているところでございますが、土地の価格には相当の値幅があり、その他……

○神谷信之助君 いやいや、何ばになるかといふ数字だけ言つたらしいのです。理由は後で聞きます。

○説明員（品川芳宣君） はい。

そういうことで、地価公示価格と同水準の価格の七〇%という評価割合をめどとしてかた目の評

価をしていられるわけでございますが、平成三年分の評価額につきましては、土地評価の柱となつておられます都道府県庁所在四十七都市の最高路線価の平均について見ますと、地価公示価格と同水準の価格の六九・八%となつております。めどとしている水準にはば達しております。

○神谷信之助君　自治省。

○政府委員(湯浅利夫君)　平成三年度におきます宅地の、指定市町村でございます県庁所在地の最高路線価と平成元年の地価公示最高価格との割合は、全国単純平均で三六%でございます。

○神谷信之助君　それぞれ使用目的が違いますから違ひが出てくるのはわかるんですが、その違ひが出てくる原因は一体どこにあるのか。どうお考へになつておられるのか。違いがあるのはわかっていますよ。それぞれ、取引上の問題とか固定資産税の性質の問題とか相続税の性質とか違いますから、だからその違いはわかつています。違いがわかつた上で、それはどこにあるのか、この辺はどうお考えですか。国土厅、国税厅、自治省というううに順番に言つてください。

○説明員(生田長人君)　お答え申し上げます。

地価公示制度につきましては、先ほどお答えいたしましたように、一般土地取引に対しまして適切な指標を与えるという目的のほかに、収用においてける補償金の算定に資するといった目的を持つております。したがいまして地価公示制度において公示する正常価格は、合理的な市場で形成されるると考えられております。市場価値を適正に表示したものと考えております。

これに対しまして、相続評価、固定資産評価につきましては、課税のための評価という目的から、先ほど先生御指摘のとおり、それぞれの機能が持つております性格であるとかあるいは歴史的な経緯であるとかあるいは評価方法等の違いを反映いたしまして現在の状況になつているものと理解しております。

○説明員（品川芳宣君）お答えいたします

十二条の規定によりまして時価によつて評価する
こととされておりますが、その時価とは客観的な
交換価格を意味するものと理解されるところから
、その評価に当たりましては一般の土地取引
における取引価格の指標等となつております地
価公示価格との均衡を保つよう努めているところ
でございます。しかしながら、相続税の土地の
評価におきましては、課税上のものであるとともに、
土地の取引価格には相当の幅があることを
考慮いたしますと、ある程度評価上の安全性に
も配慮する必要があると考えられますので、前述
のようすに地価公示価格水準に対する評価割合を七
〇%として評価に努めているところでございま
す。
○政府委員(湯浅利夫君) 固定資産税の土地の評
価につきましては、評価基準によりまして、売買
実例価格から不正常な要因を除いた正常売買價格
に基づいて評価をするというのが基本的な評価の
考え方でございます。

一方、固定資産税については、毎年継続して土地を保有するということを前提にいたしまして税負担を求めるということをございまして、そういう意味から土地を売却して税負担を求めるという性格ではもともとないというようなことから、最近の地価高騰などの影響を受けまして大都市周辺におきましてはかなり地価公示との間で不均衡感が生じてきたということが言えようかと思うわけでございます。この点を今後適正化の対象として均衡化、適正化を図っていくということを今考えておきましてもはかりに地価公示との間で不公平感が生じてきたということが言えようかと思うわけでございます。

○神谷信之助君 それでは国土庁に聞きますが、市場価値を中心にして決定をするという評価をしておられるんですが、これには期待価値とか投機的要素とか、そういう不正常な取引の価格といふのはどの程度含まれているんですか。含まれてることは含まれているんでしょうか。

○説明員(生田長人君) 地価公示価格につきま

では、投機的な要素につきましては事例の収集の段階から排除せよというやうに言つておりますので含まれていないというぐあいに考えておりますが、将来の効用増といいましょうか、そういうものにつきましては、当然近傍類地の取引価格からの比準あるいは地代あるいは収益から算定される収益価格の中には入り得るというようと考えております。

○神谷信之助君 それから国税庁の方に聞きますが、国税庁の方は取引の値幅も考慮して評価上の安全性を判断して七割と言う。それで、七割ということは、それだけの値幅があつてその中には流動性があるということは、期待価値もあれば投機的要素もある。そういう部分は除いてあるというよう理解していいですか。

○説明員(品川芳重君)お答えいたします。

私どもで評価割合は一応七割をめどとしておりますということは、一つは相続税と申しますのは現在の法制度のもとでは死亡してから六ヶ月以内に納付しなければならないという建前になつておりますので、その六ヶ月以内に納税するためには売り急いで土地等を処分しなければならない場合もある。そういうことを考慮して評価額が処分価格を上回ることのないよういうふうな安全性を見ることが最大の理由でございまして、先ほど御議論のありました投機取引云々という問題につきましては、私どもは公示価格を一つの基準にしておりますので、そういうレベルのもとで先ほど申し上げましたような客観的な交換価値が地価公示価格の中であらわされているものであろうということと、それに對して七割程度のめどで比準しているところでございます。

○神谷信之助君 簡単に言うたら、結局売り急ぐ要素が非常に強い、それを考慮せざるを得ないということでしよう。

そこで、今度は自治省に聞きますけれども、先ほどからも出でおりました土地政策審議会の昨年十月の答申、これで「公的的土地評価の均衡化、適正化」として、「地価公示、相続税評価及び固定資産

税評価の公的土地区画について、相互の均衡と適正化を図るべき」だ、こういうよう言つておりますが、具体的に自治省としてはこれにどう対処しようとされますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 固定資産税の評価につきましては、先ほど申しましたように、地価高騰下におきまして、大都市地域を中心に地価公示価格との乖離が非常に目立ってきたというようなことでございまして、今後公的土地区画の相互間の均衡と適正化を図るように努めるべきだと答申にもございますし、もともとこれは一昨年の十二月に成立いたしました土地基本法の第十六条条の規定によりましてこういうことに努めるといふことになつてゐるわけでございますので、この趣旨に沿いまして固定資産税の土地の評価につきましても一定の均衡を図る。その場合に一つの目安といたしまして地価公示価格の一一定割合を目指して均衡化、適正化を図るように努めたいということをことしの一月の二十五日の閣議決定で決めていただいているところでございます。

この一定割合の中身につきましてはこれから十分詰めていかなければなりませんけれども、昭和五十年代におきましては地価が鎮静していいたいところもございましてやはり七割程度の率を確保していくわけですが、こういうものがございました参考になるのではないかということにはなるわけでございますが、この点については今後よく検討いたしまして決めてまいりたいということをございます。

○神谷信之助君 ちょっとおかしいのじやないですか。先ほど言いましたように、それぞれ使用目的が違うし、だから評価の仕方も違つてくる。それはそれなりに私は、その程度はどうかということは別にしても、合理性はあると思う。ただ、それ

らなきやならぬという状況が加味されて、いわゆる売り急ぎの状況にある、こっちの固定資産税の方は継続して保有している、そういう状況であるという。全然違うわけです、一つの土地と、いう物うしたつて理屈が立たぬと私は思うんだけれども、いかがですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 仰せのように、相続税の評価の考え方と固定資産税の評価の考え方とは、これは考え方が違うわけでございますので、これを無理に一致させるというつもりは私どもございません。そういうことで、固定資産税の評価を考えいく場合にも、しかしながら土地の評価をするということござりますれば、やはりそれなりに公的土地区画の間に一定の均衡を図るべきではないか、当然均衡が図られてしかるべきではないかという議論も、これもまた素直に考えればそういうことになるわけでございますので、この間の均衡をどういうふうに考えていくかということだと思います。

それは地価公示価格の一一定割合というものを一つのめどにするということで、地価公示そのものも地価が今後安定していく過程でいろいろな改善も講じられていくといふようなことも一つにはあって、それからまた固定資産税においても、不正正常要因といいうものの算定の方式といいうものを講じられていくといふようなことも考えながら、やはり一定の均衡というものを考えていく必要があるだろう。そういう意味で、公的土地区画の相互の均衡を図るという点で私どもも一つの努力をしていかなければならぬ。その努力の仕方として、地価公示価格の一一定割合を目標にしたいと思いますけれども、これは相続税とは別の観点から、やはり固定資産税独自のものとして検討していくべきものでございますので、議論の過程では七割というものも出ましたが、これは七割というものにこだわらずに、専門家の方々の御意見も聞きながら、できるだけ早い時期に一定割合の内容を詰めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○神谷信之助君 公的土地区画の相互の均衡を図るという場合に、その均衡と、いうものをどういうふうに考えるかということだと思うのですが、ございますが、私どもはこの均衡を地価公示の二割とか三割とかというようなどころで求めるべきものではないんじやないか、また地価公示といいうふうに考えていても、それはほど高い水準でこれからも続けられるものではないんじやないかとういうふうなことを考えますと、それなりにやはり均衡化を図るための数値というものは出てくるのじやないかと、いうふうに考えているわけでございますが、いずれにしましても地方におきましては既にかなり高くなっていますが、大都市地域におきましては現在かなり地価公示に対しても低い水準でございまして、これを一定割合に上げていくといふことになりますと相当の評価のアップになるということは言えようかと思います。

しかし、その評価は評価といたしまして、それをそのまま税負担に結びつけるかどうか、これはまた別の問題でございます。これを税負担にどう結びつけるかということについては、負担調整措置をどうするか、あるいは住宅用地に対して講じられている現在の特例措置はこのままいいかどうかというようなものを含めまして総合的に検討いたしまして、特に住宅用地については負担の急増にならないようそういう措置を当然講じながら評価の均衡化、適正化を図つていかなければならぬものだと考えております。

○神谷信之助君 いや、固定資産の評価について、自治省の今までの説明では、売買実例によります、しかしその中から不正常な取引、投機的な要素だとかあるいは期待価値とか、そういうものは省きます、だから今自治省のやつている固定

資産の評価は正常な取引価格でございます。こう言つてゐるんです。正常な取引価格というものをお上げる、今の三六を五〇なら五〇に上げる、これは不正常な取引も一部取り込みますよ。

あなたの方からもった資料で土地係数を出しています。そうしますと、国民総生産に対する

土地の資産総額というものが上の線でだつと上がついくわけだ、これはもう御承知のとおりです。

ところが、それに対し、国民総生産に対する固定資産税の土地総評価額というものは大体ずっと真っすぐになつておる。アメリカの土地係数も同じでござりますと、いう資料をくれておるわけで

す。だから、私ども自治省がやつておる固定資産の評価は極めて正常な評価であつて、しかも一定の水準を保つております。若干のでこぼこがある

にしても、ここはやつておるんだよ。

これを今度はここへこういふうに上げるといふわけだ。この間の差額というのは、言うたらバブルでしょ。

○政府委員(湯浅利夫君) 土地の評価につきましては、固定資産税の評価の考え方をいろいろと検討すると同時に、先ほど来お話をござりますように、地価公示に対する考え方、これにつきましていろいろと御意見が出て、それを踏まえて改善をしていこうといふ動きがあるといふに私も

も聞いております。現に昨年の十月二十九日の土地政策審議会の答申の中で地価公示についてのいろいろな御意見も見直していくわけでございまして、こういふものを見直していこうといふこともござります。こういふようなことで、今までの延長線上で地価公示をやつていこうといふことでは

私どもはないといふように理解しているわけであります。

そうなりますと、固定資産税の評価の考え方といふものとどんどんとすり合わせがくるんじやないですか。地価公示の制度の見直しあるいは改善といふものを踏まえて、私どもは私どもなりに固定資産税の今までの評価というものについての反省を

して、全体として均衡をとつていくようなことを考えていく、こういうことが言えるのじやないか。

地価公示の制度の見直しあるいは改善といふのを考えていく、こういうことが言えるのじやないか。

も出でているという話だったが、そういういろいろなことをもう一遍この際考えてみてやつてもらいたい。いずれにしても、地価公示価格を基準にしてバランスをとろうとすれば、どうやっても現在の評価額は引き上げる方向に働くを得ない。それは自治省の今まで言つておられた理論の自殺行為になる。我々は、それを認めるわけにいかぬという点を申し上げておいて、次の問題に移ります。もう時間が余りありませんから、あとの問題は具体的な問題なので簡潔にお願いします。事前に通告、説明をしておきますから。

一つは、兵庫県赤穂郡上郡町の播磨自然高原カントリー俱楽部の私道部分の償却資産の問題。これは、地方税法の第三百四十八条第三項第五号の「公共の用に供する道路」についてお聞きしますけれども、まずこの部分の償却資産については、試運転が完了し、事業の目的に供し得る状態に至ったときをもって「事業の用に供することができる資産」になったものとして取り扱うのが適当である、こうなっていますね。試運転の完了の問題でありますけれども、まずこの部分の償却資産については、事業の用に供する」かどうかという問題で照会があつて、自治省は回答されたようですが、その内容を簡潔に結論的に答えてもらいたいと思います。

○政府委員(谷口恒夫君) 御質問の私道の課税の件でございますが、兵庫県を通じましてその実態については聞いておるところでございます。

お尋ねのとおり、上郡町内にある播磨自然高原カントリー俱楽部、播磨興産という株式会社が所

有する私道でございますが、舗装済み部分が十六・五キロ存在するというふうに聞いてござります。地方税法三百四十八条第二項第五号の「公共の用に供する道路」にこれが当たるかどうかといふのが焦点でござります。もしそれに当たるといふことになりますと、固定資産税が非課税ということになるわけでござりますが、上郡町あるいは兵庫県を通じて聞きますと、その実態は当該道路にゲートを設けておる、あるいはその管理を行つておる等々、非課税の対象となる「公共の用に供する道路」には該当しないのではないかといふことがあります。

なお、申しわけございませんが一言、先ほど私

が御答弁申し上げました地財計画の昭和五十七年の固定資産税の数字を先生から御確認ありましたのに三兆二千百八十億円と申しましたが、三兆二千八百十億円が正解でございますので、おわびして訂正させていただきます。

○神谷信之助君 それが一問です。

それから二つ目の問題は、工場における製造機械の固定資産税問題であります。これも事前に内容については自治省に通告をしております。

一般論としてお伺いしたいと思ひますけれども、行政実例によりますと、試運転を実施するところが通常であると認められる資産については、試

運転が完了し、事業の目的に供し得る状態に至ったときをもって「事業の用に供することができる資産」になつたものとして取り扱うのが適当である、こうなっていますね。試運転の完了の問題でありますけれども、まずこの部分の償却資産については、事業の用に供する」かどうかという問題で照会があつて、自治省は回答されたようですが、その内容を簡潔に結論的に答えてもらいたいと思いま

す。

○政府委員(谷口恒夫君) 御質問の私道の課税の件でございますが、兵庫県を通じましてその実態については聞いておるところでございます。

お尋ねのとおり、上郡町内にある播磨自然高原カントリー俱楽部、播磨興産という株式会社が所

有する私道でございますが、舗装済み部分が十六・五キロ存在するというふうに聞いてござります。地方税法三百四十八条第二項第五号の「公共の用に供する道路」にこれが当たるかどうかといふのが焦点でござります。もしそれに当たるといふことになりますと、固定資産税が非課税といふことになります。

行政実例を見ていますと、その機械が稼働しているか休んでいるか、それには関係なしに課税客

体になるというようになつていますね。だから、この点は一体どういうようになつておるのか、これは結構な問題であります。

この点は、確かにその実態についての町の判断をされるのか、結局はその実態についての町の判断

が御答弁申し上げました地財計画の昭和五十七年の固定資産税の数字を先生から御確認ありましたのに三兆二千百八十億円と申しましたが、三兆二千八百十億円が正解でございますので、おわびして訂正させていただきます。

○政府委員(谷口恒夫君) 具体的な町からの照会

はまだございませんので一般論として申し上げたいたいと思いますが、御指摘のように、試運転が数工程ある。賦課期日現在で例えば試運転の完了したものがと完了していいものがあるというような場合は、ポイントになりますのは、その全体を一体の設備として課税客体と認定するかどうか、当然そこが問題になるわけでございます。各工程が連續した生産工程でありまして、工程の一部分が欠けることによって全体として稼働することができないわゆる一貫作業系統といふようなものにつきましては、全体を一つの設備として課税客体として考へなければならない。また、その五つの生産工程が途中で分断できるよう、つまり一貫作業系統でないような作業であるとすれば、それはまたそこで分離できるであろうということになつてまいります。御指摘がありました行政実例といふものとの辺の考え方で示されているものでございまして、その一般的な考え方に基づいて具体的なものをめ込んで判断していくということにならうかと思います。

○神谷信之助君 今おつしやった一貫性の問題ですけれども、一貫性というのはどういうように理解していいのか。年を越して第五工程まで全部完了しました。それで今度はつと本格的の生産に入ります。もう現実に一貫作業に入っている。課税時期というのは十二月末になります。だからその場合、第一工程、第二工程といふのは分離しようと思えば分離できる。こういった問題ですが、その辺まで区分けはちょっと難しいかと思いますが、大体実態に合わせてやるといふことでいいですか。

○政府委員(谷口恒夫君) 先ほど申しましたように、五つの工程がある場合にそのうちの二つが例えれば賦課期日前に終わつておる、三つの工程が賦課期日後に行われておるというようなケースの場合、先ほど言いましたように一貫して行わなければなりませんし、第一工程、第二工程がそ

れぞれ別のものというふうに実態として判断できるならば、それは賦課期日前のものと後のものと分離できるというところで、その辺の実態を見て判断するというふうなことが必要であろうといふに思います。

○神谷信之助君 じゃ、その次の問題に移ります。

岡山県の国有資産等所在市町村交付金の問題。これについても事前にいろいろ説明を求めておりますが、本件の報告をしてもらいたいと思います。

○政府委員(谷口恒夫君) お尋ねの問題は、交付金法第二条第一項第一号に規定する貸付資産に該当するかどうか、岡山県のケースのお尋ねだらうと思いますが、岡山県におきまして交付金の客体漏れが生じていたのではないかということが問題になります。漁港施設、港湾施設を民間あるいは漁協等に独占排他的に使用させている場合、こ

ういう場合におきましても、交付金の運用通達がございますが、その中で全体として施設の「公用又は公共用資産としての効用を高めるもの」、そういうものに該当するというふうに解釈した、あるいはその漁業協同組合が通達でいうところの市長会、町村会、消防協会、そういう地方公共団体の事務事業の遂行に密接な関連を有する事務を行います。これらは自治省、一般に固定資産は厳しくそれれ課税をする。その固定資産税に相当するこの交付金については、県の方が自分でやってこれだけだといつて市町村に言つて、それに基づいて市町村が請求をしてもらう、こうなるわけでしよう。だから県がごまかしておったら、あるいは仮にごまかすという悪意がなくてミスだったとしても、市町村の方で気がつかなかつたらわからぬわけです。これは長期にわたつて、しようがないからとにかくかのばるのは五年だと。五年分で今九市町で七千七百万円、そのうち倉敷市が一番多くて三千五百万円くらいになりますけれども、そういう状況になつてゐるんです。今たまたまそれが見つかって議会で問題になつてゐる。

そこで大臣、もう最後ですが、大臣の気持ちをまずお聞きしておきたいと思うんです。大臣は、村長さん、町長さんまた県会議員もやられているのでお感じになつておるんじやないかと思います。平成二年度におきましては七千七百万になるだけの金額になりますか。

○政府委員(谷口恒夫君) 岡山市など九市町でございますが、交付金総額トータルで七千七百万ぐらいになるのではないかといふふうに聞いております。平成二年度におきましては七千七百万になる

そんなんばかりなことがあるかといつて市の担当者が頑張つて話をした。そうしたら今度は、先ほど言いましたこの通達で、審議官が言つたこれまで照会したりして、それで解釈の間違いが初めてわかつた。そしたら今度はその次に出でてきたのは、さかのばるものも今までのやつはパアにしてくわかった。そしたら今度はそれをも貸してあります。漁協やその他にも貸してます。県の方はちゃんと使用料を徴収している。それで、使用料を徴収している場合でも、今審議官が言つたように、例えばスポーツグラウンドで喫茶店をやつて

いるというのは、公用共用資産としての効用を高めるものといって交付金の対象にはならないといふ通達が出ていてますね。それを誤つてやつたと

いうんだけれども、使用料も取りながら市町村に交付しない。

これは自治省、一般に固定資産は厳しくそれ

れ課税をする。その固定資産税に相当するこの交

付金については、県の方が自分でやってこれだけだといつて市町村に言つて、それに基づいて市町

村が請求をしてもらう、こうなるわけでしよう。

それで、これは県が言わなければ市町村は請求額さえもわからない。請求できないわけでしょう、県が言つた額を請求しているわけですから。だか

ら、それを見つけられて言われたら開き直つたり、

あるいは補助金を減らすぞと言つていじめてやる

ぞと言わんばかりのことを言つたりやられるど

これは地方自治に対する不当な侵害であり干渉になつてくる。自治省はそついた点では、府県、市

町村に対する指導と助言については、行き過ぎの

ないように、地方自治を守るために、厳しく当委

員会でも何遍も言つてます。これは大臣の方も

そういう経験は多かれ少なかれお持ちだろうと思

いますけれども、県から市町村に対するそういう

指導と助言といふものも地方自治を害するよう

ことがあります。あつちやならぬといふ点では厳しく私は指

導すべきであると思う。指導といつて開き直つた、

かみしも着た言ひ方でなくとも、陰に陽にやつぱりその点は援助をすることをもつと重点に置かな

ければいかぬというようには私は思うんですが、こ

の辺最後に大臣のお気持ちを聞かせてください。

○國務大臣(吹田櫻署) ただいまのお話はごもつともですが、私もそういう点につきましては、今

のお話のように県と市町村といふお互いの地方自

治体の中につけて、いわば上級機関といふような

ことを言われておりますけれども、どうでなしに

できるだけ相互に理解と協力をし合つて、そういう

お点の理解はまちつといくような姿で県も考えて

もらわなきやならぬと思ひますし、特に第一線の市町村という立場を県は十分理解してやるという立場をとつていくよう、これからも自治省としても関係方面に十分連絡をしながら、地方自治体同士のそつしたいさかいの起こらないような方法を考えていきたいものだと思つております。

○神谷信之助君 終わります。

○高井和伸君 先ほど当委員会で採決されました地方自治法の一部を改正する法律案の中にございります地縁による団体、二百六十条の二でございますが、この所有物に関する固定資産税の課税の改正前と改正後はどんなふうに違つんでしょうか。それとも一致しているんでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 固定資産税につきまし

ては、この税の性格上例外を定めないのであるだけ広く税負担をいたぐりうることが基本でござ

いますが、私有財産でございましても公債で広く一般の用に供されているものなどは特段の公益性

が認められるという場合があるわけございまし

て、こういう場合には各市町村におきまして条例

によつて個別に減免措置がとられるといつて行われるわけでござります。

それで、今御指摘の従来自治会などが自主的に所有している資産につきましては、これは悉皆調査はしておりませんけれども、多くの場合はその用途の公共性、公益性能かみまして、市町村の条例によつて減免措置が講じられているようでござります。今回の地方自治法の改正によりまし

てこの点についての税制の改正はいたしております

せんけれども、ただいまのような取り扱いが現実に行われておりますので、この自治法の改正後にございまして、仮に法人格が付与されたといつましまして適切な措置が市町村において講じられるのではないかというふうに考へておきまして、市町村におきまして講じられるの

ではないかというふうに考へておきましてございます。

○高井和伸君 念のために、この改正地方自治法

の二百六十条の二の十六項というのを見ますと、この地縁による団体は法人税法上などでは公益法人などとみなす、このようにばつと変えちゃつたんですね。

○政府委員(湯浅利夫君) 実は、法人格を持つ前の団体はいわば人格なき社団という形で扱われるといったわけでございます。人格なき社団につきましては、法人税法上は収益事業に対してのみ課税をするということになつておりますので、地方税の場合にもそれに準じて行つているわけでございます。今回この地方自治法によりまして法人格が与えられますと、今度は人格なき社団としての扱いができるになりますので、それでこのことによつて課税上不利が生じては困るというようなことがございましてその規定が入れられたといふに私どもは理解しております。したがいまして、改正の後と先とはその利益は変わらないというたためにその規定が入つたといふに理解しております。

○高井和伸君 私の二番目の質問事項として通知

しておきました公益法人の公益性の認定、そして

税の減免の認定権者はだれか、その基準は何かと

いうようなことについては、今のお話によれば条例によつて定めるということになるわけですね。

そういう場合に、先ほどもちらちら答弁の中に出

てきましたけれども、自治省としては通達のよう

なもので指導するということはあるんですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方税の条例による減

免につきましては、地方税法に規定が置かれてお

りますから、それに基づいてそれぞれの市町村が

独自に御判断をしていたぐりうといふのがござい

ます。そういうようなものにつきましては、関係

省とも協議をして通達などで、こういうことをやつたらいかがでしようかとか、あるいはやつてだから指導してほしいといふようなものもござい

ます。そういうようなものにつきましては、関係

もございますが、基本的にこれはそれぞれの自治体の御判断でやつていただくということになります。

○高井和伸君 続きまして、今回の法律案の二つ目の国有資産等所在市町村交付金法に基づく交付金、これを交付する理由はなんでしょうか。立法趣旨は何かということを、当たり前のような質問ですけれども、ちょっとお尋ねいたします。

○政府委員(谷口恒夫君) お尋ねの国有資産等所在市町村交付金制度でございますが、これは地方税法において固定資産税を課すことができるところに於ける例えは国でありますとか地方公共団体、こういうものが所有する固定資産のうち貨物資産として他の者に使用させているあるいは空港用とか国有林野発電施設、上水道、工業用水道、ダム資産等、こういったものにつきまして、その使用状況や当該固定資産の所在する市町村との受益関係が固定資産税の課税対象となつてゐる類似の固定資産と同様である、あるいはその資産が空港等のように広大な面積を有して、かつこれらの施設が所在することによつて市町村の税財政に著しい影響を及ぼしているといふことを勘案いたしまして、これらの資産についても固定資産税に相当する負担を求めるということで同種の固定資産税との負担の均衡を確保する、あるいは地方の自主財源を確保する、そういう趣旨でできる制度でござります。

○高井和伸君 世に言う第三セクターがいろいろ活動しておられますか、そういったところの固定資産税というのは、一般的には通常の固定資産税と同じように考えればよろしいのか、それともそれなりの手当てが具体的になされているのか。条例でやつている場合があるでしようし、また法律の場合は非常に意味のあるものもあるでありますから、それに基づいてそれぞれの市町村が法律の場合もあるでしようし、エトセトラと。一般的にはどうなつてゐるでしようか。

○政府委員(谷口恒夫君) 一般的に第三セクターと申しますても、その中で株式会社形態でそれ自体として営利事業を行うというようなものもありますし、そういう意味で具体的な態様というのは非常にさまざまです。その中で非常に複雑な問題が出てきますが、私は税率を変えれば先ほどの固定資産税の評価の問題全部解消すると思うんです。それで日本の中でも同じように申し上げたんですけれども、非常に複雑にしゃべっている最大の原因は、私は税率を変えれば先ほどの固定資産税の評価の問題全部解消すると思うんです。それだけ日本の税制に対する対応をこれ大臣もよく聞いていただきたいのですが、またかわられたものですから、前の大臣にも同じように申し上げたんですけれども、非常に複雑にしゃべっている

を考えればいい。そうすればいろんな税制が、多種多様な国のいろんな政策がすごくやりやすくなるはずで、一々例外的なことに気を配らなくてもよろしい。法制局の御厄介になる度合いが少なくなるような法案にしておくのが筋じゃなかろうか。

先ほどの固定資産税の課税標準の算出についての議論も、結局は適正な時価という概念ですし、それから公示価格だって同じことですし、相続価格だってちょっと要素はありますけれども同じことで、あとは掛け算の問題です。幾らか補整率といふんですか、現金と違うんだから、売る時間それから手数もいろいろかかるだろからそういう不安定要素を○・七掛けにするとか、それから長期に持つておられる方からいただく税金なんだから○・三六掛けにするとか、そういうふうにしてしまえばどちらそれほど問題のないことをいろいろやられるものですから、今回のような非常に細かい区分をされまして住宅用地、それから住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るもの、その他の宅地等、農地などという非常に複雑しかもないところがわかるんでしようけれども、こういうことになってしまっている。いろんな審議会だとか闘議決定だと、すべてそれの制度三つが各人にあることを前提にしていろんな調整を図ります。

私に言わせば、そういう制度をいじらないと本的にやるにはやっぱりもう少し、固定資産税だけに限定すれば、例外措置はまた別のところでやるべきです。こういう一般論についていかがでございますか。

○政府委員(湯浅利夫君) おっしゃるとおり、固定資産税を含めて各税制には非課税等特別措置と

いいますか、そういうものがいろいろあるわけでござります。基本的には、先ほど申しましたよう税制といふものは例外なく一つの基準によって税負担をしていただくと、それが一番望ましいわけでござりますけれども、やはりいろいろな政策目的を税制でやっていく、というようなことから、固定資産税におきましても、そういう政策的な要請からのいろんな措置が講じられるということになります。

それを一つ一つ税率でやるというのも一つの考え方ではござりますけれども、現在行っているこの政策税制といふものは、主として課税標準をどういうふうに特例をつくっていくかというような形でやつていくのが一般的なものでございまして、固定資産税におきましても基本的には課税標準の特例を設けて、それによって政策的な効果を出していくというのが一般的なやり方になつてゐるわけでござります。数の少ないものでございまして、税率をいじらずに、むしろ課税標準をいろいろと調整していくくといふのが一般的なやり方になつてゐるわけでござります。

かねてからそういう特別措置あるいは政策税制といふものはなるべく整理をしていくべきだといふことについては極力今後もやっていかなきならないと思いますが、別にやはり新しい社会経済情勢に応じた政策的な配慮の要請もかなり出でています。そういうふうなことで、今のところそういう措置をお願いを申し上げたいというところでござります。

○高井和伸君 一般論として、課税標準を政策目的でいじることは、事務当局としてはいいんでありますか、悪いんでしようか。

○政府委員(湯浅利夫君) 先ほども申しましたように、税負担はできるだけ広く例外なく求めるというのが税として一番望ましいわけでござります。

○政府委員(湯浅利夫君) おっしゃるとおり、固

先ほど申しましたようないろいろな政策目的による特例措置といふものを加味せざるを得ないといふのが現実の姿ではないかと思っております。

○高井和伸君 ちょっとと視点を変えて言いますと、固定資産税の課税標準といふのは、おばあちゃんなんかに言わせれば、例えば悪い不動産屋さんが、おばあちゃん、国は固定資産税の評価額このよう

に決めているからこの値段ならば買うよとかなんとか言ってやれば、一つの信用力あるわけですよ。そういうことと、どこの国民も普通の人がこんな高級な議論をしていないわけです。国の権威をもつて判定というのですか、評価している土地の値段といふのは、これはものすごく絶対的なものだと、公、國のことに対して信用が非常に高いわけです。それが実勢価格の何割かだとかというようなことで世間に言わるのは、これは不動産屋のプロだけであつて、普通の人はそういう感覚がないわけです。税金をいただくという以上、一・四%というような税率があつた場合、じや百万円の土地の一・四%かというのは、これは普通の人の発想なんですよ。幾つも変化球を加えてやるよな、國から税金をいただくわけで、納税者がちつともわからない税制になつてしまつていて、逆に、ひとつぱちっと質問しますと、自分の固定資産税がどのように課税されているのか、納税者が検証する方法はどうなつてあるんですか。どういうふうに評価されてどうなつてあるのかといふことは、どうやつたらわかるんでしようか。

○高井和伸君 そうすると、今の内訳と、自分の想像するところ、あなたの土地は平米当たり幾ら幾らと見ていますよ、あなたの所有平米は三百三十平米ですよ。したがつて幾らですよといふところでございます。

○高井和伸君 そうすると、今の内訳と、今の内訳と、あなたが何をどうなつてあるのかといふことは、こういうことです。

○政府委員(湯浅利夫君) 今仰せのようなそういう内訳が固定資産税課税台帳には全部載つてゐるわけでござります。それをごらんになればよくわかるわけでございます。

○高井和伸君 路線価の公開の問題とつながるところは見られないんですね、基本的には、一応確認しております。

○政府委員(湯浅利夫君) 固定資産税の課税台帳は、これは税務資料でございまして、税務資料につきましては守秘義務が課されておりますので、第三者はそれを見ることはできないわけでござります。

わけでございます。

それは制度的には今そういう総監査制度というのがあるわけでございますが、これだけではなかなか実際問題として市民の方々が市役所に行ってごらんになることが少ないわけでございますので、そこで納税通知書を納税者の方々に出すときに、課税資産の内訳をつけて通知を出すことを

今度の地方税法の改正で、路線価の公開をやつていく、指導していく、このような追加書きがござりますけれども、これは具体的にはどういうふうなことをお考えなんでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 平成三年度の評価がえを機会に、今まで路線価の公開はほとんど行っておりませんでしたけれども、これを地価公示地点数にも配慮しながら、できるだけ多くの地点を平成三年度の評価がえにおきまして路線価の公開を実施してまいりたい。そして、それ以後できるだけ早い機会に全路線価が公開できるよう市町村の関係者の方々と御協議をしていきたいということです。既に平成三年度の公開地点についての御協議を今すつと進めているところでございます。

その具体的な方法につきましては、基準地とそれから代表的な標準地の所在と路線価につきまして納税者以外の方々も含めて広くわかるような方法、これをとつてもらうように、これは具体的な方法は市町村のそれぞれにお任せせざるを得ないと思うんでございますが、例えば広報のようなものを使うという手もあるうかと思ひます。そういうようなもので広く第三者の方々にもわかるような方式をとつていただきたいということでお願いしているところでございます。平成三年度初めてでございますので、この課税台帳の縦覧後の四、五月中から開始をしていただく、こんなところで今関係市町村と御協議を続いているところでございます。

○高井和伸君 進行中でございますが、公示価格の質問してもむだかもしれません、公示価格の地点が先ほどと一万七千地点ぐらいある。私のイメージではこれよりは多くなるんだろうと思つていてます。

○政府委員(湯浅利夫君) 平成三年度の初めての公開地点数につきましても、私どもとしては地価公示の地点数を上回る地点数をぜひ公開してほしいということで市町村に今お願いをしているところでございます。

○高井和伸君 現在の地価公示の地点数よ

りも数は多くなるんじやないかということを期待

しているところでございます。

○高井和伸君 あとちょっと細かい質問ですが、路線価というのははどういうふうになりますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 通常路線価と申しますのは、それぞれの市街地の中で道路に面しているところの一平米当たりの単価は幾らですかといふことを示したものと路線価と言つてはいるというふうに理解しております。ですから、具体的な土地にそ

の路線価をどう當てはめて評価をするかといふのは、これはまたいろいろ技術的な問題がござりますが、一つの目安として、その路線に沿つてある土地の平米当たりの単価は幾らですかといふことを示したもののが路線価だといふように理解しております。

○高井和伸君 あともう一つ今の問題で、納税者のプライバシーの保護ということで、自分の土地がどれぐらい税金がかかっているのか、どれくらいの値打ちなのか、あの人は金持ちだ、この人は貧乏だというような話が明らかになっちゃうおそれがあるということに配慮するという場面があるわけですから、プライバシーの保護はどの程度配慮しなきゃいけないかということになります

とどうなりますか。

○政府委員(湯浅利夫君) この問題は行政資料の公開の問題とも関連いたしますので非常に難しい問題でございますが、税の資料に関する問題になりますと、課税というものは行政執行の中でも最も権力的な行政でございます。そういう権力を使って収集するデータというものはやはりそれが問題でございますが、税の資料に関する問題になりますと、課税というものは行政執行の中でも最

も権力的な行政でございます。そういう権力を

持つた制度だと言つたところで、ひとり歩きする

わけですよ。ひとり歩きする以上は、やっぱり国

民から見て非常に例外のない普通のとおりの、国

が評価すればそれはもう当たり前で、相続税もそ

の価格、公示価格も同じ価格だと、これが日本国

が一番そばらしい国になる基本のところじゃない

か。いろんな土地税制やるべきのわからぬ審議をせずに済むわけです。年々、じやことともしばしば自治省にもお伺いして話したことあるわけでありますから、私もそういう点につきましては極めて疑問は持つておるので、それから、そういう守秘義務が課されているもの以外はやはり守秘義務の対象になつて、こういうふうに私は○・八でいきますとか、そういうことで、これは選挙をやるときは、私は○・五でいきます。でも、これは一つ一つの問題、それの方々の

制度としては、それができない理由は何なのだろ

うかということを思いながら大臣の御所見を伺います。

○政府委員(湯浅利夫君) 私から事務的にちょっと申し上げたいと思います。

今おっしゃるように、評価についてはそれぞれの制度によって違つてある、これがやはり困る

じやないかという点は、先ほど來の御議論にもございましたように、土地基本法の第十六条によつて公的の土地評価については均衡と適正化を図つて、それだけ独自の制度を主張しているだけではなかなか国民の理解が得られないということにもつながつてくるわけでございまして、それだけの制度を主張しているだけでも、対外的には客觀性を持った数字として扱われているわけです。それが先ほどの話で、

公示価格の三六%であることがわかります

と大変、泣くに泣けない人が出てくる。細かい話ですが、一千万の請求をする場合は一千万払いま

すけれども、一千万の土地を訴訟を持つていく場

合はそれの〇・三六掛けで収入印紙が済むという

ようなことになるわけですね。しかもそれは相続

の場面でも同じで、現金で持つているのは預で

不動産で持つていると公示価格は七割評価になつてゐるから三割もうけるというようなことが世間の話としてあるわけですよ。

そういうふたことがらすると、固定資産税とい

うのは、自治省が考えているようにいろんな目的を

持つた制度だと言つたところで、ひとり歩きする

わけですよ。ひとり歩きする以上は、やっぱり国

民から見て非常に例外のない普通のとおりの、国

が評価すればそれはもう当たり前で、相続税もそ

の価格、公示価格も同じ価格だと、これが日本国

が一番そばらしい国になる基本のところじゃない

か。いろんな土地税制やるべきのわからぬ審議をせずに済むわけです。年々、じやことともしばしば自治省にもお伺いして話したことあるわけでありますから、私もそういう点につきましては極めて疑問は持つておるので、それから、いろいろ専門的な話を伺つてみますと、なかなか難しい問題もあるのだなということが今日わかつてきておるので、それにしましても、今まで行政資料を公開できるかという点につきましては、これは一つ一つの問題、それの方々の

おっしゃるよう非常に複雑でありますから、で

きるだけわかりやすい方法というものがとれるよ

うに、しかもそれが適正な方法で公平に進むような方法はこれからもさらには検討していくべきやならぬ問題であろう。こういうふうに思いますが、いずれにしましても先ほど局長から答弁しておりますような事情もこれあり、御理解いただきたい、こう思います。

○高井和伸君 終わります。

○委員長(野田哲君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○講山博君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方税法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

改正案には、個人住民税の減税、固定資産税の新たな負担調整措置、特別地方消費税の免税点の引き上げ等、当然とするべき措置も含まれています。しかし、住民にとって見過ごせない問題があり、次の理由で反対します。

反対理由の第一は、基礎地価の評価がえに伴う地価高騰の責任は、大企業、銀行資本等による土地投機であり、民活路線と金融緩和政策で投機を誘発、容認してきた政府自身であります。こうした地価高騰によって、ここ十年間で固定資産税はほぼ倍増しており、全く責任のない住民が多大な負担を強いられる結果になっています。

特に今回の基準地の評価額は、三年前比べて全国平均で二八・五%増という列島改修以来の高騰であり、とりわけ三大都市圏、政令指定都市は、京都市の八五・一%を初め平均五八・一%もの異常な高騰であります。住民にとって固定資産税負担は既に耐えがたいものとなつておらず、固定資産税の凍結が切実に求められています。

第二は、農地の宅地並み課税の歴史になつてゐる長期官農業地制度を廃止することあります。

市街化区域内の農地は、長期官農業地制度によつて、農民の営農意思に基づき農地として利用している土地について、宅地並みに課税せず、この制度を廃止し、健全すべき農地として認定された土地についてだけ農地として課税することにしています。ところが、保全すべき農地としての認定要件を厳しくし、場合によつては営農をあきらめることを誘導し、農民の営農意思が尊重されないことになります。

都市近郊農業は、都市住民に安くて新鮮な食料品を供給し、都市計画、防災上の観点からも守り、発展させることが重要であります。営農意思のある農民の意向を踏みにじるような農地つぶしには断固反対です。

第三は、国民健康保険税の課税限度額を四十二万円から四十四万円に引き上げることであります。

国民健康保険の財政は、八四年度、国庫補助負担率の引き下げられたのを契機に、国保料及び税が急速に引き上げられる結果になりました。国庫補助負担率の引き下げ以前の八三年度と八九年度の決算を比較すると、収入に占める国庫支出金の比率は五六・一%から三九・六%と一六・五%ダウントしたのに対し、国保料及び税の比率は三六・九%から三九・二%と逆に三・二%アップし、額にして八千五百四十九億円の増額となっています。国保料及び税の引き上げによる加入者負担は既に限界にきており、このことは政府自身が国会答弁でしばしば認めていることがあります。一方、国保会計の八九年度決算では、積立金を前年度より四百億円ふやし、二千四百二十一億円もの基金が積み立てられています。

課税限度額を引き上げて国保料及び税の引き上げを誘導するようなことは行うべきではありません。国庫負担率をもとに戻し、基金の取り崩しによって加入者負担を軽減することが先決です。

第四は、担税力のある大企業への優遇税制を存続していることあります。

大企業関係の事業所税の非課税措置、営業用大型倉庫に係る固定資産税の減額特例の延長、民活法、リゾート法、産業構造転換法、多極分散型関西文化学術研究都市建設促進法、多種分散型国土形成促進法などに基づく固定資産税の減額特例の延長など、担税力のある大企業に対する優遇税制は廃止すべきです。

以上、反対理由を述べて討論を終わります。

○委員長(野田哲君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(野田哲君) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野田哲君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野田哲君) 御異議ないと存じますが、御異議決定いたします。

○委員長(野田哲君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

渡辺君から発言を求められておりますので、これが許します。渡辺君。

○委員長(野田哲君) 私は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、連合参議院の各派共同提案による固定資産税に係る評価等の適正化に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

固定資産税に係る評価等の適正化に関する決議案(案)

政府は、最近の地価高騰の状況にかんがみ、固定資産税に係る評価等の適正化を推進するとともに、税負担が急増することのないよう、左

の諸点について審査すべきである。

一、固定資産税に係る評価と地価公示価格の均衡を図る場合においては、固定資産税の性格と独立税としての体系を踏まえて検討を行うこととし、特に住宅用地に係る税負担が急増したこととのないよう、住宅用地・小規模住宅用地の特例の見直しなど所要の措置を講ずること。

二、土地税制改革をはじめとする総合的土地対策の推進等により、著しく地価が下落した場合においては、必要に応じ、固定資産税に係る評価において適切な措置を検討すること。

三、居住用家屋の評価について、経年減価の見直しなど次回評価替えまでに改善を検討すること。

四、実施が予定されている評価地点の公開については、次回から、着実に公開地点数を拡大するとともに、納税者の理解に資するよう公開方法及びその時期についても改善を図ること。

五、都市計画税について、固定資産税負担の状況等を勘案しつつ、住宅用地に係る負担のあり方を検討すること。

六、固定資産税は、わが国の土地保有課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その適正化を推進すること。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(野田哲君) ただいまの渡辺君提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野田哲君) 多数と認めます。よつて、本決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、吹田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。吹田自治大臣。

○国務大臣(吹田謙君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(野田哲君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後四時三十四分散会

[参照]

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正であります。

二ページ 第三十九条第一項第五号の四の改正は、日本赤十字社に対して寄附金を支出した場合において、当該寄附金のうち納稅義務者の住所所在の都道府県支部において収納されたものの金額が十万円を超えるときは、当該十万円を超える金額について、所得控除を設けようとするものであります。

三ページ 第三十九条第一項第六号から第十一項までの改正は、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を三十万円から三十一万円に引き上げ、これに伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

六ページ 第三十五条第一項及び第五十条の四の改正は、道府県民税の所得割の税率の適用区分を見直し、2%の税率が適用される課税所得金額を引き上げようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

十一ページ 第七十三条の七第十五号の改正は、漁業協同組合等の権利承継に係る非課税措

置を講じようとするものであります。

次は、特別地方消費税の改正であります。

十二ページ 第百十四条の三の改正は、相互主義により、本邦に派遣された外国の大連等が

その任務を遂行するために行う飲食等に係る非課税措置を講じようとするものであります。

○委員長(野田哲君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後四時三十四分散会

の百万円から百五十万円に引き上げようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。

二十二ページ 第五百八十五条第三項の改正は、市街化区域内に所在する土地で、昭和五十七年四月一日以後に取得した土地について

は、当該土地の取得後十年を経過したものについても特別土地保有税を課税しようと

するものであります。

二十二ページ 第五百八十六条第一項の改正は、水質汚濁防止法に規定する指定地域特定施設等に係る汚水等の処理施設の用に供する土地又はその取得について非課税とするとともに、特定中小企業対策臨時措置法に基づき特定組合が実施する新分野進出手

事は、遊休土地に係る特別土地保有税の徴収

は申告納付の方法によるものとし、その納期限は、その年の五月三十一日としようと

二十二ページ 第六百二十五条の改正は、遊休土地に對して課する特別土地保有税の徴収

は、国民健康保険税の改正であります。

二十二ページ 第六百二十六条から第六百二十九条までの改正は、遊休土地に對して課す特別土地保有税について、所要の事項を

規定しようとするものであります。

二十二ページ 第六百二十七条の三十四第三項第二号

の改正は、金融先物取引所がその本来の事

業の用に供する施設に對する非課税措置を

講じようとするものであります。

二十二ページ 第七百一条の三十四第三項第二号

の改正は、遊休土地転換利用促進地区

画法に規定する遊休土地で同一の者が申告

の改正は、遊休土地に係る特別土地保有税

を創設しようとするものであります。

二十二ページ 第三百四十九条の三第二十五項の改

正は、住宅・都市整備公団がその業務の用

に供する家屋及び償却資産で一定の教養施

設に該当するものに係る非課税措置を廃止

し、当該教養施設に係る課税標準の特例措

置を講じようとするものであります。

二十二ページ 第三百五十二条の改正是、免

税の改正是、遊休土地に対する課税標準の

改正是、遊休土地の時価又は遊休土地である

土地の取得価額のいずれか高い金額としよ

うとするものであります。

二十二ページ 第三百五十二条の改正是、附則の改正であります。

二十二ページ 第三百五十二条の改正是、個人

の道府県民税及び市町村民税の所得割の非

課税措置について、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する額を九万円から十五万円に引き上げようとするものであります。

二十二ページ 第三百五十二条の改正是、附則第六条第一項及び第五項の

改正是、肉用牛の売却による事業所得に係

る道府県民税及び市町村民税の所得割の課

税の特例措置の適用期間を平成八年まで

三十五、延長しようとするものであります。

三十六、ページ 附則第十条の改正は、不動産取扱税について、地方鉄道新線に係る非課税措置等の適用期限を延長するとともに、不動産交換ローン方式による土地処分に係る非課税措置を講じようとするものであります。

三十七、ページ 附則第十条の二の改正は、一定の新築住宅用土地の取得に係る不動産取得税の減額措置について、その適用要件の特例措置の適用期限を一年延長しようとするものであります。

三十八、ページ 附則第十二条の二の改正は、不動産取得税に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。

三十九、ページ 附則第十二条の四の改正は、不動産取得税に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、都市計画において定められた路外駐車場に係る課税標準の特例措置を拡充するとともに、百貨店等のスプリングラー設備の設置に係る課税標準の特例措置を講じるほか、農用地利用増進法の規定による利権設定等促進事業により取得する土地に係る課税標準の特例措置等を延長しようとするものであります。

四十、ページ 附則第十二条の四の改正は、不動産取得税の減額措置について、市街化区域外農地を譲渡した者が取得する市街化区域外の農地に係る減額措置等を延長するとともに、産業構造転換円滑化臨時措置法に基づき取得する不動産に係る減額措置等を廃止しようとするものであります。

四十一、ページ 附則第十二条の三の改正は、自動車税について、電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間を延長するとともに、平成二年自動車排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置を廃止しようとするものであります。

四十二、ページ 附則第十二条の三の改正は、自

動車税について、電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間を延長するとともに、平成二年自動車排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置を廃止しようとするものであります。

四十三、ページ 附則第十四条の改正は、固定資

産税の非課税措置の対象に水質汚濁防止法に規定する指定地域特定施設等に係る汚水等の処理施設を加える等の措置を講じようとするものであります。

五十四、ページ 附則第十五条の改正は、固定資産等に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、鉄道事業者等が日本国有鉄道清算事業団の転換交付金を受けて取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置等を廃止し、日本電信電話株式会社が日本電信電話公社から承継した業務用資産に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を二年延長する等の措置を講じようとするものであります。また、地域エネルギー利用設備に係る課税標準の特例措置等の適用期限を二年延長する

とともに、都市計画において定められた路外駐車場の用に供する屋敷及び償却資産に係る課税標準の特例措置を拡充するほか、外貿埠頭公社が取得する一定の業務用固定資産に係る課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

七十九、ページ 附則第十九条の二の改正は、生産緑地法の一部を改正する法律による改正後の生産緑地法に基づく生産緑地地区内の農地について、一般農地として課税しようとするものであります。

八十、ページ 附則第十九条の四の四の改正は、三

大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地のうち、既適用市街化区域農地及び平成二年度までに新たに課税の適正化措置の対象となつた市街化区域農地に係る平成三年度分の固定資産税について、負担調整措置を講じようとするものであります。

八十一、ページ 附則第二十五条、第二十五条の二及び第二十六条の改正は、宅地等及び農地に係る平成三年度から平成五年度までの各年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の負担調整措置を講じようとするものであります。

八十二、ページ 附則第二十五条、第二十五条の二及び第二十六条の改正は、宅地等及び農地に係る平成三年度から平成五年度までの各年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の負担調整措置を講じようとするものであります。

八十三、ページ 附則第二十七条の二の改正は、

三大大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地に係る平成三年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の負担調整措置を講じようとするものであります。

九十九、ページ 附則第三十二条の改正は、自動車取得税について、電気自動車の取得に係る税率の軽減措置の適用期限を延長するとともに、平成二年自動車排出ガス規制に適合する大型車の取得に係る税率の軽減措置を講じようとするものであります。

一百、ページ 附則第三十二条の三の改正は、事務所税について、特定地域中小企業対策臨時措置法に基づき特定組合が実施する新分野進出事業等の用に供する一定の施設に対する非課税措置等を廃止するとともに、中

小企業技術開発促進臨時措置法に規定する技術開発事業の用に供する施設に対する新分野進出事業等の用に供する一定の施設に対する非課税措置等を廃止するとともに、中

前回取得されたミニカーに係る標準税率の軽減措置を廃止するとともに、電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間を延長するものであります。

九十三、ページ 附則第三十二条の二の改正は、特別土地保有税について、産業構造転換円滑化臨時措置法に規定する承認事業適応計画に基づく事業の用に供する工場用地に係る非課税措置等の適用期限を二年延長しようとします。

九十四、ページ 附則第三十三条の二の改正は、産業構造転換円滑化臨時措置法に規定する承認事業適応計画に基づく事業の用に供する工場用地に係る非課税措置等の適用期限を二年延長しようとします。

九十五、ページ 附則第三十四条の二の改正は、昭和六十年一月一日以後に取得した土地の保有並びに平成三年四月一日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、十年間に限り、免税点を千平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外しようとするものであります。

九十六、ページ 附則第三十五条の四及び第三十六条の二の改正は、三大都市圏の特定市において、昭和六十年一月一日以後に取得した土地の保有並びに平成三年四月一日以後に取得した土地の取得及び保有に係る非課税措置等の適用期限を二年延長しようとします。

九十七、ページ 附則第三十六条の二の改正は、平成三年度分の固定資産税について、負担調整措置を講じようとするものであります。

九十八、ページ 附則第三十七条の二の改正は、

農地に係る平成三年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の負担調整措置を講じようとするものであります。

九十九、ページ 附則第三十七条の三の改正は、

農地に係る平成三年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の負担調整措置を講じようとするものであります。

一百、ページ 附則第三十七条の四の改正は、

農地に係る平成三年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の負担調整措置を講じようとするものであります。

百九ページ 附則第三十二条の三の二の改正す。
百十ページ 事業所税について、特定地域中小企業
対策臨時措置法に基づき特定組合以外の一
定の承認中小企業者が実施する新分野進出
事業の用に供する一定の施設に対する資産
割の課税標準の特例措置を廃止し、産業構
造転換円滑化臨時措置法に規定する承認事
業適応計画に基づく事業の用に供する施設
に対する新增設に係る事業所税の課税標準
の特例措置の適用期限を二年延長しようと
するものであります。

百十五ページ 附則第三十三条の四第一項の改正
は、超短期所有土地の譲渡等に係る事業所
得等に係る道府県民税及び市町村民税の課
税の特例措置の適用期間を平成十年度まで
延長しようとするものであります。
百十五ページ 附則第三十四条の改正は、土地
等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の
特例について、道府県民税の税率を三%に
市町村民税の税率を一律六%に引き上げよ
うとするものであります。

百十八ページ 附則第三十四条の二の改正は、
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡
した場合の課税の特例について、道府県民
税の税率を一・六%に、市町村民税の税率
を三・四%に引き下げ、その適用期間を平
成九年度まで延長しようとするものであり
ます。

百二十ページ 附則第三十四条の三の改正
は、特定市街化区域農地等を譲渡した場合
の課税の特例を廃止しようとするものであ
ります。

百二十一ページ 附則第三十四条の四の改正
は、居住用財産を譲渡した場合の課税の特
例について、道府県民税一・三%、市町村民
税二・七%の税率が適用される特別控除後
の譲渡益を六千万円までの部分に引き上げ
ようとするものであります。

百二十三ページ 附則第三十五条の三の改正
は、山林を現物出資した場合の山林所得に
係る所得割の納期限の特例措置の適用期間
を平成五年度まで延長しようとするもので
あります。

百二十四ページ 附則第三十九条の改正は、関西
文化学術研究都市建設促進法に規定する文
化学術研究交流施設等に係る不動産取得
税、固定資産税、特別土地保有税及び事業
所税の特例措置の適用期限を二年延長しよう
とするものであります。

百三十一ページ 別表第一及び別表第二の改正は、
道府県民税及び市町村民税の所得割の税率
の適用区分を見直すことに伴い、退職所得
に係る特別徴収税額表について、所要の見
直しを行おうとするものであります。

百三十二ページ 別表第三十九条の五の改正
は、長期営農継続農地制度を廃止するとと
うとするものであります。

百三十九ページ 別表第十一条の四第三項の改
正は、特定市街化区域農地を転用して新築
した貸家住宅に係る不動産取得税の減額措
置について、適用対象を基盤整備を伴うも
のに限るとともに、適用対象者に一定の農
住組合を加え、その適用期限を平成六年三
月三十日まで延長しようとするものであ
ります。

百四十ページ 附則第十六条の改正は、特定
市街化区域農地を転用して新築した貸家住
宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措
置について、適用対象を基盤整備を伴うも
のに限るとともに、適用対象者に一定の農
住組合を加え、減額すべき額を拡充のうえ、
その適用期限を平成十一年十二月三十一日
までとしようとするものであります。

百四十一ページ 附則第十九条の三の改正は、
第三条第一項第一号中「第三条の二」を「第三条の四」に、「火
なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」を

「古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作
の承認」に改める。

百四十二ページ 附則第十五項の改正は、平成
四年度から平成六年度までの各年度分の市
町村交付金について、固定資産税の土地の
評価替えに伴う負担調整措置等の改正に併
せて、所要の改正を行おうとするものであ
ります。

するとともに、所要の負担調整措置を講じ
ようとするものであります。

百四十三ページ 附則第十九条の四及び第二十
七条の二の改正は、課税の適正化措置の対
象となつた市街化区域農地に係る平成四年
度分及び平成五年度分の固定資産税及び都
市計画税について、負担調整措置を講じよ
うとするものであります。

百四十四ページ 改正法附則第二十七条による改
正は、地方税法及び国有資産等所在市町村
に所在する特別土地保有税の課税期間
を開始し、平成五年末までに開発行為の
許可その他の宅地化のための計画策定等が
なされた場合には、平成四年度から平成六
年度までの各年度分の固定資産税額及び都
市計画税額の十分の九の額について、地方

団体の徴収金に係る納稅義務の免除又は税
額の減額措置を講じようとするものであり
ます。また、この場合において、当該計画策
定等がなされたことにつき市長が確認を行
うまでの間は固定資産税額及び都市計画税
額の十分の九の額に係る地方団体の徴収金
の徴収を猶予することその他所要の事項を
規定しようとするものであります。

百六十九ページ 改正法附則第二十八条の改正
は、地方税法等の一部を改正する法律につ
いて、新聞業等七事業に係る事業税の非課
税措置の廃止に伴う経過措置を一年度間延
長しようとするものであります。

百六十ページ 最後に、他の法律の改正であります。
百六十七ページ 改正法附則第二十五条による改
正は、地方交付税法について、特別地方
消費税交付金の創設に伴う所要の規定の整
備を行おうとするものであります。

百六十八ページ 改正法附則第二十七条による改
正は、地方税法及び国有資産等所在市町村
に所在する特別土地保有税の課税期間
を開始し、平成五年末までに開発行為の
許可その他の宅地化のための計画策定等が
なされた場合には、平成四年度から平成六
年度までの各年度分の固定資産税額及び都
市計画税額の十分の九の額について、地方

団体の徴収金に係る納稅義務の免除又は税
額の減額措置を講じようとするものであります。
三月十五日本委員会に左の案件が付託され
た。

一、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する
法律案

二、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する
法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法
律案

三月十五日本委員会に左の案件が付託され
た。

一、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する
法律案

二、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第
六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の四」に、「火
なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」を

「古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作
の承認」に改める。

第三条第一項第一号中「第三条の二」を「第三条の四」に改
め、同項第四号中「又は教習射撃場」を「教習射
撃場又は練習射撃場」に改め、同項第四号の三中
評価替えに伴う負担調整措置等の改正に併
せて、所要の改正を行おうとするものであ
ります。

締(第六百六十六条—第六百六十八条)」を「第五款 第六款

犯則取締(第六百六十六条—第六百二十条) 遊休土地に係る特別土地保有税(第六百二十

一条—第六百六十八条)」に改める。

第二十五条第一項第一号中「日本国有鉄道 清算事業団」を削る。

第三十四条第一項第五号の四中「に限る。」

の下に「又は日本赤十字社」を加え、「の額(そ

の額)を「(日本赤十字社に対する寄附金にあつては、当該所得割の納稅義務者による賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する同社の支部において収納されたものに限る。)の額の合計額(当該合計額)に改め、同項第六号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第十号中「三十万円」を「三十一万円」に、「第七項」を「第八項」に、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同項第十号の(イ)及びロを次のように改める。

イ 指定対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じて次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が五万円未満である者 三十一万円

(2) 前年の合計所得金額が五万円以上十万円未満である者 三十万円

(3) 前年の合計所得金額が十万円以上である者 三十二万円

ロ 指定対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じて次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が四十万円未満である者 三十一万円

(2) 前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である者 三十万円

(3) 前年の合計所得金額のうち四十五万円以上である者 三十万円からその者の前の前

円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍

であるとき、三十万円とする。)を控除した金額

当該超える部分の金額が三十万円を超えるときは、三十万円とする。)を控除した金額

芸術文化振興会(を削り、同項第十一号の(二)を同項第十一号の(三)とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 日本芸術文化振興会が日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)の第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の七に次の(一)を加える。

十五 漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が水産協同組合法第九十一条の三第一項(同法第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

十七 第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

第百四十四条の二 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、自治省令で定めるところにより、当該各市町村に所在する第百三十二条第一項の場所(第百十四条第一項の料理店、仕出屋及び旅館等並びに同条第三項の宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所を含む。)の下に「(政令で定めるものを除く。)」を加える。

第百四十四条の二の見出しを「(修学旅行の場合における特別地方消費税の非課税)」に改める。

第一項の飲食店における飲食とみなされる飲食を含む。以下この条において同じ。)に対し泊並びにその他の利用行為について特別地方消費税に類似する租税の免除に制限を付する。

(1) 前年の合計所得金額が五万円未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が五万円以上十万円未満である者 三十万円

(3) 前年の合計所得金額が十万円以上である者 三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち五万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。）を控除した金額

口 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じて次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が四十万円未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が四十万円以上四十五万円未満である者 三十万円

(3) 前年の合計所得金額が四十五万円以上である者 三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち四十万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が三十万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額として、当該超える部分の金額が三十万円を超えるときは、三十万円とする。）を控除した金額

三百四十四条の二第一項第十一号中「三十万」と「三十一万円」に、「第七項」を「第八項」、「三十五万円」を「三十六万円」に改め、同項中「三十万円」を「三十一万円」に改め、同第四項中「五十一年」を「五十二万円」に改め、同条第十一项第十一項とし、同条第七項から第十項六万円」を「五十七万円」に改め、同条第六万円」を「四十二万円」を「四十三万円」に、「六万円」を「六十四万円」に改め、同条第十一项第十一項とし、同条第七項から第十項

第六 税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号から第五号の三までの規定は、適用しない。
第三百四十四条の三第一項の表中「百二十万円」を「百六十万円」に、「五百万円」を「五百五十万円」に改める。
第三百一十一条の八第三項中「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条の三第一項」を加える。
第三百一十八条の三の表中「百二十万円」を「百六十万円」に、「五百万円」を「五百五十万円」に改める。
第三百四十八条第二項第十七号中「及び日本芸術文化振興会」を削り、同項第十七号の二を同項第十七号の三とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。
十七の二 日本芸術文化振興会が日本芸術文化振興会法第十九条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
第三百四十八条第二項第十八号の二に掲げるものを除く。」を削る。
第三百四十九条の三第二十五項中「(第三百四十八条第二項第十八号の二に掲げるものを除く。)」を削る。
第三百五十五条第三項中「一月一日」を「昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるものについては、それそれこれらの土地の所有者につき政令で定める日)前に取得したもの及び第五百九

十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日」に改める。

第五百八十六条第二項第一号ロ中「特定施設〔〕を「特定施設若しくは同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二又は「水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」を「当該指定地域特定施設」に改め、同項第五号の六中「簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団法」を「簡易保険福祉事業団が簡易保険福祉事業団法」に改め、同項第十三号の三を削り、同項第十三号の四を同項第十三号の三とする。同項第六百二十一條から第六百六十八条までを削る。

第三章第八節に次の二款を加える。

第六款 遊休土地に係る特別土地保有税

（遊休土地に対し課する特別土地保有税の納稅義務者等）

第六百二十一條 都市計画法第十条の三第一項に規定する遊休土地転換利用促進地区（第六百二十九条第一項において「遊休土地転換利用促進地区」という。）の区域内に所在する土地で同一の者が第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日に所有する一団の土地の面積が千平方メートル以上であるもの（以下本款において「遊休土地」という。）に對しては、土地に対し課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地所在の市町村において、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

（遊休土地に対し課する特別土地保有税の課税標準）

第六百二十二条 遊休土地に対し課する特別土地保有税の課税標準は、遊休土地の特徴又

2. 前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、政令で定めるところにより算定した金額とする。

3. 遊休土地である土地の取得のうち無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を当該土地の取得価額とみなす。

(遊休土地に対する課する特別土地保有税の税率)

第六百二十三条 遊休土地に対する課する特別土地保有税の税率は、次条第二項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対する第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額(当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあつては、当該合計額に当該土地に対して第五百八十五条の規定により市町村が課すべき当該年度分の第五百九十六条に規定する第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税の税率の合計額を加えた額)を控除した額とする。

(遊休土地に対する課する特別土地保有税の申告納付)

第六百二十五条 遊休土地に対する課する特別土地保有税の納稅義務者(次項において「納

「税義務者」という。)は、その年の五月三十一日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の自治省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

前項の課税標準額は、納税義務者が一月一日において所有する遊休土地の時価等の合計額とする。

(遊休土地に係る土地に対して課する特別土地保有税の納税義務の免除等の特例)

第六百二十六条 遊休土地に対して課する特別土地保有税が課される土地(第六百一十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する特別土地保有税については、

第六百一条から第六百三条の二までの規定は、適用しない。

(土地に對して課する特別土地保有税に関する規定の準用)

第六百二十七条 第六百二十二条の規定により特別土地保有税を課する場合には、本節第一款から前款までの規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定(第五百八十五条第一項及び第三項、第五百八十六条第二項から第四項まで、第五百八十七条第一項、第五五百九十三条から第五百九十七条まで、第五百九十九条並びに第六百一条から第六百三条の三までの規定を除く。)を準用する。この場合において、第五百八十五条第二項中「前項の「土地」とあるのは、「第六百二十二条の規定による遊休土地の区域内に所在する土地」と、同条第五項及び第六項中「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」とあるのは、「第六百二十二条に規定する遊休土地の所有者」と、第六百六条中「前条第一項」とあり、及び第六百六条中「第五百九十九条第一項」とあるのは「第六百二十五条第一項」とある。

(遊休土地に係る土地に対して課する特別土地保有税の納税義務の免除等)

第六百二十八条 第六百二十二条から前項までに定めるものほか、共有者等に係る第六百二十二条の規定の適用その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(遊休土地に對して課する特別土地保有税の納税義務の免除等)

第六百二十九条 市町村は、遊休土地について次の各号のいずれかに掲げる事情があることにつき市町村長が認定した場合には、当該遊休土地に對して課する特別土地保有税に係るものとする。

一 当該遊休土地に關する都市計画についてその目的が達成されたと認められる場合において、遊休土地転換利用促進地区に關す
る都市計画の変更により当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区の区域外としたならば変更後の遊休土地転換利用促進地区が當該遊休土地を遊休土地転換利用促進地場合は、この限りでない。

二 当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地

百七条第二項中「第五百九十九条第一項の納期限」とあるのは、「第六百二十五条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)」と、第六百八条第一項中「第五百九十九条第一項の納期限」とあるのは、「第六百二十五条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)」と、第六百八条第一項中「第五百九十九条第一項」とあるのは、「第六百二十五条第一項」と、第六百十一条第一項中「不足税額の納期限」とあるのは、「不足税額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第六百二十九条 第六百二十二条から前項までに定めるものほか、共有者等に係る第六百二十二条の規定の適用その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(遊休土地に對して課する特別土地保有税の納稅義務の免除等)

第六百三十条から第六百六十八条まで 削除

第七百一条の三十四第三項第二号中「又は商品取引所」を「商品取引所又は金融先物取引所」に改める。

第八百一条第七項から第九項までの規定は、第一項の規定について準用する。

3 第一項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。

4 市町村長は、第一項の認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該遊休土地の所有者に通知しなければならない。ただし、第二項ただし書の規定に該当する遊休土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

5 市町村長は、第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定を受けた遊休土地について当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該遊休土地の所有者に変更のないときは、この限りでない。

6 前項の規定により徴収金の徴収を猶予した場合における第六百二十七条において準用する第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定

区の区域外とすることについて、都市計画法第十七条第四項の規定により意見を聽取したこと。

7 第一項の認定は、第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

8 第六百一条第七項から第九項までの規定は、第一項の場合について準用する。

9 第二項の申請の手続その他第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の規定により徴収金の徴収を猶予した場合における第六百二十七条において準用する第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定

中「第六百一条第三項若しくは第四項(これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む)」、第六百二十二条第三項又は第六百二十三条の二第六項」とあるのは、「第六百二十二条の二第六項」とある。

11 第二項の申請の手続その他第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項の規定により徴収金の徴収を猶予した場合における第六百二十七条において準用する第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定

中「第六百一条第三項若しくは第四項(これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む)」、第六百二十二条第三項又は第六百二十三条の二第六項」とあるのは、「第六百二十二条の二第六項」とある。

13 第二項の申請の手続その他第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

14 第一項の規定により徴収金の徴収を猶予した場合における第六百二十七条において準用する第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定

三条第一項又は第六十三条の二第一項」とあらわれるのは、「第六十三条第一項(租税特別措置法の一部)を改正する法律(平成三年法律第二号)」附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。」又は第六十三条の二第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第二号)附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項を含む。)」とする。

附則第八条の三を削る。

附則第九条第一項中「昭和五十五年法律第九号附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第九号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する被合併法人」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号)」以下本項において「昭和五十五年法律第九号」という。附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第九号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する被合併法人」に改める。

附則第九条の二第一項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十項」に改める、「に限り」の下に「第七十三条の二第一項の規定にかかるわらず」を加え、同条第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

附則第十条第一項中「昭和六十二年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成九年三月三十一日まで」に改め、「に限り」の下に「第七十三条の二第一項の規定にかかるわらず」を加え、同条第四項中「平

5 道府県は、日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項の規定による投資を受けた事業を經營する者で政令で定めるものが、日本国有鉄道清算事業団から同法第二十六条第一項第二号の業務に基づき平成十年三月三十一日までに地上権の設定を受けた場合において、その者が日本国有鉄道清算事業団の所有する土地の効果的な処分を推進するため、当該地上権の設定を受けた土地を政令で定める方法により取得したときは、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課すことができない。

附則第十条の二中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第四項まで」を「本項及び次項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五项とし、同条第七項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「地下に設けられるものの」を、「複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるもの」に、「昭和六十一年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に、「地下に設けられる路外駐車場」を「これらの路外駐車場」に、「五分の一」を「二分の一」（地上に設けられるこれらの路外駐車場の用に供する部分につては、当該部分の価格の三分の一）に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項を同条第十一項とし、同項の次の一項を加える。

12 消防法第十七条第一項に規定する防火対象物のうち百貨店その他の政令で定めるもの（以下本項において「百貨店等」という。）に係る家屋について、当該家屋を平成六年十二月一日以後に当該百貨店等に対し適用されるべきものとされる同条に規定する技術上の基準に適合させるための改築が行われた場合における当該改築による家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋のうち消防設備で政令で定めるものの価格に相当する額を価格から控除するものとする。

十項中「附則第十一條の四第九項」を「附則第十一条の四第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項及び第十四項を削り、同条第十一項を同条第十一項とし、同条第十六項中「附則第十一條の四第十五項」を「附則第十二条の四第十一項」に改め、同項を同条第十二項とする。

附則第十二条第一項中「同条第一項から第五項まで」を「同項から同条第八項まで」に改め、同条第二項中「第七十条の四第七項から第十一項まで、第十二項第一号、第十五項及び第十六項」を「第七十条の四第十項から第十四項まで、第十五項第二号、第十八項及び第十九項」に改め、同条第三項中「の規定又は第一項の規定によりその例によるものとされる同条第一項ただし書及び第四項の規定の適用があつた場合並びに」を「(同条第六項の規定の適用があつた場合を含む。)の規定又は第一項の規定によるものとされる同条第十二項若しくは第十四項」に、「同条第二項の規定」を「同条第三項(同条第六項の規定の適用があつた場合を含む。)の規定」に、「同条第一項及び第四項」を「同条第四項」に改める。

附則第十二条の三第一項中「平成二年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に改め、「同年度分及び」を削り、同条第三項中「第五項及び第七項」を「及び第五項」に改め、「同条第一項及び第八項を削る。

附則第十四条第一号中「粉じん、鉛滓^{まき}」を「粉じん(石綿に限る。)、鉛滓^{まき}」に改め、同条第二号中「特定施設」を「特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二又は)に、「水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定

施設」を「当該指定地域特定施設」に改める。

附則第十五条第三項中「平成二年一月一日」を「平成四年一月一日」に改め、同条第六項中「処理施設」を「処理施設又は鉱山保安法第二条第一項に規定する鉱山に設置される石綿以外の粉じんの処理施設」に改め、同条第七項中「(鉱山保安法第二条第一項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。)」を削り、同条第十項中「路外駐車場で地下に設けられるもののうち、昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日まで」を「路外駐車場(以下本項において「路外駐車場」という)で、複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置用いて設けられるもののうち、平成三年一月二日から平成五年一月一日まで」に、「六分の五」を「二分の一(当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる路外駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二)」に改め、同条第十一項中「昭和六十一年一月一日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月一日まで」に、「線路設備又は電路設備にあつては、当該線路設備又は電路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を「電路設備にあつては当該電路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」、線路設備にあつては当該線路設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」に改め、同条第十三項中「昭和六十一年四月一日から平成二年三月三十日まで」を「平成二年四月一日から平成四年三月三十日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第十四項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第

十六項とし、同条第十九項中「昭和五十九年一月二日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月一日から平成四年一月一日まで」に改め、同条第二项中「が同項」を「(以下本項及び次項において「及び償却資産」といふ)又は第三百四十九条の規定による改正前の国有資産等所在市町村二」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「が同項」を「(以下本項及び次項において「指定法人」といふ)」が同条第一項に改め、「適用があつたもの」の下に「のうち政令で定めるもの」を加え、「昭和六十三年度から平成三年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

19 指定法人が平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に取得し、かつ、外埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律第三条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対し課する固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五项第二十項を同条第二十項とし、同条第二十一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十二項中「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十三項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分」を「平成三年度分及び平成四年度分」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項とする。

附則第十五条の二第一項中「旧交納付金法附則第十七項から第二十項までの規定の」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納

付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九十四号。以下本項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。)第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下本項及び次条第七項において「旧交納付金法」という。)附則第十七項から第二十項までの規定(国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有するもの)を加え、「昭和六十三年度から平成三年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。

附則第十五条の二第二項、第四項及び第六項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成二年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十二項中「平成二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十三項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「当該設備に対する新規の適用を受けた土地であるときは、当該價格に平成三年度分及び平成四年度分」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項とする。

附則第十七条の見出し中「昭和六十三年度から平成二年まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改め、同条第四号中「昭和六十二年年度まで」に改め、「昭和六十二年度課税標準額」を「平成二年年度課税標準額」に、「昭和六十二年度に係る」を「平成二年年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

(1) 土地 (2) に掲げる土地以外の 平成二年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格	(1) 土地 (2) に掲げる土地以外の 平成二年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税について平成三年度分及び平成四年度分)による改正前の地方税法(三百四十九条の三、附則第十五号)による改正前の地方税法(以下「平成三年改正前の地方税法」という。)第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該價格に平成三年度分及び平成四年度分の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用を受けた土地であるときは、当該價格をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。)	これららの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税について平成三年度分及び平成四年度分)による改正前の地方税法(三百四十九条の三、附則第十五号)による改正前の地方税法(以下「平成三年改正前の地方税法」という。)第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該價格に平成三年度分及び平成四年度分の三まで、第三十八条第五項若しくは第六項又は第三十九条第四項の規定の適用を受けた土地であるときは、当該價格をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。)

第三項及び第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和五十七年一月一日から平成二年一月一日まで」を「平成二年一月一日から平成四年一月一日まで」に、「住宅で政令で定めるもの以外の」を「住宅以外の」に改め、同条第六項中「昭和六十一年一月一日から平成四年一月一日まで」を「平成二年一月一日から平成四年一月一日まで」に改め、「当該住宅が政令で定める住宅以外の住宅である場合には、四分の一」を削る。

附則第十七条第五号中「昭和六十二年度に を平成二年度に」に、「昭和六十二年度課税標準 」を「平成二年度課税標準額」に、「昭和六 十三年度分」を「平成三年度分」に改め、同条第六号中「昭和六十二年度課税標準額」を「平成二 年度課税標準額」に、「昭和六十三年度」を「平 成三年度」に、「平成二年度」を「平成五年度」 に、「平成元年度」を「平成四年度」に改める。		
用途等の区分	上昇率の区分	負担調整率
一 （住宅用地 （第三百四十九 条の二第一項に規定す る住宅用地をい う。以下同 じ。）	一・二七倍以下のもの	一・〇五
	一・二七倍を超える、一・四三倍以下のもの	一・〇七五
	一・四三倍を超える、一・六倍以下のもの	一・一
	一・六倍を超える、二・〇倍以下のもの	一・一五
	二・〇倍を超える、二・四倍以下のもの	一・一
	二・四倍を超える、三・〇倍以下のもの	一・一五
三・〇倍を超えるもの		一・三
一・三倍以下もの		一・一
一・七倍を超える、二・一倍以下のもの		一・二
一・七倍を超えるもの		一・三
二・一倍を超えるもの		一・四

三 所宅用有地以外の住宅用宅地等(以下同じ。) うち宅地以外のもの及び宅地等の土地をいう。	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三
附則第十八条第一項第一号中「昭和六十二年 度に」を「平成二年度に」に、「昭和六十三年度 度に」を「平成二年度に」に、「平成二年度」に改 め、「平成三年度」に、「昭和六十一年度課税標準 額」を「平成二年度課税標準額」に、「平成元年 度」を「平成二年度課税標準額」に、「平成二年 度」を「平成四年度」に、「平成二年度」を「平 成五年度」に改め、同項第一号中「昭和六十三年 度」を「平成三年度」に、「平成元年度」を「平 成四年度」に、「平成二年度」を「平成五年度」 に改め、同項第一号中「昭和六十三年 度」に規定する小規模住宅用地をいう。 以下同じ。)	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三
小規模住宅用地(第三百四十九条の三の二。 第二項に規定する小規模住宅用地をいう。 以下同じ。)	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三
一般住宅用地(住宅用地で小規模住宅用地 以外のものをいう。以下同じ。)	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三
法人非住宅用宅地等	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三
個人非住宅用宅地等	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三
附則第十八條の二第二項中「昭和六十三年 度から平成二年度まで」を「平成二年度から平成 五年度まで」に、「昭和六十一年度」を「平成二 年度」に改め、同項第三項中「昭和六十三年 度まで」に、「法人非住宅用地」を「法人非住 宅用宅地」に、「個人非住宅用地」を「個人非住 宅用宅地」に、「個人非住宅用地」を「個人非住 宅用宅地等」に改める。	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三
附則第十九條の二第一項中「第一種生産綠地 地区及び第二種生産綠地地区」を「生産綠地地 区」に、「並びに」を「及び」に改める。	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三
附則第十九條の四第一項中「昭和六十三年度 から平成二年度までの各年度分」を「平成三 年度分」に改め、同項第三項中「昭和六十一年度 分」を「平成二年度分」に、「昭和六十三年改正 前的地方稅法」を「平成三年改正前的地方稅法」 に改める。	一・五倍以下るもの 一・五倍を超えて、一・三倍以下のもの 一・三倍を超えて、一・五倍以下のもの 一・五倍を超えて、一・七倍以下のもの 一・七倍を超えて、一・九倍以下のもの 一・九倍を超えるもの 一・三

附則第二十二条第一項及び第二十四条中「昭和六十三年度から平成二年まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

「五年度まで」に改め、同条第一項中「昭和六十三年度から平成二年度まで」を「平成三年度から平成五年度まで」に、「上欄」を「上欄に掲げる用途等の区分及び同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

〔昭和六十三年度から平成二年度まで〕を「平成三年度から平成五年度まで」に改める。

附則第二十七条の二第一項中「昭和六十三年度から平成二年度までの各年度分」を「平成三年度分」に改め、同条第三項中「昭和六十二年度分」を「平成二年度分」に、「昭和六十三年改正前の地方税法」を「平成三年改正前的地方税法」に改める。

(平成三年度にあつては、平成三年四月一日から同年十一月三十日までの間に限る。)と、第五項中「起算して五年を経過する日」とあるのは、「起算して五年を経過する日」(平成三年十二月三十一日後に当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日)と、「起算して更に五年を経過する日」とあるのは、「起算して更に五年を経過する日」(平成三年十二月三十一日後に当該

用途等の区分	上昇率の区分		負担調整率
	一 住宅用地	二 法人非住宅用宅地	
一 ・二七倍以下のもの	一 ・二七倍を超える、一・四三倍以下のもの	一 ・二七倍を超える、一・四三倍以下のもの	一・〇五
一 ・二七倍を超える、一・四三倍以下のもの	一 ・四三倍を超える、一・六倍以下のもの	一 ・四三倍を超える、一・六倍以下のもの	一・〇七五
一 ・六倍を超える、二・〇倍以下のもの	一 ・六倍を超える、二・〇倍以下のもの	一 ・六倍を超える、二・〇倍以下のもの	一・一五
二 ・〇倍を超える、二・四倍以下のもの	二 ・〇倍を超える、二・四倍以下のもの	二 ・〇倍を超える、二・四倍以下のもの	一・二
二 ・四倍を超える、三・〇倍以下のもの	二 ・四倍を超える、三・〇倍以下のもの	二 ・四倍を超える、三・〇倍以下のもの	一・二五
三 ・〇倍を超えるもの	三 ・〇倍を超えるもの	三 ・〇倍を超えるもの	一・三
一 ・三倍以下のもの	一 ・三倍以下のもの	一 ・三倍以下のもの	一・一
一 ・三倍を超える、一・七倍以下のもの	一 ・三倍を超える、一・七倍以下のもの	一 ・三倍を超える、一・七倍以下のもの	一・一
一 ・七倍を超える、二・一倍以下のもの	一 ・七倍を超える、二・一倍以下のもの	一 ・七倍を超える、二・一倍以下のもの	一・三
二 ・一倍を超えるもの	二 ・一倍を超えるもの	二 ・一倍を超えるもの	一・四
一 ・一五倍以下のもの	一 ・一五倍以下のもの	一 ・一五倍以下のもの	一・〇五
一 ・一五倍を超える、一・三倍以下のもの	一 ・一五倍を超える、一・三倍以下のもの	一 ・一五倍を超える、一・三倍以下のもの	一・一
一 ・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一 ・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一 ・三倍を超える、一・五倍以下のもの	一・一五
一 ・五倍を超える、一・七倍以下のもの	一 ・五倍を超える、一・七倍以下のもの	一 ・五倍を超える、一・七倍以下のもの	一・二
一 ・七倍を超える、一・九倍以下のもの	一 ・七倍を超える、一・九倍以下のもの	一 ・七倍を超える、一・九倍以下のもの	一・一五
一 ・九倍を超えるもの	一 ・九倍を超えるもの	一 ・九倍を超えるもの	一・三

附則第十五条の次に次の二条を加える
第二十五条の二 附則第十八条の二の規定は、平成三年度から平成五年度までの各年度分の都市計画税の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項第一号」とあるのは「附則第十五条第二項において読み替えられた前条第二項第一号」と、「前一条」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条」と、同条第二項中「前条第二項第一号、第三号又は第四号」とあるのは「附則第二

十五条第一項において読み替えられた前条第三項第二号、第三号又は第四号と、「固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額」とあるのは「都市計画税に係る附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「前二条」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条」と、同条第三項中「前二条及び」とあるのは「附則第十七条及び第二十五条並びに」と読み替えるものとする。

附則第二十六条の見出しだけを除いて同条第一項中

14
第一項、第三項及び第五項の規定にかねばならず、平成三年度における前各項の規定の適用については、第一項中「起算して五年を経過する日」とあるのは「起算して五年を経過する日」(平成三年十二月三十一日)後に行当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日」と「起算して更に五年を経過する日」とあるのは「起算して更に五年を経過する日」(平成三年十二月三十一日)後に行当該五年を経過する日が到来する場合にあつては、平成三年十二月三十一日」と、第三項第二号中「年度」とあるのは「年度

同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

を「平成五年三月三十日」に改め、同条第七項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第九項中「する」を「第六百二十六条中「第六百一条から第六百三条の二まで」とあるのは「附則第三十一条の二」第九項において読み替えて適用される第六百一条」とする」に改める。

対して課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けた該年度分の特別土地保有税の課される土地の取得のほか、平成三年度から平成十二年度までの各年度の末日の属する年の一月一日において、都の区域（特別区の存する区域に限る）、首都圈整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域（以下本条から附則第三十一条の五までにおいて「特定市の区域」という。）内に所在する土地で、当該土地の所在する一市の区域（都の特別区の存する区域において同一の者が所有するもののうち、その者が昭和六十一年一月一日以後取得した土地の合計面積が千平方メートル以上である土地に対しては、当該土地の所在する市（都の特別区の存する区域にあつては、都。次項において同じ。）において、特別土地保有税を課する。

第三章第八節の規定中土地の取得に対しても課する特別土地保有税に関する規定の適用を受けて当該年度分の特別土地保有税の課される土地の取得のほか、平成三年度から平成十二年度までの各年度の初日の属する年の七月一日又は当該各年度の末日の属する年の一月一日（以下本項において「基準日」という。）において、特定市の区域内に所在する土地で、

3 土地の取得に対する特徴は、当該土地の所在する市において、特別土地保有税を課する。
前二項の規定により特別土地保有税を課する場合には、第三章第八節の規定（第五百九十五条の規定を除く。）並びに第七百三十四条第一項及び前条の規定を適用する。この場合において、第五百九十九条第一項第一号中「基準面積以上の土地を所有する者」とあるのは、「所有する土地（昭和六十一年一月一日以後取得したものに限る。）の合計面積が一千平方メートル以上である者」と、同項第二号及び第三号中「基準面積以上の土地を取得した者」とあるのは、「取得した土地の合計面積が一千平方メートル以上である者」と、第六百二十二条中「土地に対し課する特別土地保有税」とあるのは、「土地に対し課する特別土地保有税（附則第三十一条の四第一項の規定により課する特別土地保有税を含む。）」とする。

4 前三項に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における第一項の規定の適用その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条の四の次に次の二条を加える。

第三十一条の四の二 第三章第八節の規定中土地に対する課する特別土地保有税に関する規定又は前条第一項の規定により特定市の区域内に所在する土地に対して課する平成四年度から平成十三年度までの各年度分の特別土地保有税については、第六百三条の二第一項第二号中「もののに供する土地（昭和六十一年一月一日以後取得した土地で、駐車場、資材置場その他の土地自体の利用を主たる目的とする特定施設のうち建物又は構築物を伴わないも

のとして政令で定めるもの用に供する土地を除く。」とする。

「制動装置保安基準」という。に適合する自動車で自治省令で定めるもの（以下本項において「平成三年規制適合車」という。）又は同条の規定により平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるもの（以下本項において「平成四年規制適合車」という。）の取得に対し課する自動車取徴税の税率は、同条の規定により平成三年十月一日又は平成四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるものにつき自治省令で定める期間内に同法第五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成三年規制適合車又は平成四年規制適合車を取得した場合には、当該取得が平成三年四月一日から平成五年三月三十日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の〇・三を控除した率とする。

五項」を「次条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「事業所等」の下に「(第

七百一一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次条において同じ。」を加え、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に

改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十

一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項の表の下欄中「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第四項から第十四項まで」に

改め、「若しくは第二項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十五項

から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第

三項から第十項まで」に、「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十五項

から第十三項まで」を「附則第三十二条の三第

四項を同条第十三項とする。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第八項」を「第九項」に改める。

附則第三十三条の四第一項中「及び第八項」を「及び第九項」に改める。

附則第三十四条第一項中「以下次条まで」を「平成十年度」に改める。

附則第三十四条第一項中「平成五年度」を「平成十一年度」に改める。

附則第三十四条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、「当該課税

同項各号を削り、同条第三項第一号中「第八項」を「第九項」に改め、「当該課税

同項各号を削り、「当該課税

を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を

同条第四項とし、同条第六項から第八項までを

一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「附則第三十四条の二第七項」を「附則第三十四条の二第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第三十四条の三を削る。

附則第三十四条の四第一項中「第三十一一条の四第一項」を「第三十一一条の三第一項」に、「に

係る附則第三十四条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の二」とあるのは「百

分の一・三」と、同項第二号イ中「八十万円」とあるのは「五十二万円」と、同号ロ中「百分の二

とあるのは「五十二万円」と、同号ハ中「百分の一・六」とあるのは「百分の一・六」を「についでは、

附則第三十四条第一項の規定により当該譲渡所

得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する道

府県民税の所得割の額は、次の各号に相当す

る額」に改め、同項に次の各号を加える。

附則第三十四条第一項の規定にかかる課税

長期譲渡所得金額が六千万円以下で

四」を削り、「課税長期譲渡所得金額に対しても

前条の規定の適用については、同条第一項中

「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」に

改め、同条第二項中「平成四年度」を「平成九年

度」に、「第八項」を「第七項」に改め、「に係る

する場合 次に掲げる金額の合計額

附則第三十五条の二第五項第一号及び第六項

中「第八項」を「第九項」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「平成三年度」

を「平成五年度」に改め、同条第三項第一号中「平成二年十二月三十一日」を「平成四年十二月三十一日」に改める。

附則第三十七条第十三項中「附則第三十二条

の三第十四項」を「附則第三十二条の三第十一

項」に、「附則第三十二条の三第四項から第十三

項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第

十項まで」に、「から第三項まで」を「若しくは

第二項」に改め、「若しくは第三項」を削る。

附則第三十八条第八項中「対しては」の下

に、「第五百八十五条规定にかかわら

ず」を加え、同条第九項中「第五百八十六条第

二項第八号」との下に「第六百二十六条中「第六百一条から第六百三条の二まで」とあるのは

「第六百二十六条第九項において読み替えて通

用される第六百一条」とを加え、同条第十一項

中「附則第三十二条の三第十四項」を「附則第三

二項第八号」との下に「第六百二十六条中「第六百二十六条第九項から第十三項まで」を「附則第三十二

条の三第三項から第十項まで」に改める。

附則第三十九条第一項から第四項まで、第六

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000円未満	12,000	0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100
12,000	16,000	100	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	356,000	364,000	3,200
16,000	20,000	100	116,000	120,000	1,000	212,000	216,000	1,800	372,000	380,000	3,300
20,000	24,000	100	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400
24,000	28,000	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500
28,000	32,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600
32,000	36,000	200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700
36,000	40,000	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700
40,000	44,000	300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800
44,000	48,000	300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900
48,000	52,000	400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	4,000
52,000	56,000	400	152,000	156,000	1,300	252,000	260,000	2,200	452,000	460,000	4,000
56,000	60,000	500	156,000	160,000	1,400	260,000	268,000	2,300	460,000	468,000	4,100
60,000	64,000	500	160,000	164,000	1,400	268,000	276,000	2,400	468,000	476,000	4,200
64,000	68,000	500	164,000	168,000	1,400	276,000	284,000	2,400	476,000	484,000	4,200
68,000	72,000	600	168,000	172,000	1,500	284,000	292,000	2,500	484,000	492,000	4,300
72,000	76,000	600	172,000	176,000	1,500	292,000	300,000	2,600	492,000	500,000	4,400
76,000	80,000	600	176,000	180,000	1,500	300,000	308,000	2,700	500,000	508,000	4,500
80,000	84,000	700	180,000	184,000	1,600	308,000	316,000	2,700	508,000	516,000	4,500
84,000	88,000	700	184,000	188,000	1,600	316,000	324,000	2,800	516,000	524,000	4,600
88,000	92,000	700	188,000	192,000	1,600	324,000	332,000	2,900	524,000	532,000	4,700
92,000	96,000	800	192,000	196,000	1,700	332,000	340,000	2,900	532,000	540,000	4,700
96,000	100,000	800	196,000	200,000	1,700	340,000	348,000	3,000	540,000	548,000	4,800

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額											
以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額						
548,000	556,000	4,900	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900	556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	572,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200	572,000	580,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	588,000	5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400	588,000	596,000	5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	604,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	1,116,000	1,416,000	1,428,000	12,700	604,000	612,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,800
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	1,140,000	1,428,000	1,440,000	12,900	620,000	628,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,428,000	1,440,000	12,900
628,000	636,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	1,164,000	1,452,000	1,464,000	13,000	636,000	644,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,452,000	1,464,000	13,100
644,000	652,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	1,188,000	1,476,000	1,488,000	13,200	652,000	660,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,476,000	1,488,000	13,300
660,000	668,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	1,212,000	1,500,000	1,512,000	13,500	668,000	676,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	11,000	1,500,000	1,512,000	13,600
676,000	684,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	1,236,000	1,524,000	1,536,000	13,700	684,000	692,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,524,000	1,536,000	13,800
692,000	700,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	1,260,000	1,548,000	1,560,000	13,900	700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,548,000	1,560,000	14,000
708,000	716,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	1,284,000	1,576,000	1,592,000	14,100	716,000	724,000	6,400	972,000	984,000	8,800	1,272,000	1,284,000	11,500	1,576,000	1,592,000	14,300
724,000	732,000	6,500	984,000	996,000	8,900	1,284,000	1,296,000	1,296,000	1,624,000	1,640,000	14,400	732,000	740,000	6,500	996,000	1,008,000	9,000	1,296,000	1,308,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,500
740,000	748,000	6,600	1,008,000	1,020,000	9,100	1,308,000	1,320,000	1,320,000	1,640,000	1,656,000	14,700	748,000	756,000	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
1,656,000	円	1,672,000	円	14,900	円	2,056,000	円	2,072,000	円	18,500	円
1,672,000		1,688,000		15,000		2,072,000		2,088,000		18,600	
1,688,000		1,704,000		15,100		2,088,000		2,104,000		18,700	
1,704,000		1,720,000		15,300		2,104,000		2,120,000		18,900	
1,720,000		1,736,000		15,400		2,120,000		2,136,000		19,000	
1,736,000		1,752,000		15,600		2,136,000		2,152,000		19,200	
1,752,000		1,768,000		15,700		2,152,000		2,168,000		19,300	
1,768,000		1,784,000		15,900		2,168,000		2,184,000		19,500	
1,784,000		1,800,000		16,000		2,184,000		2,200,000		19,600	
1,800,000		1,816,000		16,200		2,200,000		2,216,000		19,800	
1,816,000		1,832,000		16,300		2,216,000		2,232,000		19,900	
1,832,000		1,848,000		16,400		2,232,000		2,248,000		20,000	
1,848,000		1,864,000		16,500		2,248,000		2,264,000		20,200	
1,864,000		1,880,000		16,700		2,264,000		2,280,000		20,300	
1,880,000		1,896,000		16,900		2,280,000		2,296,000		20,500	
1,896,000		1,912,000		17,000		2,296,000		2,312,000		20,600	
1,912,000		1,928,000		17,200		2,312,000		2,328,000		20,800	
1,928,000		1,944,000		17,300		2,328,000		2,344,000		20,900	
1,944,000		1,960,000		17,400		2,344,000		2,360,000		21,000	
1,960,000		1,976,000		17,600		2,360,000		2,376,000		21,200	
1,976,000		1,992,000		17,700		2,376,000		2,392,000		21,300	
1,992,000		2,008,000		17,900		2,392,000		2,408,000		21,500	
2,008,000		2,024,000		18,000		2,408,000		2,424,000		21,600	
2,024,000		2,040,000		18,200		2,424,000		2,440,000		21,800	
2,040,000		2,056,000		18,300		2,440,000		2,456,000		21,900	

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
8,420,000	3,440,000	30,700	3,920,000	3,940,000	35,200	4,420,000	4,440,000	39,700	4,920,000	4,940,000	44,200
8,440,000	3,460,000	30,900	3,940,000	3,960,000	35,400	4,440,000	4,460,000	39,900	4,940,000	4,960,000	44,400
8,460,000	3,480,000	31,100	3,960,000	3,980,000	35,600	4,460,000	4,480,000	40,100	4,960,000	4,980,000	44,600
8,480,000	3,500,000	31,300	3,980,000	4,000,000	35,800	4,480,000	4,500,000	40,300	4,980,000	5,000,000	44,800
8,500,000	3,520,000	31,500	4,000,000	4,020,000	36,000	4,500,000	4,520,000	40,500	5,000,000	5,020,000	45,000
8,520,000	3,540,000	31,800	4,020,000	4,040,000	36,100	4,520,000	4,540,000	40,600	5,020,000	5,040,000	45,100
8,540,000	3,560,000	32,000	4,040,000	4,060,000	36,300	4,540,000	4,560,000	40,800	5,040,000	5,060,000	45,300
8,560,000	3,580,000	32,000	4,060,000	4,080,000	36,500	4,560,000	4,580,000	41,000	5,060,000	5,080,000	45,500
8,580,000	3,600,000	32,200	4,080,000	4,100,000	36,700	4,580,000	4,600,000	41,200	5,080,000	5,100,000	45,700
8,600,000	3,620,000	32,400	4,100,000	4,120,000	36,900	4,600,000	4,620,000	41,400	5,100,000	5,120,000	45,900
8,620,000	3,640,000	32,500	4,120,000	4,140,000	37,000	4,620,000	4,640,000	41,500	5,120,000	5,140,000	46,000
8,640,000	3,660,000	32,700	4,140,000	4,160,000	37,200	4,640,000	4,660,000	41,700	5,140,000	5,160,000	46,200
8,660,000	3,680,000	32,900	4,160,000	4,180,000	37,400	4,660,000	4,680,000	41,900	5,160,000	5,180,000	46,400
8,680,000	3,700,000	33,100	4,180,000	4,200,000	37,600	4,680,000	4,700,000	42,100	5,180,000	5,200,000	46,600
8,700,000	3,720,000	33,300	4,200,000	4,220,000	37,800	4,700,000	4,720,000	42,300	5,200,000	5,220,000	46,800
8,720,000	3,740,000	33,400	4,220,000	4,240,000	37,900	4,720,000	4,740,000	42,400	5,220,000	5,240,000	46,900
8,740,000	3,760,000	33,500	4,240,000	4,260,000	38,100	4,740,000	4,760,000	42,600	5,240,000	5,260,000	47,100
8,760,000	3,780,000	33,600	4,260,000	4,280,000	38,300	4,760,000	4,780,000	42,800	5,260,000	5,280,000	47,300
8,780,000	3,800,000	34,000	4,280,000	4,300,000	38,500	4,780,000	4,800,000	43,000	5,280,000	5,300,000	47,500
8,800,000	3,820,000	34,200	4,300,000	4,320,000	38,700	4,800,000	4,820,000	43,200	5,300,000	5,320,000	47,700
8,820,000	3,840,000	34,300	4,320,000	4,340,000	38,800	4,820,000	4,840,000	43,300	5,320,000	5,340,000	47,900
8,840,000	3,860,000	34,500	4,340,000	4,360,000	39,000	4,840,000	4,860,000	43,500	5,340,000	5,360,000	48,000
8,860,000	3,880,000	34,700	4,360,000	4,380,000	39,200	4,860,000	4,880,000	43,700	5,360,000	5,380,000	48,200
8,880,000	3,900,000	34,900	4,380,000	4,400,000	39,400	4,880,000	4,900,000	43,900	5,380,000	5,400,000	48,400
8,900,000	3,920,000	35,100	4,400,000	4,420,000	39,600	4,900,000	4,920,000	44,100	5,400,000	5,420,000	48,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職可得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
5,420,000	円	5,440,000	円	48,700	円	5,920,000	円	5,940,000	円	53,200	円
5,440,000	円	5,460,000	円	48,900	円	5,940,000	円	5,960,000	円	53,400	円
5,460,000	円	5,480,000	円	49,100	円	5,960,000	円	5,980,000	円	53,600	円
5,480,000	円	5,500,000	円	49,300	円	5,980,000	円	6,000,000	円	53,800	円
5,500,000	円	5,520,000	円	49,500	円	6,000,000	円	6,020,000	円	54,000	円
5,520,000	円	5,540,000	円	49,600	円	6,020,000	円	6,040,000	円	54,100	円
5,540,000	円	5,560,000	円	49,800	円	6,040,000	円	6,060,000	円	54,300	円
5,560,000	円	5,580,000	円	50,000	円	6,060,000	円	6,080,000	円	54,500	円
5,580,000	円	5,600,000	円	50,200	円	6,080,000	円	6,100,000	円	54,700	円
5,600,000	円	5,620,000	円	50,400	円	6,100,000	円	6,120,000	円	54,900	円
5,620,000	円	5,640,000	円	50,500	円	6,120,000	円	6,140,000	円	55,000	円
5,640,000	円	5,660,000	円	50,700	円	6,140,000	円	6,160,000	円	55,200	円
5,660,000	円	5,680,000	円	50,900	円	6,160,000	円	6,180,000	円	55,400	円
5,680,000	円	5,700,000	円	51,100	円	6,180,000	円	6,200,000	円	55,600	円
5,700,000	円	5,720,000	円	51,300	円	6,200,000	円	6,220,000	円	55,800	円
5,720,000	円	5,740,000	円	51,400	円	6,220,000	円	6,240,000	円	55,900	円
5,740,000	円	5,760,000	円	51,600	円	6,240,000	円	6,260,000	円	56,100	円
5,760,000	円	5,780,000	円	51,800	円	6,260,000	円	6,280,000	円	56,300	円
5,780,000	円	5,800,000	円	52,000	円	6,280,000	円	6,300,000	円	56,500	円
5,800,000	円	5,820,000	円	52,200	円	6,300,000	円	6,320,000	円	56,700	円
5,820,000	円	5,840,000	円	52,300	円	6,320,000	円	6,340,000	円	56,800	円
5,840,000	円	5,860,000	円	52,500	円	6,340,000	円	6,360,000	円	57,000	円
5,860,000	円	5,880,000	円	52,700	円	6,360,000	円	6,380,000	円	57,200	円
5,880,000	円	5,900,000	円	52,900	円	6,380,000	円	6,400,000	円	57,400	円
5,900,000	円	5,920,000	円	53,100	円	6,400,000	円	6,420,000	円	57,600	円

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満
7,420,000	7,440,000	66,700	7,620,000	7,640,000	68,500	7,820,000	7,840,000
7,440,000	7,460,000	66,900	7,640,000	7,660,000	68,700	7,840,000	7,860,000
7,460,000	7,480,000	67,100	7,660,000	7,680,000	68,900	7,860,000	7,880,000
7,480,000	7,500,000	67,300	7,680,000	7,700,000	69,100	7,880,000	7,900,000
7,500,000	7,520,000	67,500	7,700,000	7,720,000	69,300	7,900,000	7,920,000
7,520,000	7,540,000	67,600	7,720,000	7,740,000	69,400	7,920,000	7,940,000
7,540,000	7,560,000	67,800	7,740,000	7,760,000	69,600	7,940,000	7,960,000
7,560,000	7,580,000	68,000	7,760,000	7,780,000	69,800	7,960,000	7,980,000
7,580,000	7,600,000	68,200	7,780,000	7,800,000	70,000	7,980,000	8,000,000
7,600,000	7,620,000	68,400	7,800,000	7,820,000	70,200	11,000,000円以上	

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十九条の六、第三百二十九条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円
8,000	円未満	12,000	0	100,000	104,000	200,000	204,000
8,000		16,000	100	108,000	112,000	208,000	212,000
12,000		20,000	100	112,000	116,000	212,000	216,000
15,000		20,000	200	116,000	120,000	216,000	220,000
20,000		24,000	200	120,000	124,000	220,000	224,000
24,000		28,000	300	124,000	128,000	224,000	228,000
28,000		32,000	300	128,000	132,000	228,000	232,000
32,000		36,000	400	132,000	136,000	232,000	236,000
36,000		40,000	400	136,000	140,000	236,000	240,000
40,000		44,000	500	140,000	144,000	240,000	244,000
44,000		48,000	500	144,000	148,000	244,000	248,000
48,000		52,000	600	148,000	152,000	248,000	252,000
52,000		56,000	700	152,000	156,000	252,000	260,000
56,000		60,000	700	156,000	160,000	260,000	268,000
60,000		64,000	800	160,000	164,000	268,000	276,000
64,000		68,000	800	164,000	168,000	276,000	284,000
68,000		72,000	900	168,000	172,000	284,000	292,000
72,000		76,000	1,000	172,000	176,000	292,000	300,000
76,000		80,000	1,000	176,000	180,000	300,000	308,000
80,000		84,000	1,000	180,000	184,000	308,000	316,000
84,000		88,000	1,100	184,000	188,000	316,000	324,000
88,000		92,000	1,100	188,000	192,000	324,000	332,000
92,000		96,000	1,200	192,000	196,000	332,000	340,000
96,000		100,000	1,200	196,000	200,000	340,000	348,000

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	596,000	7,900	782,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
1,656,000	円	1,672,000	円	22,300	円	2,056,000	円	2,072,000	円	27,700	円
1,672,000		1,688,000		22,500		2,072,000		2,088,000		27,900	
1,688,000		1,704,000		22,700		2,088,000		2,104,000		28,100	
1,704,000		1,720,000		23,000		2,104,000		2,120,000		28,400	
1,720,000		1,736,000		23,200		2,120,000		2,136,000		28,600	
1,736,000		1,752,000		23,400		2,136,000		2,152,000		28,800	
1,752,000		1,768,000		23,600		2,152,000		2,168,000		29,000	
1,768,000		1,784,000		23,800		2,168,000		2,184,000		29,200	
1,784,000		1,800,000		24,000		2,184,000		2,200,000		29,400	
1,800,000		1,816,000		24,300		2,200,000		2,216,000		29,700	
1,816,000		1,832,000		24,500		2,216,000		2,232,000		29,900	
1,832,000		1,848,000		24,700		2,232,000		2,248,000		30,100	
1,848,000		1,864,000		24,900		2,248,000		2,264,000		30,300	
1,864,000		1,880,000		25,100		2,264,000		2,280,000		30,500	
1,880,000		1,896,000		25,300		2,280,000		2,296,000		30,700	
1,896,000		1,912,000		25,500		2,296,000		2,312,000		30,900	
1,912,000		1,928,000		25,800		2,312,000		2,328,000		31,200	
1,928,000		1,944,000		26,000		2,328,000		2,344,000		31,400	
1,944,000		1,960,000		26,200		2,344,000		2,360,000		31,600	
1,960,000		1,976,000		26,400		2,360,000		2,376,000		31,800	
1,976,000		1,992,000		26,600		2,376,000		2,392,000		32,000	
1,992,000		2,008,000		26,800		2,392,000		2,408,000		32,200	
2,008,000		2,024,000		27,100		2,408,000		2,424,000		32,500	
2,024,000		2,040,000		27,300		2,424,000		2,440,000		32,700	
2,040,000		2,056,000		27,500		2,440,000		2,456,000		32,900	

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
3,420,000	3,440,000	51,100	3,920,000	3,940,000	69,100	4,420,000	4,440,000	87,100	4,920,000	4,940,000	105,100	3,420,000	3,440,000	51,100	3,920,000	3,940,000	69,100
3,440,000	3,460,000	51,800	3,940,000	3,960,000	69,800	4,440,000	4,460,000	87,800	4,940,000	4,960,000	105,800	3,440,000	3,460,000	51,800	3,940,000	3,960,000	69,800
3,460,000	3,480,000	52,500	3,960,000	3,980,000	70,500	4,460,000	4,480,000	88,500	4,960,000	4,980,000	106,500	3,460,000	3,480,000	52,500	3,960,000	3,980,000	70,500
3,480,000	3,500,000	53,200	3,980,000	4,000,000	71,200	4,480,000	4,500,000	89,200	4,980,000	5,000,000	107,200	3,480,000	3,500,000	53,200	3,980,000	4,000,000	71,200
3,500,000	3,520,000	54,000	4,000,000	4,020,000	72,000	4,500,000	4,520,000	90,000	5,000,000	5,020,000	108,000	3,500,000	3,520,000	54,000	4,000,000	4,020,000	72,000
3,520,000	3,540,000	54,700	4,020,000	4,040,000	72,700	4,520,000	4,540,000	90,700	5,020,000	5,040,000	108,700	3,520,000	3,540,000	54,700	4,020,000	4,040,000	72,700
3,540,000	3,560,000	55,400	4,040,000	4,060,000	73,400	4,540,000	4,560,000	91,400	5,040,000	5,060,000	109,400	3,540,000	3,560,000	55,400	4,040,000	4,060,000	73,400
3,560,000	3,580,000	56,100	4,060,000	4,080,000	74,100	4,560,000	4,580,000	92,100	5,060,000	5,080,000	110,100	3,560,000	3,580,000	56,100	4,060,000	4,080,000	74,100
3,580,000	3,600,000	56,800	4,080,000	4,100,000	74,800	4,580,000	4,600,000	92,800	5,080,000	5,100,000	110,800	3,580,000	3,600,000	56,800	4,080,000	4,100,000	74,800
3,600,000	3,620,000	57,600	4,100,000	4,120,000	75,600	4,600,000	4,620,000	93,600	5,100,000	5,120,000	111,600	3,600,000	3,620,000	57,600	4,100,000	4,120,000	75,600
3,620,000	3,640,000	58,300	4,120,000	4,140,000	76,300	4,620,000	4,640,000	94,300	5,120,000	5,140,000	112,300	3,620,000	3,640,000	58,300	4,120,000	4,140,000	76,300
3,640,000	3,660,000	59,000	4,140,000	4,160,000	77,000	4,640,000	4,660,000	95,000	5,140,000	5,160,000	113,000	3,640,000	3,660,000	59,000	4,140,000	4,160,000	77,000
3,660,000	3,680,000	59,700	4,160,000	4,180,000	77,700	4,660,000	4,680,000	95,700	5,160,000	5,180,000	113,700	3,660,000	3,680,000	59,700	4,160,000	4,180,000	77,700
3,680,000	3,700,000	60,400	4,180,000	4,200,000	78,400	4,680,000	4,700,000	96,400	5,180,000	5,200,000	114,400	3,680,000	3,700,000	60,400	4,180,000	4,200,000	78,400
3,700,000	3,720,000	61,200	4,200,000	4,220,000	79,200	4,700,000	4,720,000	97,200	5,200,000	5,220,000	115,200	3,700,000	3,720,000	61,200	4,200,000	4,220,000	79,200
3,720,000	3,740,000	61,900	4,220,000	4,240,000	79,900	4,720,000	4,740,000	97,900	5,220,000	5,240,000	115,900	3,720,000	3,740,000	61,900	4,220,000	4,240,000	79,900
3,740,000	3,760,000	62,600	4,240,000	4,260,000	80,600	4,740,000	4,760,000	98,600	5,240,000	5,260,000	116,600	3,740,000	3,760,000	62,600	4,240,000	4,260,000	80,600
3,760,000	3,780,000	63,300	4,260,000	4,280,000	81,300	4,760,000	4,780,000	99,300	5,260,000	5,280,000	117,300	3,760,000	3,780,000	63,300	4,260,000	4,280,000	81,300
3,780,000	3,800,000	64,000	4,280,000	4,300,000	82,000	4,780,000	4,800,000	100,000	5,280,000	5,300,000	118,000	3,780,000	3,800,000	64,000	4,280,000	4,300,000	82,000
3,800,000	3,820,000	64,800	4,300,000	4,320,000	82,800	4,800,000	4,820,000	100,800	5,300,000	5,320,000	118,800	3,800,000	3,820,000	64,800	4,300,000	4,320,000	82,800
3,820,000	3,840,000	65,500	4,320,000	4,340,000	83,500	4,820,000	4,840,000	101,500	5,320,000	5,340,000	119,500	3,820,000	3,840,000	65,500	4,320,000	4,340,000	83,500
3,840,000	3,860,000	66,200	4,340,000	4,360,000	84,200	4,840,000	4,860,000	102,200	5,340,000	5,360,000	120,200	3,840,000	3,860,000	66,200	4,340,000	4,360,000	84,200
3,860,000	3,880,000	66,900	4,360,000	4,380,000	84,900	4,860,000	4,880,000	102,900	5,360,000	5,380,000	120,900	3,860,000	3,880,000	66,900	4,360,000	4,380,000	84,900
3,880,000	3,900,000	67,600	4,380,000	4,400,000	85,600	4,880,000	4,900,000	103,600	5,380,000	5,400,000	121,600	3,880,000	3,900,000	67,600	4,380,000	4,400,000	85,600
3,900,000	3,920,000	68,400	4,400,000	4,420,000	86,400	4,900,000	4,920,000	104,400	5,400,000	5,420,000	122,400	3,900,000	3,920,000	68,400	4,400,000	4,420,000	86,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
5,420,000	5,440,000	123,100	5,920,000	5,940,000	141,100	6,420,000	6,440,000	159,100	6,920,000	6,940,000	177,100
5,440,000	5,460,000	123,800	5,940,000	5,960,000	141,800	6,440,000	6,460,000	159,800	6,940,000	6,960,000	177,800
5,460,000	5,480,000	124,500	5,960,000	5,980,000	142,500	6,460,000	6,480,000	160,500	6,960,000	6,980,000	178,500
5,480,000	5,500,000	125,200	5,980,000	6,000,000	143,200	6,480,000	6,500,000	161,200	6,980,000	7,000,000	179,200
5,500,000	5,520,000	126,000	6,000,000	6,020,000	144,000	6,500,000	6,520,000	162,000	7,000,000	7,020,000	180,000
5,520,000	5,540,000	126,700	6,020,000	6,040,000	144,700	6,520,000	6,540,000	162,700	7,020,000	7,040,000	180,700
5,540,000	5,560,000	127,400	6,040,000	6,060,000	145,400	6,540,000	6,560,000	163,400	7,040,000	7,060,000	181,400
5,560,000	5,580,000	128,100	6,060,000	6,080,000	146,100	6,560,000	6,580,000	164,100	7,060,000	7,080,000	182,100
5,580,000	5,600,000	128,800	6,080,000	6,100,000	146,800	6,580,000	6,600,000	164,800	7,080,000	7,100,000	182,800
5,600,000	5,620,000	129,600	6,100,000	6,120,000	147,600	6,600,000	6,620,000	165,600	7,100,000	7,120,000	183,600
5,620,000	5,640,000	130,300	6,120,000	6,140,000	148,300	6,620,000	6,640,000	166,300	7,120,000	7,140,000	184,300
5,640,000	5,660,000	131,000	6,140,000	6,160,000	149,000	6,640,000	6,660,000	167,000	7,140,000	7,160,000	185,000
5,660,000	5,680,000	131,700	6,160,000	6,180,000	149,700	6,660,000	6,680,000	167,700	7,160,000	7,180,000	185,700
5,680,000	5,700,000	132,400	6,180,000	6,200,000	150,400	6,680,000	6,700,000	168,400	7,180,000	7,200,000	186,400
5,700,000	5,720,000	133,200	6,200,000	6,220,000	151,200	6,700,000	6,720,000	169,200	7,200,000	7,220,000	187,200
5,720,000	5,740,000	133,900	6,220,000	6,240,000	151,900	6,720,000	6,740,000	169,900	7,220,000	7,240,000	187,900
5,740,000	5,760,000	134,600	6,240,000	6,260,000	152,600	6,740,000	6,760,000	170,600	7,240,000	7,260,000	188,600
5,760,000	5,780,000	135,300	6,260,000	6,280,000	153,300	6,760,000	6,780,000	171,300	7,260,000	7,280,000	189,300
5,780,000	5,800,000	136,000	6,280,000	6,300,000	154,000	6,780,000	6,800,000	172,000	7,280,000	7,300,000	190,000
5,800,000	5,820,000	136,800	6,300,000	6,320,000	154,800	6,800,000	6,820,000	172,800	7,300,000	7,320,000	190,800
5,820,000	5,840,000	137,500	6,320,000	6,340,000	155,500	6,820,000	6,840,000	173,500	7,320,000	7,340,000	191,500
5,840,000	5,860,000	138,200	6,340,000	6,360,000	156,200	6,840,000	6,860,000	174,200	7,340,000	7,360,000	192,200
5,860,000	5,880,000	138,900	6,360,000	6,380,000	156,900	6,860,000	6,880,000	174,900	7,360,000	7,380,000	192,900
5,880,000	5,900,000	139,600	6,380,000	6,400,000	157,600	6,880,000	6,900,000	175,600	7,380,000	7,400,000	193,600
5,900,000	5,920,000	140,400	6,400,000	6,420,000	158,400	6,900,000	6,920,000	176,400	7,400,000	7,420,000	194,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
7,420,000	7,440,000	195,100	7,620,000	7,640,000	202,300	7,820,000	7,840,000	209,500	8,000,000	11,000,000	11,000,000
7,440,000	7,460,000	195,800	7,640,000	7,660,000	203,000	7,840,000	7,860,000	210,200			
7,460,000	7,480,000	196,500	7,660,000	7,680,000	203,700	7,860,000	7,880,000	210,900			
7,480,000	7,500,000	197,200	7,680,000	7,700,000	204,400	7,880,000	7,900,000	211,600			
7,500,000	7,520,000	198,000	7,700,000	7,720,000	205,200	7,900,000	7,920,000	212,400			
7,520,000	7,540,000	198,700	7,720,000	7,740,000	205,900	7,920,000	7,940,000	213,100			
7,540,000	7,560,000	199,400	7,740,000	7,760,000	206,600	7,940,000	7,960,000	213,800			
7,560,000	7,580,000	200,100	7,760,000	7,780,000	207,300	7,960,000	7,980,000	214,500			
7,580,000	7,600,000	200,800	7,780,000	7,800,000	208,000	7,980,000	8,000,000	215,200			
7,600,000	7,620,000	201,600	7,800,000	7,820,000	208,800						
									11,000,000円以上		

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

の三第五項」を「附則第十九条の三第四項」に、「既適用市街化区域農地に係る平成三年度分」を「平成三年度適用市街化区域農地に係る平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項を削る。

附則第二十八条第四項中「同条第五項」を「同条第四項」に、「既適用市街化区域農地」を「平成三年度適用市街化区域農地」に改める。

附則第二十九条の二中「(以下「農地課税相当額」という。)」を削る。

附則第二十九条の四第一項中「同条第二項及び第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第二十九条の五を次のように改める。

(宅地化農地)に対して課する固定資産税及び都市計画税の納稅義務の免除等)

第二十九条の五 市町村は、平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、平成四年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地で当該市街化区域農地の所有者が平成三年四月一日から平成四年十一月三十までの間に当該市街化区域農地につき都

市計画法第二十九条に規定する開発行為の許可(以下本項において「開発許可」という。)の申請その他の計画的な宅地化のための手続

で政令で定めるものを開始し、かつ、当該手続

が開始されたことにつき市町村長の認定を受けたもの(以下本項及び第五項において「宅地化農地」という。)に対してその者に課する

固定資産税及び都市計画税については、当該

宅地化農地について平成三年四月一日から平成五年十二月三十一日までの間に開発許可そ

の他の政令で定める宅地化のための計画策定等がなされたことにつき市町村長の確認を受けた場合には、平成四年度分及び平成五年度分(平成四年度に当該確認を受けたときにおける固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徵

取金に係る納稅義務を免除するものとする。の三第五項」を「附則第十九条の三第四項」に、「既適用市街化区域農地に係る平成三年度分」を「平成三年度適用市街化区域農地に係る平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項を削る。

附則第二十八条第四項中「同条第五項」を「同条第四項」に、「既適用市街化区域農地」を「平成三年度適用市街化区域農地」に改める。

附則第二十九条の二中「(以下「農地課税相当額」という。)」を削る。

附則第二十九条の四第一項中「同条第二項及び第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第二十九条の五を次のように改める。

(宅地化農地)に対して課する固定資産税及び都市計画税の納稅義務の免除等)

2 前項の認定を受けようとする者は、平成四年四月一日から平成五年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申告しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 第一項の確認を受けようとする者は、平成四年四月一日から平成六年一月三十一日までの間にその旨を市町村長に申請しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

4 市町村長は、第一項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5 市町村長は、第一項の認定をした場合には、平成六年三月三十一日までの期間、当該認定に係る宅地化農地に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徵収金の徵収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予を取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を納付しなければならない。

7 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一

項から第三項までの規定は第五項の規定による徴収の猶予について、第十二条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第五項後段の規定による担保の提供及び処分について準用する。

8 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課された土地について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該固定資産税又は都市計画税の納稅義務者との申請に基づいて、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徵収金を還付するものとする。

9 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徵収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

10 前二項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を還付し、又は充當する場合には、第八項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項(第一号から第三号までを除く。)の規定を適用する。

11 第二項の申告及び第三項の申請の手続その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 市町村は、平成五年度までに第一項の確認を受けた土地に対して同項の納稅義務の免除を受けた者に課する固定資産税又は都市計画税

税について、平成六年度分(平成四年度に当該確認を受けた場合にあつては、平成五年度分及び平成六年度分)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該確認に係る土地の固定

資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額を当該確認に係る土地の固定

資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

13 前項の規定の適用がある場合において、平成五年度又は平成六年度に附則第十六条第四項の規定の適用を受けることとなつたときにおける同項の適用については、同項中「当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度」とあるのは、「平成七年度」とする。

14 第一項、第五項又は第十二条の規定の適用を受ける土地に係る固定資産税又は都市計画税については、附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。ただし、第五項の規定の適用を受けた土地につき第六項の規定の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

15 前各項の規定は、平成四年度に係る賦課期市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域及び市街化調整区域に属する都市計画が当該

市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地に係る固定資産税及び都市

計画税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

16 市町村は、市街化区域設定期限(都市計画法第七条第一項の規定の適用がないことその他の政令で定めたことその他の政令で定める事由において、市街化区域設定期限の属する年の翌年の一月一日(当該市街化区域設定期限をいう。一月一日を賦課期日とする年度)を以降本条において同じ。)分の生じた日(以下本条において「市街化区域設定期」という。)とその他の政令で定めたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地に係る固定資産税及び都市計画税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項
市町村は、平成

成六年度まで」に改め、同項中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」を「平成四年度から平成六年度まで」に改め、「(当該市街化区域農地のうち、同項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について同法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額)」を削る。

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 成五年四月一日
第一條中地方税法附則第十九条の二第一項
の改正規定 生産緑地法の一部を改正する法
律(平成三年法律第 号)の施行の日

二　第一条中地方税法第五十三条第三項、第七十二条の十四第一項ただし書、第三百二十二条の八第三項、附則第八条の二、附則第九条の第二項及び附則第十二条の改正規定並びに第二条中同法附則第十一条の四第三項の改正規定並びに次条第八項並びに附則第三条、第四条第二項、第五条及び第七条第八項の規定　平成四年一月一日

二 第一条中地方税法第二十四条第一項第五号の四及び第三百四十四条の二第一項第五号の四の改正規定 同法附則第三十四条第一項の改正規定（「以下次条まで」を「附則第三十四条の三」に改める部分に限る。）、同法附則第三十四条の二の改正規定、同法附則第三十四条の三を削る改正規定 同法附則第三十四条の四第一項の改正規定（「第三十一条の四第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める部分に限る。）並びに同条を同法附則第三十四条の三とする改正規定、第二条の規定（同法附則第十一條の四第三項の改正規定を除く。）並びに次条第六項並びに附則第七条第六項、第十一條、第十二条、第十八条第二十一條第

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新法第四十一條第一項の規定によってその例によることとする新法第三百二十八条の第五第二項の規定による特別徵収に係る部分に限る。）は、平成三年中に支払うべき退職手当等で平成三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に支払われるも

課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十日までの間に新築され、かつ、貸家の用に供された第二条の規定による改正前の地方税法附則第十六条第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)
3 第十二条 平成三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(市街化区域農地に對して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置)
3 第十二条 平成三年度分の固定資産税について所長する第一条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地で平成三年度分の固定資産税について同法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けたものに對して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成三年度に係る賦課期日後において第二条の規定による改正後の地方税法附則第十九条の規定による改正前の地目の変換その他の政令で定める事情により新たに同法附則第十九条の二に規定する市街化区域農地となつた土地のう

ち、当該土地に類似する市街化区域農地が前項に規定する市街化区域農地である場合における当該土地に對して課する固定資産税又は都市計

画税の額は、当該土地が同年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなし、第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三及び第十九条の四の規定又は同法附則第二十七条及び第二十七条の二の規定の例により算定した税額とする。

3 第一条の規定による改正後の地方税法附則第二十九条の五第一項、第五項又は第十二項の規定の適用を受ける土地に係る固定資産税又は都市計画税については、前二項の規定は、適用しない。ただし、同条第五項の規定の適用を受け

た土地につき同条第六項の規定の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

(特別土地保有税に関する経過措置)

3 第十三条 新法第五百八十六条第二項第二号ロの規定(土地に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成三年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、平成二年度分までの土地に對して課する特別土地保有税に関する部分については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)
3 第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第六項において同じ。)に關する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成三年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に對して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び平成三年前の年分の個人の事業及び平成三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第二号ロの規定(土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に對して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税及び特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十一年法律第九十七号)が効力を失つ日の前日までにされる同号に規定する土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六条第二項第十三号の三に規定する土地に係る平成三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税及び特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十一年法律第九十七号)が効力を失つ日の前日までにされる同号に規定する土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別

土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別

土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別

土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別

土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別

土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に對して課する特別

三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号中「一月一日以前一年以内」とあり、及び新法附則第三十二条の四第二項中「当該基準日前一年以内」とあるのは、「平成三年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

(事業所税に関する経過措置)

3 第十五条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、平成三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)
3 第十六条 新法附則第十二条の三の規定は、平成三年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
3 第十七条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)
3 第十八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法の規定中都市計画税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)
3 第十九条 新法附則第二十条の二の規定は、平成三年度以後の年度分の軽自動車税について適用する部分は、平成四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 第二十一条 新法附則第二十二条の三第三項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(事業所用家屋の新築又は増築に對して課すべき事業所税に関する経過措置)
3 第二十二条 新法附則第二十二条の三第三項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(事業所用家屋の新築又は増築に對して課すべき事業所税に関する経過措置)

3 第二十三条 新法附則第二十三条の三第三項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(事業所用家屋の新築又は増築に對して課すべき事業所税に関する経過措置)

3 第二十四条 新法附則第二十四条の三第三項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(事業所用家屋の新築又は増築に對して課すべき事業所税に関する経過措置)

5 新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(第三十二条の三第八項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に對して課すべき事業所税に関する経過措置)

5 第三十二条の三第八項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に對して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

(第三十二条の三第三項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に對して課すべき事業所税に関する経過措置)

5 第三十二条の三第三項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に對して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

改正する法律(平成三年法律第二号)第二条の規定による改正前の地方税法附則第十八条第一項と、「二分の一で除して得た額」とあるのは、「二分の一で除して得た額(当該市街化区域農地のうち、同項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について同法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額)」とする。

3 附則第十二条第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地については、第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法附則第十五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項(見出しを含む。)中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」とあるのは、「平成四年度から平成六年度まで」とする。(政令への委任)

第二十四条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「地方税法第百三条」を「同法第百三条」に、「自動車取得税」を、「特別

地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第百四十四条の二の規定により市町村に対し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金(以下「特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、自動車取得税に、「地方税法第六百九十九条の三十二」を「同法第六百九十九条の三十二」に、「当該市町村の自動車取得税交付金」を「当該市町村の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金」に、「当

該指定市の自動車取得税交付金」を「当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分之七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金」に改め、同条第三項の表市町村の項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次のように加える。

—十 特別地方消費税交付金の交付額

第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額から適用する。

2 平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額」とする。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「次項において同じ。」を削り、同条第三項を削る。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十八条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「平成三年」を「平成四年」に改め、同条第六項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月二十一日」に改める。

平成三年四月二十一日印刷

平成三年四月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局